

タイトル	佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社職員組合の運動と組織力」(下の一)
著者	大場，四千男
引用	北海学園大学経営論集，7(1)：41-121
発行日	2009-06-25

佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社 職員組合の運動と組織力」(下の一)

北海道石炭鉱業資料集監修
大 場 四 千 男

目 次

- 第1章 戦後の混乱と生産復興
- 第2章 経営民主化
- 第3章 組織
- 第4章 労働協約
- 第5章 賃金と給与交渉
- 第6章 退職金手当
- 第7章 合理化 (以上迄前号)
- 第8章 合理化(2) (本号)

第8章 合理化(2)

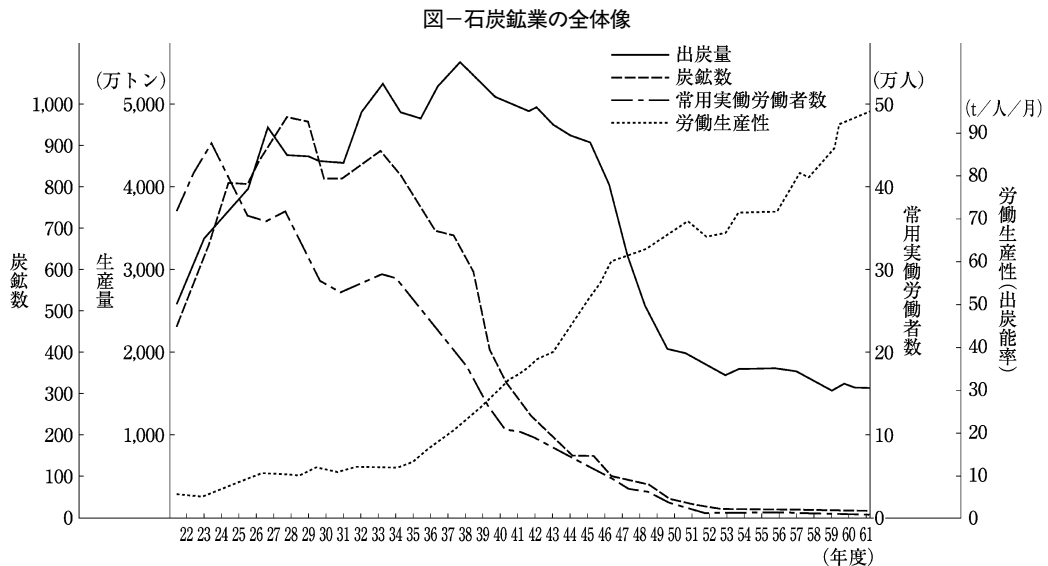
- 第1節 石炭鉱業の合理化全体像
- 第2節 昭和40年代石炭鉱業の不況構造
- 第3節 昭和40年代における合理化構造
 - 1 産業構造の二重構造
 - 2 石炭鉱業の間接的国家管理
- 第4節 エネルギー革命における油炭格差
 - 1 昭和30年代石炭と石油の競争構造
 - 2 昭和40年代石炭と石油の競争構造
- 第5節 昭和40年代初め北炭の合理化と職員組合の運動
 - 1 石炭鉱業の構造的な不況
 - 2 石炭化学研究所の分離独立
 - 3 美流渡炭鉱、東幌内炭鉱の合併
 - 4 空知炭鉱、赤間炭鉱統合
 - 5 資材部の復活
 - 6 電子計算機の導入
 - 7 北星炭鉱閉山反対闘争
- 第6節 北炭の自立基盤崩壊
 - 1 昭和44年緊急労使協議会
 - 2 会社資金繰りに協力
 - 3 社内に炭鉱実態調査団を設置
 - 4 特別労使協議会で重大提案
 - 5 新二岐炭鉱(角田炭)の閉山

- 6 夕張新炭鉱の開発に着手
 - 7 夕張炭鉱第二炭鉱の終堀
 - 8 夕張炭鉱第二炭鉱終堀後の経過
 - 9 会社機構改革北海道支社を廃止
- 第7節 円高と輸入炭増大期 北炭の地滑りの閉山
- 1 北炭安定に関する意見を提言
 - 2 赤間炭鉱閉山に伴う空知炭鉱への集約
 - 3 夕張炭鉱第一坑及び平和炭鉱の夕張新炭鉱への移行
- (一) 統廃合過程
 - (二) 夕張新炭鉱の深部開発と北炭の再建計画見直し
- 4 夕張炭鉱第一炭鉱の終堀とその後の経過
- 第8節 石油危機と国内炭の回復
- 1 経営危機突破のための緊急措置
 - 2 会社提案に対する北炭職組の態度
 - 3 平和炭鉱閉山と夕張新炭鉱への移行
 - 4 万字炭鉱閉山反対闘争
- (一) 万字炭鉱への友情応援
 - (二) 本層採掘に着手
 - (三) 台風6号による影響で水没
 - (四) 復旧対策
- 第9節 幌内炭鉱災害と生産三社体制
- 1 幌内炭鉱復旧並びに北炭再建問題
- (一) 石炭鉱業審議会経営部会の経過
 - (二) 会社提案に対する組合側の対応
 - (三) 再建計画合意後の経過
 - (四) 北炭の対応
 - (五) 石炭審経理部会の答申
 - (六) 北炭職組の対応
 - (七) 幌内再建問題で労使が国会に招かれる
- 2 夕張新第二炭鉱閉山
- (一) 会社の閉山方針
 - (二) 北炭職組の態度
 - (三) 夕張労組の閉山反対
 - (四) 政府見解
 - (五) 妥結内容
 - (六) 夕張新第二炭鉱閉山妥結後の経過
- 3 見直し再建計画と生産三社体制
- 4 化成工業所の閉鎖
- 5 修正見直し再建計画
- 6 分社に伴う社員の人員合理化

第8章 合理化(2)

第1節 石炭鉱業の合理化全体像

ここでは石炭鉱業の戦後史の全体像のうち、前半の合理化(昭和37年迄)に対して後半の合理化(昭和38年以降)を課題にする。したがって、石炭鉱業の全体像は下の図に要約することができる。



(資料：石炭鉱業合理化事業団(石炭鉱業合理化政策史研究会編「石炭鉱業合理化政策史」400-401頁より引用))

この図一石炭鉱業の全体像では、(1)昭和37年頃までの前半の合理化期は昭和22年の傾斜生産から石炭鉱業が全体的に右肩上がりの成長を続け、出炭量で2,000万トンから5,500万トンのピークに登りつめる上昇期であったと特徴づけることができる。しかし、エネルギー革命の現れである石油の貿易自由化が昭和38年頃に本格化し始めるや、石炭と石油の立場が逆転し、石油革命の時期を迎える。すなわち、石油革命は一挙に石炭を構造的な不況業界に転落させることとなる。合理化の後半期は昭和38年頃からその深刻の度を深める。図に示されるように、出炭量と常用実働労働者数は釣瓶落^{つるべおとし}の急減となり、右下りの下降線を描くのである。

すなわち、ここでは右肩下がり^{やぶ}の結果、5,000万トンから2,000万トンへ縮小する斜陽化の原因をエネルギー革命に求めるが、その結果、石炭産業は(1)石油価格の安さ、(2)原料炭の自由化による輸入炭の前に価格競争に敗れるのである。北炭は昭和40年代に入るや、各炭鉱の深部化と炭量の枯渇化とに直面し、なだれ閉山を石油革命の前に余儀なくされるのである。

それゆえ、後半の合理化への対応として北炭の職鉱労組は出炭能率を高める生産性向上を進め、石油価格に石炭価格を摺り合わせる労働運動を担うことで前半の合理化との相違する取組

みをするのである。

しかし、前半の合理化と後半の合理化に共通化する点は石炭鉱業がこれら合理化を国策として推進する動機の一つは、石炭鉱業の高炭価が日本経済、とりわけ重化学工業の発達に対して障害となっていることから、この高炭価を解消して一次エネルギーの安定供給の役割を果たすことを目的として機能すべく、ドラッカーのいうマネジメント論を実践しようとするを労使関係の共通課題とするのである。それゆえ、北炭の職鉱組合は企業内組合として機能するが、その限界ギリギリのところで鉱員及び職員の人權、労働及び生活のコミュニティとしての役割を果たすことを求められ、その道徳的責任を果たそうとする。

昭和40年代において合理化は北炭になだれ閉山を初めて持たらし、羽幌炭鉱、北星炭鉱、新二岐炭鉱（角田鉱）、夕張炭鉱第二鉱、赤間炭鉱、夕張炭鉱第一鉱、平和炭鉱、万字炭鉱、夕張新第二炭鉱と閉山ラッシュが続き、本章合理化(2)を特色づけるのである。まさに、北炭職員組合は合理化となだれ閉山に直面し、労働運動を激しく闘うが、日本経済、とりわけエネルギー革命と高度経済成長にとって阻害要因となることを避けながら、悪に翻弄される歴史の歩み続けるのである。

第2節 昭和40年代石炭鉱業の不況構造

高度経済成長が大量の一次エネルギーを消費し、日本を世界の経済大国へ押し上げるが、こうした奇跡的な歴史の背景には光を支える陰の部分（石炭鉱業）が大きな犠牲を余儀なくされることで果されるのである。このため、政府は石炭鉱業を歴史の舞台から姿を消すために静かな軟着陸を石炭政策として長い時間をかけて取組むこととなる。

したがって、昭和40年代に石炭鉱業がエネルギー革命の中で炭主油従から油主炭従への転換を余儀なくされるが、このことは炭価1,200円の引き下げを契機にする石炭鉱業の構造的赤字を累積させながら、石油価格に石炭価格を摺り合わせる歴史となり、下の表と次頁の図に示される展開となる。

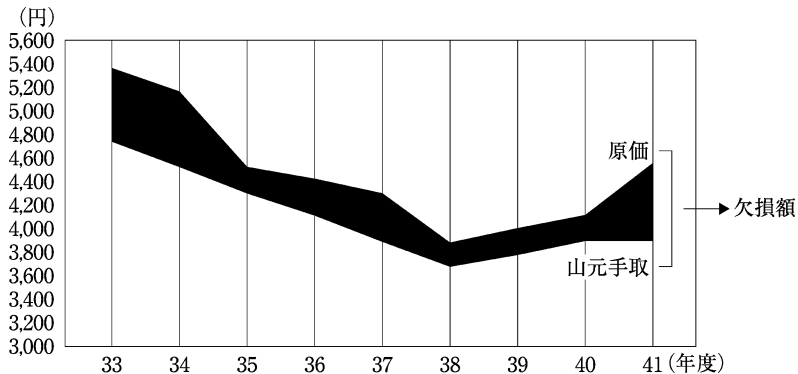
表一炭価1,200円引き下げの影響 (円／トン)

年 度 項 目	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
山元手取	4,750	4,460	4,277	4,067	3,782	3,577	3,638	3,859	3,866
原 価	5,212	4,959	4,497	4,378	4,211	3,755	3,892	3,978	4,330
自産炭損益	△462	△499	△220	△311	△429	△178	△254	△119	△464

(資料：石炭協会)

炭価1,200円の引き下げは昭和33年から38年における炭鉱企業に課せられる国策＝石炭政策として求められ、その実現は高度経済成長の求める第一次エネルギー源としての石炭の高炭価を解消することを意味する。その結果、表の炭価1,200円引き下げの影響に示されるように、自産炭損失（赤字経営）が昭和33年から38年迄累積するのである。すなわち、昭和33年の石炭トン当たりの山元手取（販売）は4,750円であったが、38年の山元手取は3,577円となり、その差額1,200円が炭価引き下げとして表われる。したがって、炭価引き下げは赤字経営

図一炭価 1,200 円引き下げによる炭鉱企業の赤字経営



(資料：石炭協会 (「石炭鉱業合理化政策史」115 頁より引用))

を引き起こし、炭鉱経営の自立基盤を崩壊させる形で実現される。こうした形での高炭価問題の解決を国策として実現を図ったことは、石炭鉱業を間接的な国家管理体制の下に置き、政策金融及び政策需要で石炭鉱業を支えることを余儀なくするのである。上の図は炭価 1,200 円引き下げによる炭鉱企業の赤字経営を表わし、38 年以降もむしろ拡大を続けているが、これは標準炭価の設定により、低炭価を維持することに由来するのである。それゆえ、昭和 40 年代の石炭鉱業は炭価 1,200 円引き下げの維持を国策として要請され、その赤字経営の再建を生産性向上と低賃金・低コストに求める合理化を余儀なくし、なだれ閉山の原因となるのである。したがって、国の石炭政策は炭価 1,200 円引下げにより石炭鉱業の経営基盤を破綻させ、静かな軟着陸で石炭鉱業の終焉を計画的に進めるべく、昭和 37 年から第一次石炭政策を実施し、昭和 48 年の第五次石炭政策となって表れるが、これは次頁の図一石炭政策第一次から第五次に示される。

この次頁の図から窺えるように、石炭政策は昭和 40 年代において第一次から第五次まで次から次へと立案され、実施されるが、しかし、なだれ閉山の後追いを続けるという無策を露呈し続け、昭和 48 年の第一次石油危機でようやく追いつくのであり、第六次石炭政策で逆に石油に代替するエネルギーとして位置づけられるのである。したがって、第一次から第五次までの石炭政策は(1)政策需要 (長期取引)、(2)政策金融 (赤字借入金^{ハフチュウ}の肩代わり)、(3)石炭対策特別会計制度、(4)閉山交付金、(5)離職者、鉱害、産炭地振興等を中心に実施し、静かな軟着陸を進めるのである。さらに、石炭鉱業は昭和 38 年の出炭量 5,110 万トンから 50 年に 1,890 万トンへ急減し、実に 3,220 万トンの削減、つまり 40 パーセントに縮小するのである。昭和 40 年代でのこうした出炭量の急減は昭和 50 年代の石油危機を深刻化させ、第一次エネルギーの安定供給を欠くこととなり、日本経済の高度経済成長を阻害する構造的要因と化するが、しかし、エネルギー政策の破綻を白日夢に晒すこととなる。と同時に、昭和 40 年代の合理化は石炭鉱業の深部化採掘と坑道掘伸の延長とで困難に直面し、経営赤字を背景にして深刻な炭鉱災害を毎年の行事の如く誘発し、昭和 38 年 11 月の三池三川炭じん爆発から 50 年 11 月の北炭幌内炭鉱ガス爆発への連続的災害を構造的に生み出すことになるのである。

図一石炭政策第一次から第五次

	38年度	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
長期石炭計画 とその実施 された期間	第1次策(37.10.13 答申)													
	第2次策(39.12.16 答申)													
	第3次策(41.7.25 答申)													
	第4次策(43.12.25 答申)													
	第5次策(47.6.29 答申)													
内閣改造 年月日	37.7.18	39.7.18	40.6.3	41.12.3	42.11.25	42.11.30		45.1.14	46.7.5	47.7.6		49.12.9		
当時の 通産大臣	福田 一 桜内義雄		三木武夫		椎名悦三郎			宮沢喜一 田中角栄			中曽根康弘			河本敏夫
計画策定の 動機	エネルギー革命の進展, 36年7月石油輸入自由化による石炭産業の危機		離山ムードの拡大, ビルドの遅れ等により企業経営悪化		重大災害のひん発, 保安面での整備の立遅れによる出炭不振等			コスト上昇, 赤字の増大, 労働力の流出等石油産業をめぐる諸条件の悪化				石炭産業をめぐる諸条件の一層の悪化(公害規制の進行等も含む)		
	1. 石炭の長期引取数量の増大(石炭火力発電所の建設促進等) 2. 石炭専用船の建造 3. 電力用炭価格安定のための電力用炭精算額の設立 4. 骨格坑道の整備等, 生産体制の近代化 5. 炭鉱離職者対策		1. 第1次対策の補完 2. 炭価上げ(一般炭 300円/トン, 原料炭 200円/トン) 3. 電力用炭精算額を電力用炭販売額に改組		1. 1,000億円の第1次肩代りの実施 2. 安定供給金の交付 3. 増加引取交付金制度の創設 4. 炭鉱整理促進の強化 5. 石炭対策特別会計の創設(45年度迄)			1. 850億円の第2次肩代りの実施 2. 特別閉山交付金制度の創設 3. 石炭対策特別会計の存続期間の延長(48年度迄)				1. 645億円の第3次肩代りの実施 2. 運転資金対策 3. 炭価改訂ルールの確立 4. 管理委員会の設置 5. 各種補助金, 融資率の引上げ		
出炭量 (万トン)	5,110	5,077	5,011	5,055	4,706	4,628	4,358	3,833	3,173	2,698	2,093	2,029	1,860	
	481	474	535	318	444	297	606	885	525	432	429	9	64	
炭鉱数	306	263	222	198	158	142	96	74	70	55	37	36	35	
労働者数 (万人)	12.3	11.3	10.7	10.0	8.6	7.7	5.7	4.8	3.8	2.9	2.4	2.3	2.2	
炭鉱災害 (死亡者 15名以上)	三池炭じん爆発 (38年 11月)	夕張ガス爆発 (40年 2月)	伊王島ガス爆発 (40年 4月) 山野ガス爆発 (40年 6月)	奔別ガス爆発 (41年 11月)	美唄ガス爆発 (43年 1月)	平和坑内火災 (43年 7月)	茂尻ガス爆発 (44年 4月) 歌志内ガス突出 (44年 5月)	三井砂川ガス爆発 (45年 12月)	歌志内ガス突出 (46年 7月)	石狩ガス爆発 (47年 11月)		三井砂川炭鉱災害 (49年 12月)	北炭鶴幌内炭鉱ガス爆発 (50年 11月)	

(「石炭鉱業合理化政策史」374-375頁より引用)

第3節 昭和40年代における合理化構造

1 産業構造の二重構造

昭和40年代が高度経済成長の最終段階を迎え、日本経済を世界の経済大国へ発達する黄金時代を形成するが、しかし、石炭鉱業は資本主義の発展を支える第一次エネルギーの供給を推進して石炭価格を石油価格に連動させ、低価格を実現しようとする。さらに石炭鉱業は、と同時に石炭を産業の米として第一次エネルギー源の主役を担い続けることを要請され、実現する

ことを求められる。

したがって、高度経済成長が重化学工業を高度化することで実現されるが、産業の米^{コメ}として機能する石炭鉱業はこれら重化学工業の基軸となる鉄鋼業の原料炭、また、電力業の一般炭を低価格で安定供給することでその役割を果たすのであるが、このことは、下の表－昭和23年及び昭和53年の産業別配炭の比較に示される。

表－昭和23年産業別配炭

(単位：千トン)

非産業用	計画	実績	産業用	計画	実績
山元消費	2,186	2,827	ガス・コークス(1)	2,740	2,434
輸出	1,238	1,232	鉄鋼(2)	3,062	2,646
国鉄(イ)	7,683	7,216	鉱山製錬(3)	393	302
私鉄(ロ)	722	83	石油(4)	15	11
船舶燃料(ハ)	1,558	1,322	金属工業(5)	163	120
通信(ニ)	185	123	造船(6)	245	167
電力(ホ)	4,441	3,977	造船機(7)	385	242
			食料品工業(9)	1,068	845
			紙・パルプ(10)	767	709
			電気機械(11)	145	90
			ゴム・金属器具(12)	311	274
			化学肥料(13)	1,900	1,765
			化学工業(14)	1,782	1,543
			繊維工業(15)	1,337	1,140
			その他(16)	1,840	542
小計	21,261	20,045	小計	18,633	14,847
合			計	39,894	34,892

(資料：石炭庁配炭課調，石炭労働年鑑（昭和24年度版）による。)

表－昭和53年産業別配炭

(単位：千トン)

産業別	年度別	52年度	53年度	対前年度増減
製造業		8,195	8,128	△ 67
パルプ・紙(1)		21	21	0
化学工業(2)		6	3	△ 3
コークス(3)		1,483	1,509	26
練・豆炭(4)		21	2	△ 19
窯業・土石(5)		29	106	77
製鉄(高炉)(6)		5,440	5,321	△ 119
その他製鋼(7)		67	47	△ 20
その他(8)		1,128	1,119	△ 9
電気業(イ)		7,754	7,302	△ 452
ガス業(ロ)		967	870	△ 97
家庭(ハ)		269	291	22
その他(ニ)		489	461	△ 28
輸		23	56	33
計		17,697	17,108	△ 589

(資料：通産省（「石炭鉱業合理化政策史」19，316頁より作成）)

この2つの表は昭和23年と53年の産業別配炭の比較を表わし、日本経済の傾斜生産による

復興経済の自立構造と高度経済成長の重化学工業構造との配炭を通しての産業構造の連続的変化を明らかにするものである。すなわち、傾斜生産は石炭、鉄鋼、肥料化学に石炭を傾斜配分し、その拡大再生産によって日本経済の復興を軌道に乗せ、自立基盤を築く円還運動のエネルギー源として石炭を位置づけ、産業の米として第一次エネルギー源の役割を石炭に求めるのである。この結果、傾斜生産に基づく日本経済の復興は石炭の安定供給を背景にして、(1)産業構造を鉄鋼、電力、化学工業を中心にする重化学工業化の高度化に収斂させ、(2)動力源として石炭の液体化、蒸気化による鉄道、船舶の運輸業の発達を導き、(3)消費財生産部門の繊維工業、食料品加工業、紙・パルプ業のエネルギー源の確立で、生産財と消費財生産の拡大を作り出す。そして、日本経済は復興から自立へ転換する。その契機となったのは昭和25年の朝鮮戦争の特需を媒介にしているのである。この点について産業別配炭を中心にしてみると、昭和23年は3,500万トン弱の出産量で、前年(22年)の2933万トンより600万トンの増産に成功し、日本経済のエネルギー源の90%前後を石炭で占めるのである。ここに石炭革命の時代が開始される。配炭を産業別にみれば、(1)生産財生産部門((1)~(8), (11), (12), (13))は1133万トンで、全体の31パーセントを占め、(2)消費財生産部門((9), (10), (12), (15), (16))が351万トンで、全体の10パーセントを占める。(3)運輸・電力業(イ~ハ, (三))は1,260万トン弱で、全体の36パーセントを占める。産業別配炭では生産財生産部門と運輸・電力業で合計2,393万トン消費し、全体の70パーセント弱を占め、重化学工業への傾斜配炭となっている。したがって、最大の配炭は(1)国鉄768万トン、(2)電力444万トン、(3)化学肥料・化学工業368万トン、(4)鉄鋼306万トン、(5)ガス・コークス274万トンで、上位5部門合計2159万トンとなり、全体の約62パーセント弱である。すなわち、(1)の国鉄を除けば、(2)から(5)は電力443万トン、化学工業368万トン、鉄鋼・コークス508万トンで、配炭は一般炭として電力444万に、原料炭として鉄鋼・コークス508万トンと傾斜配分される。傾斜生産は石炭鉱業を産業の米として第一次エネルギー源の主役に位置づける役割を果たすが、この復興期の傾斜生産様式は昭和27年サンフランシスコ講和条約以後における高度経済成長の基軸産業となる石炭、鉄鋼、電力の三位一体構造を築く基盤となる。

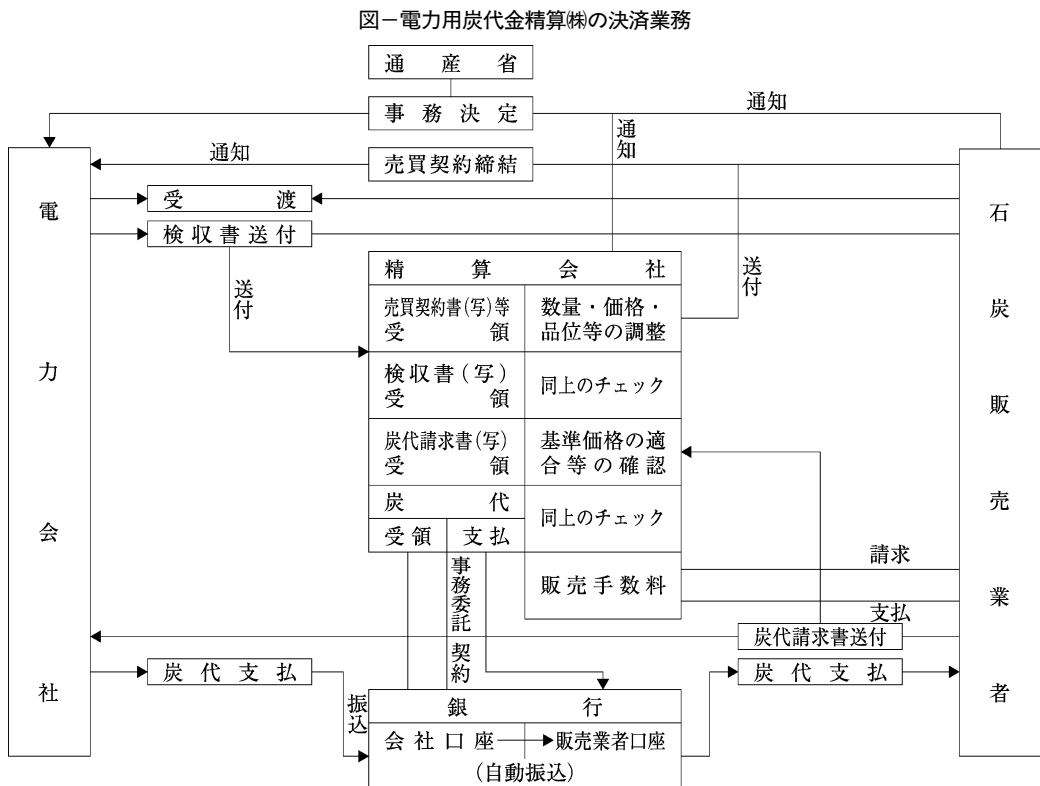
他方、前頁の表一昭和53年の産業別配炭は高度経済成長の重化学工業への配炭を表わしている。すなわち、昭和53年の産業別配炭は1,710万トンの出炭量の配分となるが、(1)生産財生産部門((2), (3), (5), (6), (7), (ロ))に約786万トンで、全体の46パーセントを占め、(2)消費財生産部門((1), (4), (8), (ハ), (三))に約189万トンで、全体の11パーセントとなる。他部門の電力業は730万トンで、全体の43%を占め、最大の配炭を受けている。昭和23年の配炭での最大部門は国鉄の721万トンであるが、53年では電化のため石炭を消費することをやめてしまっている。すなわち、昭和53年の配炭の産業はほとんど鉄鋼・コークス・ガス(770万トン)と電力(730万トン)との二極構造に収斂されていることがうかがえ、この2つの部門で88パーセントに達する。

かくて、昭和23年から昭和53年にかけての30年間における日本経済は、(1)配炭を鉄鋼と電力の二大部門に収斂させ、石炭、鉄鋼、電力の三位一体構造を基軸とする重化学工業を発達させ、(2)国鉄の電化に代表されるように石油火力発電を中心にするエネルギー革命、とりわけ石油革命の影響の下に石油を一次エネルギー源にする石油依存経済を築きあげ、石油コンビナート、合繊・エレクトロニクス産業、IT(通信・情報)産業を石油の米として大量に消費・加工する新しい産業構造を発達させるのである。したがって、日本経済は産業の二重構造

を高度経済成長の基盤として発達させ、二極の構造を育くむのである。石炭を中心に形成される産業構造はその二重構造を石油革命によって解消されるのであるが、石炭から石油への転換は同時に石炭政策によって石炭鉱業の終焉に向けて静かな軟着陸を進める歴史の歩みとなる。すなわち、石油は鉄鋼、電力の第一次エネルギー源として使用され、コークス比の減少による鉄鋼革命、重油専焼火力発電所による火主水従への転換での電力革命を生み出す。

2 石炭鉱業の間接的国家管理

石炭鉱業の合理化と再建は、間接的国家管理の形態、つまり、石炭政策の中心として政策需要（大口需要家との長期取引）と政策金融（累積赤字の肩代わり）を産業基盤の不可欠な条件とするのである。石炭政策は石炭鉱業の終焉、つまり、静かな軟着陸をかなりの時間をかけて進め、とりわけ一般炭の政策需要の仕組作りを行って、石炭鉱業に人工栄養（企業経営の維持）を送り続けるべく、次の図に示される電力用炭代金精算㈱を設立するのである。



(「石炭鉱業合理化政策史」88頁より作成)

この図から窺えるように、電力用炭代金精算㈱は長期契約に基づく石炭（一般炭＝電力炭）の仲介取引を確実にし、さらに標準（基準）炭価での取引を持続的に行うべく電力会社と石炭販売業者（石炭企業）との間を仲介し、その取引決済を清算することを主な任務にするので

ある。こうした国の介入によって電力炭の長期取引が保証され、この国家的な長期取引の清算機構が機能し続ける限り、石炭鉱業は人工栄養（国家資金）を経営体制に送り続けられ、かうじて生命の維持と持続的な生存の保証を与えられることになるが、この国家による人工装置の廃止、つまり、電力用代金精算帳の解散は石炭鉱業の生命を断つこととなり、静かな軟着陸を迎えるが、これは第7次石炭政策（1982～1986）の中心課題となる。それゆえ、第一次石炭政策が石炭鉱業の人工栄養装置（国家資金供給と長期取引売上金）を国策として制度化することを最大の課題にしたのは、マルクス経済学ならば国家独占資本主義論として理論化することになるが、また近代経済学では統制市場経済の確立と位置づけるが、しかし、現実にはむしろ石炭鉱業の経営者、職員、従業員、労働者の国家要請による石炭増産への死にものぐるいの努力、汗を流した忠誠心（ロイヤリティ）に報いる親の扶養義務（国の道徳心）に擬人化されるものであると考えられる。ここに、石炭鉱業と国家との血の絆は石炭政策を特徴づけ、さらに、石炭鉱業の労働運動を特異なものにする基層となる。とりわけ、北炭の職鉱組合は生産性向上を理性の光として深く精神に刻み込み、石炭政策の課する合理化と閉山対策にその魂と身体を投げ出し、その限界のギリギリのところから再生と再建に全力を注ぎ、悪に翻弄されることになるのである。

第4節 エネルギー革命における油炭格差

1 昭和30年代石炭と石油の競争構造

石炭鉱業からエネルギー革命を見るなら、それは炭主油従から油主炭従への逆転現象として表われることを意味するが、この逆転現象は二重の歴史的プロセスとして生じる。石油革命は(1)一般炭と重油の間の競争、(2)外国原料炭と国内原料炭の間の競争等の2重競争として生じる。すなわち、(1)一般炭と重油の競争は、(イ)セメント、パルプ・紙の場合と、(ロ)電力の場合とでそれぞれ激しく行われる。

第1の一般炭の中での需要産業は(1)粉炭と呼ばれる一般炭を燃料とし、主に食料品、セメント、紙・パルプ、化学工業等に使用されるのと、(2)電力炭と呼ばれ、石炭火力発電所に使用される電力業向けの一般炭と二つある。この一般炭と石油の競争は価格格差として現われる。

したがって、政府は貿易・資本の自由化、とりわけ石油の輸入自由化の対象としてこの粉炭＝一般炭を石油との競争に晒し、その安い石油（＝重油）をエネルギー基盤にして国際競争力をつけさせ、高度経済成長への離陸 take off を行うことで経済大国への一步を踏みこませようとするのである。この一般炭と重油の競争構造が昭和30年代中頃に重油の競位性を確立することになるが、このことについて次頁の表に示される。

次頁の表から解るように、一般炭と重油の価格比較では、カロリー当り価格（円）を基準にして比較してみると、日銀卸売（買主店先渡し価格）C重油は、昭和31年2円3銭で、一般炭（京浜CIF）の93銭に対し2.1倍の高価格であったが、2年後の33年に93銭に下落し、一般炭の98銭より低価格となり、さらに36年に80銭とより低下し、一般炭の85銭とその価格差を拡大して、ついに価格優位に立つにいたったのである。また、電力用C重油と国内一般炭との価格競争の推移を見るなら、日銀卸売C重油以上に電力用C重油の価格は一般炭粉6,200 cal に対し価格優位の立場を強めるのである。すなわち、電力用C重油は一般炭粉6,200 cal に対して昭和33年に逆転し、一般炭98銭に対し87銭と11銭の格差をつけ、36年

表一一般炭と重油の価格競争

区 分	炭種品位	昭和 年 価格	昭和 30 年	31	32	33	34	35	36
重 油	日銀卸売	価格(kℓ/円) (メリット 85%)	9,350 (0.80)	10,294 (0.88)	10,672 (0.91)	9,300 (0.79)	9,081 (0.77)	8,850 (0.76)	8,018 (0.68)
	C 重油	同カロリー当り(円)	0.94	2.03	2.07	0.93	0.91	0.89	0.80
	電力向	価格(kℓ/円) (メリット 85%)		10,314 (0.88)	11,125 (0.94)	8,675 (0.74)	8,300 (0.71)	7,600 (0.65)	6,700 (0.57)
	C 重油	同カロリー当り(円)		1.03	1.11	0.87	0.83	0.76	0.67
石 炭	一般炭粉 6,200 cal (円/屯)	(同カロリー当り(円))		(0.93)	(1.03)	(0.98)	(0.93)	(0.89)	(0.85)
		京浜(CIF)	5,630	5,741	6,411	6,057	5,791	5,533	5,280
		(同カロリー当り(円))	1.10	(0.83)	(0.95)	(0.90)	(0.84)	(0.81)	(0.77)
		阪神(CIF)	4,824 0.77	5,146	5,896	5,568	5,233	5,034	4,800
		九州(着駅 OR)	3,994 0.64	4,298	5,055	4,615	4,218	4,051	3,900

(通産省資料)

には一般炭 85 銭に対して 67 銭と 18 銭差になり、その価格差を拡大している。こうした電力用重油の価格優位は国内一般炭を市場から駆逐し、漸次重油専焼発電所、混焼火力発電所の建設を増加させ、石炭火力発電所の地位を相対的に脆弱化し、或いは低下傾向を余儀なくさせ、エネルギー革命における炭主油従から油主炭従への転換へ帰結させることとなるのである。

第 2 は輸入原料炭と国内原料炭との間の競争、すなわち原料炭間価格競争の問題であり、第 1 の石油と一般炭と相違する競争となり、広議のエネルギー革命の変形ともいえる問題となる。すなわち、一般炭が石炭鉱業の需要市場として囲い込まれるのに比べ、原料炭市場は特異な競争構造となる。なぜならば、原料炭は 7,600 cal 以上の高エネルギー源としての特性のゆえに限られた、狭い市場、或いは需要産業(鉄鋼・ガス・コークス)に限定されることとなり、一般炭の汎用性と広い市場に対して対照的な展開を呈するからである。この原料炭価格競争は次の表に示される。

表一原料炭間価格の比較

区 分	炭種品位	昭和 年 価格	昭和 30 年	31	32	33	34	35	36
輸入炭	(カロリー当り円)		(1.09)	(1.36)	(1.30)	(0.95)	(0.91)	(0.90)	(0.96)
	米国原料炭 (Ash 4%)	価格(ドル) (22.82)	(28.39)	(27.25)	(19.86)	(19.10)	(19.00)	(20.00)	
		同メリット換算(円) (85%) (円)	8,215	10,220	9,810	7,150	6,840	6,800	7,200
	(カロリー当り円)		(0.93)	(1.15)	(1.11)	(0.81)	(0.77)	(0.77)	(0.81)
	(カロリー当り円)					(16.25) (0.78)	(15.41) (0.74)	(15.17) (0.72)	(16.00) (0.76)
国内産	濠州原料炭 (Ash 7~9%)	価格				5,850	5,550	5,460	5,760
	(カロリー当り円)		(0.91)	(0.93)	(1.01)	(0.97)	(0.92)	(0.89)	(0.86)
	原料炭 7,500 cal	京浜(CIF)	6,825	7,043	7,598	7,275	6,953	6,728	6,490
	(カロリー当り円)(8%)	阪神(CIF)	6,398	6,690	7,350	6,961	6,593	6,338	6,108
			(0.85)	(0.89)	(0.98)	(0.92)	(0.87)	(0.84)	(0.81)
		九州(着駅 OR)	5,473	5,698	6,430	6,093	5,800	5,590	5,410
	(カロリー当り円)(円/屯)		(0.72)	(0.75)	(0.85)	(0.80)	(0.77)	(0.74)	(0.72)

(通産省資料)

この表から窺えることは、一般炭と原料炭の性質の違いから競争構造を市場経済の原理で決定することができない価格の非弾力性の問題が生じている。すなわち、需要産業である鉄鋼とガス・コークス産業では原料炭の性質で製品の品質と産出高を大きく相違させることになる。とりわけ、鉄鋼で高炉銑鉄の産出に求められている原料炭は(1)強粘結炭と(2)弱粘結炭であるが、そのうち強粘結炭を大量に高炉の熱源として使用されるのである。さらに、高炉が大型化すればするほど、強粘結炭の割合が多くなることから、強粘結炭は弱粘結炭と比べ、非弾力性の価格となる。しかしながら、我が国の国内炭鉱では大型新鋭高炉の銑鉄生産に求められている強粘結炭を出炭する炭鉱を欠いているため、強粘結炭をほとんど供給することができないのである。このため、早くから強粘結炭はアメリカから輸入させざるをえなく、国際的な高炭価での輸入に仰ぐのである。すなわち、表に示されているように、米国原料炭の価格がオーストラリア原料炭、また、日本の原料炭と比べて、高炭価に推移しているのは、強粘結炭の非弾力性価格に由るのである。昭和31年から36年において米国原料炭がカロリー当たり価格で日本の原料炭7,500 cal 価格を下廻ったのは昭和34年で京浜 CIF 92 銭に対し、91 銭と低価格である。すなわち、日本の原料炭の競争相手は昭和33年に初めて輸入を開始するオーストラリア炭であるといえる。オーストラリアとの原料炭間競争は日本の高炭価を際立たせている。つまり、昭和33年で価格比較をするなら、アメリカの原料炭カロリー当たり価格は81 銭、また、オーストラリア炭は78 銭で、日本の97 銭と比べ2割方安価である。

以上、昭和30年代に展開するエネルギー革命は価格競争を中心にして炭主油従が、油主炭従へ転換すると同時に、固形から液体化へのエネルギー形態の転換を伴うのであり、電力革命を展望させることになるのである。さらに、他方での原料炭間競争はエネルギー革命の変形として現われるが、貿易の自由化を主導し、さらに鉄鋼業の大型新鋭高炉の導入とその発達へと導き、鉄鋼業の国際競争力を確立し、垂直的統合企業へ発達する原動力ともなるのである。

2 昭和40年代石炭と石油の競争構造

日本経済が、前に述べたように、産業別配炭によって二重の産業構造、すなわち(一)電力、鉄鋼、石炭鉱業を三位一体とする重厚長大型重化学工業を築き、他方、(二)エネルギーの固形から液体化、流動化を基盤にする石油コンビナート、セメントの新鋭重油専焼窯、ナフサ系石油化学と電子素材に基づくエレクトロニクス産業、ナフサを素材にする合繊、新しい電気革命を担う原子力発電所、ガソリンの液体化から気体化を自動制御するエネルギー節約の自動車エンジンのIT化、大型石油タンカーを軸にする造船業の発達等のIT革命に収斂する新鋭重化学工業を勃興させ、特異なフルセット型産業構造を基盤にする高度経済成長のピークを昭和40年代に迎え、その結果、経済大国への道を歩むことになるが、こうした復興から成長への奇跡の歩みは昭和30年代から40年代におけるエネルギー革命の中から生じるのである。

まさに、昭和40年代に入ると石油革命は一挙に産業別配炭に基づく産業の二重構造を解消する激しさをもってエネルギー革命を推進しようとする。すなわち、石炭政策が一般炭の輸入自由化へ踏み切り、国内炭から良質廉価な輸入炭へ転換させ、さらに電力用炭の重油への切り換えを漸次進める原動力になったのは、(1)石油と石炭との間で、(2)原料炭間価格格差が昭和30年代を上廻って拡大し始めたからである。前者(1)の油炭価格の競争は次頁の表に示される。

この表から窺えるように、石炭と重油の価格差（石炭－重油）は30年代の11～18ポイント

表一一般炭（電力炭）と重油の価格比較

	石 炭		重 油		価格差 石炭－重油	価格比 石炭/重油
	円/t	円/1,000 kcal	円/kl	円/1,000 kcal		
昭和 34 年度	5,355	95.4	9,882	83.9	11.5	1.14
35	4,914	88.9	7,447	75.2	13.7	1.18
36	4,663	83.7	6,603	67.0	16.7	1.25
37	4,589	81.4	6,249	63.3	18.1	1.29
38	4,310	76.4	6,276	63.7	12.7	1.20
39	4,289	77.0	6,005	61.1	15.9	1.26
40	4,640	83.7	5,965	60.5	23.2	1.38
41	4,660	83.1	5,841	59.2	23.9	1.41
42	4,688	83.2	5,914	59.9	23.3	1.39
43	4,703	84.6	5,956	60.6	24.0	1.40
44	4,772	86.1	5,936	60.8	25.3	1.42
45	5,165	92.2	6,046	62.0	30.2	1.49
46	5,297	94.9	7,308	78.9	16.0	1.20

(電気事業連合会『電気事業便覧』各年版より作成。('通産省産業政策史' 498 頁より引用))

に比べ、40 年代に入ると 16～30 ポイントに大幅に拡大する。すなわち、価格比（石炭／重油）では 30 年代の平均 1.20 倍の開きを、40 年代に入ると 1.40 倍の大きな格差となる。つまり、重油価格が一般炭（電力用炭）と比べ、30 年代で 10 円安い、40 年代に入ると 20 円弱の値開きとなり、重油の価格優位性を確立するのである。電力用炭がほぼカロリー当り 80 円台で推移するのに対し、重油はカロリー当り 60 円台のトレンドを持続させている。石炭と重油の格差（油炭格差）が 30 年代から 40 年代に大きく開き、その傾向を強めるや否や、石炭鉱業ではなだれ閉山、或いは企業ぐるみ閉山を生じ、構造的不況を深刻化するのである。しかし、こうした重油の競争の前に合理化と閉山ラッシュで生存を図る石炭鉱業は電力用炭の輸入禁止の石炭政策を続けることでかろうじて人工栄養の供給を受け続け、生存を維持し続ける。しかし、それを断ち切る第一次石油危機が突然生じ、石油不足を解消し、一次エネルギーの安定供給源として、さらに石油代替として石炭の復活を国益として再評価する動きは、この石油代替として急遽輸入一般炭を主役に浮上させ、一般炭の輸入自由化へ帰結することになる。だが、このことは一般炭間競争（国内一般炭対輸入一般炭）を新しく生み、国内炭の生命線、つまり、輸入炭によって駆逐され、新しい第七次石炭政策へ移行する原因となる。一般炭の輸入自由化を契機にする昭和 40 年代のエネルギー革命は、次頁の表に示される。

この表に示されているように、昭和 48 年のエジプト、シリアとイスラエルの間で第四次中近東戦争が勃発すると、これら産油国であるサウジアラビア、イラク、イラン、クウェート等を中心にする OPEC のメンバーはアメリカを中心にするイスラエル支持国に対し石油の禁輸及び石油輸出量の段階的縮少を通告し、実施に踏み切ったのである。この結果、石油価格は急騰して世界経済を麻痺させるが、とりわけ日本経済を高度経済成長から安定成長へ移行させ、と同時に石炭鉱業を延命することに帰結する。

すなわち、第一次石油危機で石油代替エネルギーの一つとして石炭が復活するが、それは一般炭の輸入で果そうとするが、表から窺えるように、一般炭の輸入は昭和 49 年に 372,000 トン、50 年に 500,000 トンへと漸次拡大する趨勢となる。なお、昭和 35 年から 50 年までの 15 年間に於いて石炭政策は、原料炭の非弾力性価格（強粘結炭）による輸入の自由化と一般炭の

表一石炭鉱業の合理化と一般炭の輸入

事項 年数	稼働 炭鉱数	生産量 ()内 一般炭	常用実務労働者数 ()内は平均年齢	能率	輸入量 ()内 一般炭	閉山量	エネルギー構成比 国内炭/1次 エネルギー供給
		千トン		トン/人/月	千トン	千トン	%
35	622	(41,380) 52,607	(36.1才) 231,294	18.0	8,595	601	34.4
36	574	(43,625) 55,413	(36.6才) 198,174	21.7	12,030	1,201	31.3
37	418	(42,270) 53,587	(37.6才) 159,485	24.9	10,834	3,756	28.7
38	306	(39,279) 51,099	(37.9才) 122,827	31.3	11,625	4,807	24.0
39	263	(39,191) 50,774	(38.2才) 112,779	36.4	13,641	4,743	21.8
40	222	(37,509) 50,113	(38.5才) 109,547	38.1	16,936	5,354	19.1
41	198	(37,768) 50,554	(39.0才) 100,251	40.3	20,201	3,181	17.4
42	158	(35,011) 47,057	(39.4才) 91,873	42.7	26,459	4,442	14.4
43	142	(34,016) 46,282	(40.0才) 76,558	54.1	34,043	2,973	12.4
44	96	(31,208) 43,580	(40.6才) 65,053	55.8	43,392	6,061	10.5
45	74	(25,570) 38,329	(41.2才) 52,359	61.0	50,950	8,849	8.1
46	70	(18,236) 31,728	(41.7才) 41,694	63.4	46,342	5,250	6.3
47	55	(13,827) 26,979	(42.0才) 29,323	66.0	50,661	4,319	5.3
48	37	(9,955) 20,933	(42.7才) 23,515	68.2	58,049	4,286	3.7
49	36	(9,958) 20,292	(42.9才) 23,542	71.8	(372) 64,576	89	3.6
50	35	(8,263) 18,597	(42.9才) 22,849	67.8	(500) 62,339	636	3.3

(注) 1 エネルギー統計(生産量, 常用実働労働者数, 能率)

エネルギー統計年報(稼働炭鉱数, 輸入量)

2 閉山量は炭鉱整理促進補助金対象生産数量である。

3 一般炭の輸入は49年度から開始された。

(資料: 通産省)

輸入禁止を両輪にして、油炭格差の解消を目的とする合理化を推進し、静かな軟着陸として石炭鉱業の縮小再生産を進めた。つまり、石炭鉱業は昭和35年の出炭5,260万トンを50年に1,859万トンへほぼ3分の1(約35パーセント)に急減し、また、常用実務労働者を231,294人から22,849へ10分の1(10パーセント)へ減少させるのである。この結果、石炭政策の求める合理化は生産能率を18トン(人/月)から67.8トンへ世界のトップレベルの生産性向上を実現し、採炭技術と炭鉱の深部機械化の発達を誘導するのである。

第2の原料炭間競争は強粘結炭の非弾力性価格のため競争において炭炭間格差を鋭く顕現させなく、むしろ弱粘結炭間での価格競争を輸入炭と国内炭との間で生じることになる。このことは次頁の表に示される。

この表によれば、弱粘結炭間価格格差は既に昭和35年より国内炭と輸入炭との間にほぼ10

パーセントから 20 パーセントの幅で格差を続けているが、30 年代に比べて 40 年代に入るや、その格差をさらに開く傾向を強めるのである。こうした輸入原料炭が低下傾向を続け、昭和 40 年代に入るや国内炭の高炭価はますます強まり、両者の間に鉋状の開きが推移する。こうした原料炭間格差のとりわけ国内炭の高炭価は、経済の好況を背景に鉄鋼の高炉用原料炭の不足現象を背景に展開されるのであり、さらにアメリカの双子の赤字に原因するドル安がこのアメリカ原料炭の価格低下を強めるのである。そして昭和 40 年代におけるエネルギー革命は 30 年代の一般炭での油炭格差に加え、原料炭間格差の鉋状の開きを大きくし、国内石炭鉱業の全面的崩壊の一步手前にまで進行するが、神風が吹くような第一次中近東戦争が石炭を復活させる。この結果、石油危機は石炭鉱業を生きえらせ、昭和 50 年代の中間的安定時代を育くむのである。

しかし、この 50 年代にも続く 53 年の第二次（イラン革命）、さらに 55 年の第三次石油危機（イラン・イラク戦争）の中で石炭鉱業は経営の自立基盤を築くのであるが、しかし、北炭は昭和 50 年に幌内炭鉱ガス爆発を、さらに 56 年に夕張新鉱ガス爆発を続けることで経営破綻を迎え、職鉱組合の労働運動の終焉となり、ここに静かな軟着陸を迎えるのである。

表一国内炭と輸入炭の価格比較
(トン当たり円)

項目 年度	原 料 炭 (円)		
	国 内	輸 入	価格格差 (円)
35	6,050	5,018	1,032
36	5,800	5,076	724
37	5,500	4,993	507
38	5,264	4,741	523
39	5,288	4,576	712
40	5,500	4,831	669
41	5,486	4,648	838
42	5,495	4,633	862
43	5,553	4,565	988
44	5,784	4,756	1,078
45	6,228	5,317	911
46	6,647	5,232	1,415
47	6,924	5,059	1,865
48	7,560	5,830	1,730
49	11,340	9,030	2,310
50	14,930	12,610	2,320

(「石炭鉱業合理化政策史」351頁より引用)

第 5 節 昭和 40 年代初め北炭の合理化と職員組合の運動

1 石炭鉱業の構造的不況

昭和 30 年代の炭価 1,200 円引下げは、(1)高度成長のエネルギー源として安価な石炭の使用を拡大し、特に鉄鋼の原料炭価格の低下で鉄鋼業の国際競争力を強化し（昭和 33 年の鉄鋼 1,700 万トンから 39 年の 4,700 万トンへの約 2.8 倍の急増）、(2)火力発電が水力発電を上廻ることとなり（昭和 37 年に火力が 779 億 kWh となり、水力 627 億 kWh を超える）、(3)一般用ボイラーの石炭使用によるエネルギー源としての石炭鉱業における自立基盤の確立指標（製造される一般用ボイラー台数が昭和 30 年の 211 万台から 39 年の 824 万台への約 4 倍弱の急増）となり、まさに日本経済のエネルギー源としての地位を石炭に与えた。こうして、日本経済の、さらに産業の米として石炭は高度経済成長を育くみ、と同時に、石炭鉱業の自立基盤を確立するほどにエネルギー源として使用される。しかし、炭価の引下げが昭和 30 年代に国策として強制され続けた結果、石炭鉱業は生産コストを下廻る販売価格のために赤字経営を余儀なくされ、借入金の急増を生じさせ、深刻な打撃を受ける。かくて、石炭鉱業は(1)深部採炭による高コスト、(2)生産コストを下廻る炭価引下げ、(3)高度成長による労働力不足を背景にする所得倍増と高賃金の傾向的持続での人件費の上昇等により、自立基盤を堀り崩され、崩壊へ一步突き進むのである。

昭和40年代に展開される石炭政策は一方で炭価引下げの要求を持続し、他方で累積される石炭鉱業の借入金での債務超過を回避するための肩代り資金の交付を行ない、石炭鉱業の自立基盤を支えようとする。すなわち、第3次石炭政策（昭和41年）は石炭需要の確保の上から石炭引取を大口需要家に義務づける石炭の安定供給確保を行い、石炭鉱業を間接的国家管理機構の中に組み入れようとするを政策目的とする。

しかし、これら石炭政策は石炭鉱業の自立基盤を再建し、さらに回復するペースを保とうとするが、急激な円高の前に、その回復ペースを少しづつ切り崩されるのである。円高が昭和43年の360円から50年に296円に上昇すると、輸入炭は3,200万トンから6,200万トンへ倍増する。一次エネルギー供給を熱量換算で見ると、輸入炭が国内炭を上廻るのは昭和44年で $32,831^{10^{10}}$ kcal 対 $28,585^{10^{10}}$ kcal となる。輸入石油が国内炭を追い越すのは昭和36年で $36,813^{10^{10}}$ kcal 対 $35,865^{10^{10}}$ kcal である。昭和50年には油炭格差は $244,284^{10^{10}}$ kcal 対 $12,758^{10^{10}}$ kcal となり、19倍の開きとなる。かくて、一次エネルギーの供給源は円高を背景に(1)国内炭から輸入石油へ昭和36年（三井三池闘争の翌年）に、(2)国内炭から輸入炭へ昭和44年に逆転される。かくて、国内炭は一次エネルギー供給源としての地位を失ない、石炭政策に支えられる構造的な不況産業へ転落するのである。

しかし、昭和40年代末から50年代にかけての中近東紛争での連続する石油ショックは国内炭を一次エネルギー供給源の座に復活する事件となるが、この好機を生かせなかったのが北炭である。

北炭は三山分離を前半期の合理化の特徴とするが、後半には夕張新鉱の開発を国家資金の投入で開始し、新たなスクラップ&ビルトを進める。なお、最終的な夕張新鉱の開発資金は当初予算の160億から306億円へ約2倍弱とかかり、この資金膨張は北炭の借入金を増大させ、北炭の経営破綻を不可欠にする要因となり、幌内炭鉱及び夕張新鉱のガス爆発への遠因となっていくのである。

2 石炭化学研究所の分離独立

昭和40年2月、会社はエネルギー革命による石炭事情の厳しさに対応し、関係部門のうち独り立ち出来るところは極力独立させるという方針で、金融筋から再三に亘る要請もあり、企業化のメドもたったので、石炭化学研究所を分離し北炭化成株式会社として発足させたいと提案してきた

これに対し北炭職連は、従業員は全員が都連の組合員であり、直接組合員には影響はないが、将来展望を明らかにさせる必要があるとの考えに立ち、次の点について会社に回答を求めた。

- 1 新会社の長期計画と自立の可能性について
- 2 研究部門の規模並に計画について
- 3 北炭の援助体制について
- 4 金融筋の示唆というが、ただ形をとればよいということか

これに対して会社は次の回答をしてきた。

1. 将来計画について

○生産部門

フミゾール、エスコール及び少量の緑化工（仮称）を営業の主品目とする

○研究部門

規模を多少縮小するが、15名の要員は残す

2. 事業計画と収支

40年度は3,900万円の赤字だが、40年度には600万円の黒字に転ずる見込

3. 金融筋の示唆について

母体の北炭の経営が厳しくなっている状態のもとで、相当の費用を要する研究部門をもつのは好ましくないということであったが、製品の営業見通しが明るく、企業化のメドもついているので、北炭が強力にバックアップするという体制に対して否定はしていない。

以上の回答に対して北炭職連は、このあと都連の諸条件の交渉妥結をまって同意した。

会社は全員解雇し、新会社及び他に責任をもって就職をあっせんするという態度であったので、都連は退職条件、就職あっせんの諸条件について3月18日交渉妥結し本問題は解決した。

3 美流渡炭鉱、東幌内炭鉱の合併(40.7)

両鉱の鉱区は隣接し、東幌内鉱の残存炭量の減少、美流渡鉱の運搬系統の複雑化等からみて合併の必然性は非公式に察知していたが40年3月27日会社は両社の合併について、次の提案をしてきた。

1 合併の方法

両者一対一との対等合併とする

2 合併期日

40年7月1日とする

3 合併の理由

両炭鉱は現在のまま推移すれば、夫々が赤字経営にならざるを得ないので、合併によって大型化して増産計画を樹立する必要がある。

両方の坑内を一本化し総合的に計画して人員の適性配置 施設の有効利用を図り東幌内炭鉱に揚炭を集約することにより輸送コストの軽減や起業投資の効率化をはかり黒字経営に転換出来る。

通産省に於ても両社が合併すればビルド鉱として国家資金を投資することを諒解しているので早く実現したい

以上が提案の主旨だが、これに先立って、萩原吉太郎北炭社長、舟橋東幌内炭鉱社長は、合併後両社共同で経営するよりも、北炭が単独で経営する方が好ましいとし、北炭の美流渡炭鉱への貸付金と東幌内炭鉱への鉱区譲渡代金は、新会社が増資することによって資本増加分に振替え、新株式は北炭が保有するとの合意がなされていた模様である。尚、新会社の名称は北星炭鉱株式会社とし 取締役社長には岩田信夫氏が就任 他の役員9名は夫々北炭並に東幌内炭鉱出身者をもって構成された。

北星炭鉱株式会社は名実共に北炭系列に入り、人事の更迭、機構改革、労働条件の調整等が実施されるに従い、元々美流渡職組は北炭職組の準会員であったが、東幌内職組も北炭職組並びに美流渡職組との連携の必要性が生じ9月1日付で北炭職組の準会員として加入した。その後両炭鉱は総合計画のもとに統合が完了したので両職組の間で合併の話し合いが進められ 41年2月5日両組合を解散し新に北星炭鉱職員組合が結成された。

組合員 94 名
執行委員長 網 野 光 彦
副執行委員長 木 野 英 二
〃 猪 股 和 夫
書記長 太 田 清 司

4 空知炭鉱、赤間炭鉱統合（40.7）

40 年 2 月現地職組より、北炭職組に対し本問題が具体化しつつあるとの報告があったので、北炭に対し正式提案を求めたが、夕張災害の突発により 3 月 24 日に至り漸やく次の提案があった。

1. 統合の方法
空知炭鉱(株) 赤間炭鉱(株)は両者対等合併とする。
2. 新会社名称
空知炭鉱株式会社
3. 新会社資本金
1,400 万円
4. 合併期日
昭和 40 年 7 月 1 日とする。
5. 統合の必要性
39 年度両社は著るしく業績が向上した。しかし、将来深部移行、ベアによるコストアップの吸収、起業投資等の面より年産 100 万トン以上の出炭規模にしなければならない。又、合併による原料炭得率アップによるメリット、両鉱の坑内を連絡させて揚炭、選炭を集約し総合的開発をはかる。
6. 人事及機構
新会社の取締役社長は 現空知炭鉱(株)の丸尾勝社長とするが、他は未定である。
以上の提案に対し、北炭職組、空知、赤間両職組の三者で対策委員会を設け提案の内容及びこれによる労働条件について検討し、労連、現地労組と連携をとり、会社と交渉を重ねた結果、会社提案を諒承し両社の統合は実現した。この結果により赤間職組は空知職組と合併して発展的に解散した。

5 資材部の復活

会社は 36 年 4 月メリットがあるとして資材部を廃止して人員を含め丸紅に業務を移管して資材購入を行ってきた。

41 年 11 月、経理部の主管にあった資材業務を資材部を新設して吸収 木材部を廃止して木材課として資材部の主管とすると提案してきた。理由は、丸紅との提携で 資材の廉価購入、資金調達の効果を目的としたが効果があがらず (1)資材代金の未払金利が大きくなった (2)廉価購入も丸紅の都合で出来なくなった。(3)丸紅の資材代理部が廃止され北炭よりの移管職員が配置替えとなった。(4)木材部の森林業務は森林工業に移管したので縮小して資材部に含めるな

どというものであった。これに対し北炭職組は都市関係の人員増を山元にしわよせされることは反対という態度を申入れたが、当面は新機構による所属変更のみで人員の交流は行わないことが明らかになったので、会社提案を諒承した。かくして、丸紅との提携で北炭が期待したものは僅か5年にして実を結ぶに至らなかった。

6 電子計算機の導入

42年7月 会社側より電子計算機導入の提案があった。その理由は、現行のP.C.S（パンチカードシステム）による機械化のスケジュールはほぼ終りに近づき稼働率は120%となり、これ以上の新業務の導入が不可能になった。電子工業のめざましい発達により、E.D.P.S（エレクトリック、データプロシングシステム）が安価になり、P.C.Sと同経費でこれ迄の2～3倍の能力をもつ、E.D.P.Sが導入出来る様になった。この導入によって単なる計算事務ばかりでなく 将来は予算管理等を通じて、経営の意志決定に貢献する資料の作成に進むことが目標である。というのが主なる説明である。導入の時期は、42年11月に札幌に設置し、所要人員は、これまでより11名増員され38名にする計画であった。

以上の提案に対し、北炭職組は、人員削減や労働条件に変化がないので、この導入を諒承した。

7 北星炭鉱閉山反対闘争（44.9）

北星炭鉱職組は 昭和44年9月9日現地の団体交渉の席上 会社側より「坑内火災による坑内条件の悪化と資金の行きづまりにより10月1日付けをもって、北星炭鉱を閉山したい」との提案を受けた。

これを受けた北星職組は直ちに闘争委員会を開き次の方針を決めた。

- (1) 閉山提案には反対であり、今後閉山反対の闘いを進めるが、情勢の推移によって条件闘争に移行せざるをえない場合には大会を開催して対処する
- (2) 現地に職労共闘委員会を設置し緊密な連携のもとに闘いを進める。
- (3) 本闘争については、炭職協並びに北炭職組の指導によりすすめるが 会社提案は北炭との関連があるので特に北炭職組の指導を主体として推進する。

○北炭職組の支援体制

この報告を受けた北炭職組は 炭職協中央本部に報告すると共に、北星職組との連携をとって9月16日執行委員会を開催して次の支援体制を決めた。

- (1) 闘争推進については 炭職協本部は道本部に委任しているので道本部議長の佐々木仁三郎北炭職組委員長と共に北炭職組が指導に当たる
- (2) 北炭職組本部並びに北星職組役員とで、「北星炭鉱閉山反対闘争委員会」を設置し闘争推進について一切の権限を一任する。
- (3) 北星炭鉱との団体交渉には、対策委員が随時参加し、問題解決まで佐々木委員長が指導に当たる。
- (4) 今後の情勢の推移によって支援体制を強化するが、具体的には北星職組臨時大会の経過

を踏えて決める。

- (5) 闘争支援のため1人当100円の資金カンパを北星職組におくる。尚、必要経費は闘争資金より支出する。
- (6) 空知、万字職組に対し支援体制をはかる様要請する

○炭職協の支援体制

炭職協は北炭職組並びに北星職組と連携をとり支援体制を布き 中央幹事会で北星職組に対し 見舞金をおくることを決定し 遠藤副議長を現地に派遣、北炭職組と共に指導に当らせた。

○炭労、北星労組の動向

同提案を受けた北星労組は 同日闘争委員会を開催して、短期間に閉山反対闘争の展望を切り開くには極めて厳しい情勢にあることを認識し、当面閉山反対闘争を通じて閉山諸条件の獲得をはかるとの態度をきめた。この決定をめぐって 道炭労、北炭労連との協議を行ったが、意見が一致せず 9月12日道炭労地方委員会開催を目前にして漸く次の合意を得同地方委員会の確認を得た。

- (1) 当面は現地事情を克服して閉山反対闘争を推進する。そのため道炭労地方指導委員会のもとに北星支部閉山反対推進対策委員会を設置する。
- (2) 北炭炭鉱の生産 保安体制に対する将来展望をみきわめるため 炭労は調査団を派遣し 9月21日に調査結果を集約する。

この結果 北星労組は9月14日に予定していた臨時大会を炭労調査団の結論が出される迄延期することにした。

○対政府 対資本交渉

炭労は9月18日対道交渉 19日、20日現地組合員を含め中央行動を実施し、北星職組組合員も参加した。

更に19日、20日は北大磯部俊郎教授を顧問に炭労調査団が現地入りし入坑調査を行った。調査団の結論の概要は、現採掘区域は行きづまりを来しているので、約6ヶ月間に坑内骨格構造を整備し新区域に切羽を設定することによって閉山は避けられるが、当面この資金確保が重要な課題であるということであった。この調査団には北炭職組から佐々木委員長と現地職組の役員も参加した。

この結果を踏まえて 道炭労は 今後の闘争指標として 閉山反対を基本目標にして

- ① 炭労調査団の結果による政府交渉の推進
- ② 今後の最悪の事態に対処する生活権確保、完全雇用の確立

以上の方針により対政府交渉と山元団交を積極的に進めることを決めた。

このあと北炭職組、北星職組は 北炭労連と北星労組の4者会議を行い 中央行動、対資金

交渉には職組も夫々積極的に参加することを確認した。

○通産省、北炭本社との交渉

9月25日、26日交渉を進めた

○通産省の最後回答

- (1) 北星炭鉱の再建するには多少の違いはあっても、炭労調査団の方向にならざるを得ないと思う。
- (2) しかし 再建するには6ヶ月間では短か過ぎる。最低2年～3年半位みなければ判断出来ない。
- (3) 資金の問題では設備資金貸出しを50%（総額5億5千万円）としても2億7千5百万円となり、又退職手当（合理化による減員）の1億4千万円にしても政府の整備資金の貸出しは半分の7千万円である。これらは何れも法的諸条件を備えた場合であって、運転資金の貸出しは出来ない。そうすると自己資金として準備しなければならない金額は次の通りになる。

①設備資金	275 百万円
②6ヶ月間（日産800トンベース）の必要資金	560 百万円
③2年間分（日産1500トンベース）の必要資金	835 百万円
④退職手当	70 百万円
合 計	1,755 百万円

○北炭本社の回答

通産省佐藤計画課長より北星再建のテコ入れを強く要請されているが、北炭としてはこれ迄北星に対しては資金の投入しっぱなしで、17億円の資金は借入金利等も考えれば不可能である。北炭自体も資金が逼迫している現状では応せられないとして拒否した。

以上の経過から対策委員会は 通産省並に北炭の回答を変更せしめることは不可能と判断し、再建の闘いを断念し 組合員の完全雇用、退職条件の獲得、更に地域住民の要求獲得を目標に結束して闘うことを意志統一した。

10月1日北星職労組は夫々臨時大会を開催して、これ迄の経過と対策委員会の条件闘争の方針を確認し、その後対道交渉 中央行動と併行して山元団交をすすめた。

北星労組は道炭労斉藤事務局長 北炭労連吉開事務局長が団交に参加、10月5、6日のストを背景に交渉を進めた結果 6日午前5時諒解点に達しストを解除した。又、併行して団交を進めた北星職組も6日午前7時20分妥結、同日職労組共臨時大会を開催してこれを確認した。この結果北星炭鉱は44年10月7日付で閉山した。

○妥結内容

一、閉山方式

一般閉山とするか 特別閉山とするかは未だ明確になっていないが 会社としては特別閉山の方針で通産省と折衝中である。

二、退職条件

1 退職手当

- (イ) 職員退職手当に関する協定書の会社都合退職により計算支給する。尚 登用職員についてはその実情は理解出来るので、今後労使双方で財源ねん出に努力して善処する。
- (ロ) 協定に基づく退職金が7万円に満たないときは7万円を保障する。

2 解雇予告手当

各人の平均賃金の300日分を支給する。

3 特別加給金

勤続1年未満の者	2万円
〃 1年以上5年未満の者	4万円
〃 5年 〃 10年 〃	6万円
〃 10年 〃 20年 〃	8万円
〃 20年以上の者	10万円

4 餞別金 1 律 2万5千円

5 見舞金

- (イ) 身体障害者殉職未亡人 1 律 3万円
- (ロ) 入院療養中の者（公傷） 〃 2万円

6 酒肴料 組合に一括20万円

7 有給休暇残日数取扱

20日を限度に一日に付各人本給の1/25で買上げる。

三、就職斡旋について

山元に会社3名 労組2名 職組1名による就職斡旋委員会を設置する。

四、福利厚生関係の取扱（省略）

五、閉山の期日

昭和44年10月7日とする

第6節 北炭の自立基盤崩壊

1 昭和44年緊急労使協議会

北炭は他石炭会社に対し原料炭の出炭比率が高く、このことが石炭鉱業界で比較優位を確立してきたのである。しかし、地下500mを越える深部採炭への移行は炭量の枯渇と坑内の奥部化による輸送距離の延長化とを同時に生じさせ、高コストと炭価引下げによる赤字経営を深刻化させるのである。

北炭の再建を担って萩原吉太郎は社長に復帰し、経営の前線に立ち、不足資金25億円の調達を中心する長期計画案を緊急労使協議会に提案する。この新長期計画案は炭鉱毎の標準作業量の設定に基づく安定出炭体制の確立を図り、これまでより大量出炭の日当り13,000トンの目標を労使の共同課題にするものである。と同時に、北炭再建は清水沢奥部の開発（夕張新鉱）を中心とする炭鉱の統廃合を再建の方針にするのである^{註(1),(2)}。

注(1) 新長期計画案の①「提案」は次のように決まった。

「提案

昭和四十四年十月八日

当社さきに長計労使協議会を開催し、新石炭政策下に於いて生きるべき方途を見出すべく計画出炭を策定し、保安確保の下、これが達成のため「炭鉱を守る運動」を強く展開して参りました。

然し乍らその後出炭実績は遺憾乍ら目標とする計画出炭を遥かに下廻り、この為経理事情は極度に窮迫し、このまま推移する場合には、会社は崩壊の一途を辿るしかなく十月支払賃金さえ遅欠配の恐れなしとしない状態に立至ったのであります。

実に北炭創立以来の危機に直面しておるのであります。

この様な非常事態を突破し、当社五炭鉱の存続を期するためには労使双方従来のゆきがかりを一擲し総力をあげて保安を基盤とした安定出炭の確保を計る以外にその方途のないことを銘記し、勇断を以って次の諸対策を実施しなければなりません。

つきましては当面の緊急対策として次の提案を致しますので特段の御協力をお願い致します。

一、安定出炭の確保

当社存続の為の最低基準として四十四年下期の各炭鉱の安定出炭を次の通り策定し、これが確保をはかる。そのためには休日返上等あらゆる手段を講じて、その達成につとめる。

夕張炭鉱	日産	
一 炭	〃	八〇〇屯
二 炭	〃	二、三〇〇〃
清水沢炭鉱	〃	一、六五〇〃
平和炭鉱	〃	二、七〇〇〃
真谷地炭鉱	〃	一、五〇〇〃
幌内炭鉱	〃	四、四〇〇〃
最低確保出炭計	〃	一三、三五〇〃

二、機構改革

安定出炭確保の為、各炭鉱の責任体制を明確にすると共に現地重点主義に徹し、屋上屋を重ねる現機構の簡素化と合理化をはかるために本店機構の縮小、北海道支社の現地進出、労務部の支社編入、鉱業所の廃止、炭鉱長制の創設等別表の如き機構を十月十五日付断行する。

三、組合の協力要請

安定出炭確保のためには従来の悪慣行等の排除は当然であるが、当面緊急対策として下記の事項を十一月一日以降実施することについて組合の全面的協力を要請する。

一、作業管理

(一) 係員は適正な判断と責任を以て率先して業務遂行に当る。

(二) 係員は就業時間中の作業管理について所属鉱員を適正に掌握し、鉱員は係員の指示に従い、適確迅速に作業を実行する。

係員の作業上の指示について苦情がある場合は作業終了後処理する。

二、機動力の発揮

(一) 番割の適正化

(イ) 日常番割の正常化

持現場の番割、余剰人員の番割、不足人員の補充、技能に応じた番割等の日常番割については係員の指示に従う。

(ロ) 交流番割円滑化

ロングの条件悪化、出稼人員の不均衡等により必要な場合は、ロング間又は区域間の交流番割を行なう。苦情ある場合は当該番方終了後協議することとする。

(二) 人員の適正配置

各炭鉱、各区毎に人員の適正配置の検討を行ない、その結果配置人員に不均衡が生じた場合は鉱間、区間の配置転換を実施する。

具体的には各炭鉱に於いて実施方法を協議する。

(三) 三番方採炭の実施

会社は今後予備切羽の設定に努力するが、ロングの条件悪化等の場合、又は出炭確保のため、必要な場合には三番方採炭を実施する。

三、標作の適正化

標作の決定については、昭和四十四年三月三十一日協定により適正に設定すべきは当然であるが、特に日常自然条件の変化による対象外人員の配番に当っては人員数、人選等については係員の指示に従う。

苦情ある場合は当該番方終了後、協議することとする。

四、既に各炭鉱に於いて提案し、又は今後提案する作業管理に関する事項、及び出稼向上対策については誠意を以て協議の上早急に解決するよう協力願いたい。

以上」

「当社安定への基盤づくりを——緊急労資協議会——安定出炭の確保・機構改革・組合の協力要請

去る十月八日午前十時より北炭ビル会議室に於いて、会社側は、萩原会長、佐野社長をはじめ各重役、経担者、組合側は、職員組合執行委員全員、労連並に傘下山元組合役員出席のもとに緊急労使協議会が開催された。

劈頭萩原会長より左記の決意表明がなされ、岩男経理部長より下期の収支見込み並に資金繰りについて説明があり、ついで大橋労務部長より下期の安定出炭の確保、機構改革、組合の協力要請の三案件について提案がなされた。

緊急労使協議会に於ける会長の決意表明

緊急労使協議会を開くに当って、私は北炭の実体をどう見て居るか、又どうやって行ったら良いと考えて居るかをお話したいと思います。

今月四日現在、当社には二億八千万円の現金しか有りませんでした。これでは一ヶ月の賃金にもたりません、会社の運転は全く不可能であります。実質的には、北炭は現に破産して居るのであります。ただその暴露をその日暮的に取り作くろって居るだけのことであります。更に後ほど岩男経理部長より説明致しますが、来年三月末迄に約二十五億の資金がたりません。これでは何時破産するか全く薄水の上に立って居る状態です。有ゆる事を差し置いても当面の最大急務は、この資金を外部から持込む事です。

私は信用の無くなってしまった北炭がこれだけの資金を獲得する事は尋常一様の手段では不可能な事です。そこでですんで、社長に就任する事を決意致しました。又役員は責任を痛感して、社長は無給、他の役付取締役は収入の五〇％、平取締役は四十五％、それぞれ削減致します。

役付取締役は一階級づつ資格を下げて全員第一線の部署についてもらう事に致しました。急迫した状態にありますので三ヶ月間の業績を見て不適格とみとめた場合には、明年一月十五日に役員は退任し、管理職者は待命と致します。会社の現段階に於て、行わんとする改善策に付いては、後ほど労務部長よりお話致しますが、私はこれに関連して労使双方にお願いしたい事があります。

私はここに参ります迄二十五億の資金調達の為、準備行動を始めておりました。各方面とも再就任に対して心から同情され、激励されて参りました。しかし同情と言う背景は必要ではありませんが、同情だけでは二十五億と言う莫大な資金は調達出来ません。もとより私は全力をそそぎますが、現在では全く確信がありません。それはすべて对手が有る事だからであります。相手方に理解させる、又は説得出来るだけの武器が無ければならないからであります。武器とは何か、労使双方が再建に対する熱意を表明するにたる証拠であります。改善対策には、いろいろ議論もあり、困難さのあることも解ります。しかしそれにしても会社が潰れてしまつては何にも無いのであります。会社の壊滅の前に何んの議論が役に立つでしょうか、又どんな困難をも乗り越えなければならないのであります。

今日迄の労使のやり取りの行きかたを改めて、会社提案をふみ台として、良く話し合つて、又双方の智恵をしばつて、実行出来る有効な方策を見いだしてもらいたいと思います。

私が通産省で次官、官房長、石炭局長並に課長を一室に集めてもらつて決意を話した時に大変なふみ切り方だと思ふ、だが会社の人達はその気にならなければ駄目だ本当に出来るでしょうか、と言うことを言った人が居ります。又、総理、副総裁並党三役の人達に協力を要望した所、北炭は労使双方が、だれて居るそうではないか、会社の内部が決意がつかないであろう、出た所で君の将来を殺してしまう事になるのではないかと忠告した人があります。

これから東京に帰ってから、大蔵大臣、開発銀行総裁並に一般金融機関に要請致しますが、おそらくその内からも北炭不信の言葉があると思います。そうして北炭に対する不信心、広く、深く行きわたつてい

る内で二十五億の資金を調達するには、どうしても労使双方の決意をうかがえる対策を持って居なければ、同情はしてくれても調達はむづかしいと思います。皆さん、私に北炭労使双方の決意を語れるだけのものを与えていただきたい、それが何よりも資金調達に役立つのであります。

さて、ここで、えりを正して社長就任に当っての私の決意を披ろう致します。二十五億資金が調達出来て破産を免れたとしても、来初めの賃金は零であります。今期初めより、資金面から見れば更に悪化している訳であります。そこで四月には今期のあらゆる面に於ける実績を分析、検討致します。もし、今期中に会社再建の基盤が出来上らない時は四月中に、

(一) このまま存続して再建の見込みがあるか

(二) 一部を閉山しただけですむか

(三) 会社を解体して、いくつかの別会社に分けて存続するか

その何れをとるかを決定して、五月にこの問題について緊急労使協議会を開催致します。

私は危機を突破する決意で社長に就任いたしますが同時に八十年の歴史ある北炭の結着は余人にまかせず自分の手でやる決意で就任するものであります。かかる状態でありますので、清水沢新鉱開発は今月中に内決定してもらいますが、正式認可は来年五月迄留保し、当局に要請いたします。

扨て提案のなかには、この場で決定出来かねることがあるかも知れません。組合の事情もあると思います。しかし本日この会議に於いて機構改革も決められない。又具体的事項は取り極められないにしても一三、三五〇屯の安定出炭も責任をもてないと言うのでは、十二月十五日の賃金を調達出来ません。ないそではふれないと言うことがありますが、十五日の賃金も正常な金融機関からは出ないので、私がここに参ります前に需要家筋を廻って、十三日迄に貸すよう説得出来ましたが、これは機構改革と安定出炭の確保の二つを説明して、協力の約束をとりつけられたのであります。それが、これすらも決められなかったとなると、借入れることは出来なくなります。誠に残念なことではあります、十五日の賃金の支払は出来ないことを諒解していただきたいと思います。これは非常に将来に禍根を残すことになることを思うと洵に遺憾のかぎりであります。

当面緊急な賃金支払資金の調達に必要なこの二つの最低条件すらも決まらないようなら、まして二十五億の調達などはとても出来ないことだと思います。昨夜通産省次官、官房長より手紙で誠に思い切った再建策だ通産省としても万般の協力を惜しまないと言っておりましたが、機構改革、安定出炭確保の決意が一度で決まらなかったとなったら、今後通産省の北炭に対する信用は地に墜ちること明らかであります。

重ねて皆さんに緊迫した事態の認識をたかめられたことを切望してやみません。」

(「北炭職組」第33号、昭和44年11月10日)

注(2) 北炭の自立基盤の崩壊は国の石炭政策を解体することを意味し、通産省を含め政府を根底から揺さぶることとなった。北炭を救済するために立案された第四次石炭政策は国家資金を補助金という形で石炭鉱業に投入し、より一層大規模炭鉱を中心にする石炭業界のスクラップ&ビルドを推進することとなり、北星炭鉱のような中小炭鉱を閉山に追い込むこととなる。石炭業界の再編は北炭を中心に進められるが、これは②「会社緊急対策に関する態度」に次のように示される。

「会社緊急対策に関する態度

十月八日、会社は緊急労使協議会の带上、社内の資金繰りの逼迫を説明し、当面の措置として①安定出炭の確保、②機構改革③作業管理の正常化を提案すると同時に役員の格下げ、減給、会長の社長就任を表明した。この提案について組合側としては①②については原則的にこれを諒承し、具体的事項については別途山元で協議することを回答した。

今次の提案は下期の業績如何によっては重大な要素を含んで居り北炭職組としては次の態度をもって取り組んでいく。

一、石炭対策をめぐる情勢

第四次石炭対策が国会で可決されてから、各社の再建整備計画の策定などこれに伴う具体的作業が進められてきた。石炭鉱業審議会の経理審査会は九月十二日それ迄検討していた各社の再建整備計画を諒承し、同審査会の意見を付して通産大臣にこれを答申した。

通産大臣はこの結果に基づいて正式にこれを認定し、総額八五〇億円の再建交付金の配分手続きも終り十月末にこの第一回目の支払いが行なわれることになっている。

この様に第四次の石炭対策が具体的実施の段階に入ったが、今次の施策は膨大な国の支出が伴うだけに石炭関係者にとって極めて厳しい要素を含んで居るが、これは再建整備計画の了承に当って経理審査

会が付した次の意見に端的に表われている。

再建整備計画についての意見

四十四，九，十二

石炭鉱業審議会経理審査会

石炭鉱業審議会経理審査会は、各石炭企業の再建整備計画を検討してきたが、諸計画はすべて事業の再建に対する企業の決意と責任を明らかにしたものであり、労使の協力体制のもとに、生産および経営の合理化、保安の確保に最大の努力が払われるならば、所期の成果を収め、石炭鉱業の再建整備を進めていくことが可能であると認め、これらの計画を了承する。

石炭関係者は、石炭鉱業に対し巨額の国費支出がなされることについて十分な社会的責任を自覚するとともに、下記事項について特に留意すべきである。

- 一、企業は、その再建整備計画の遂行に当り、自らの責任を深く自覚し、労使一体となって経営の建直しに全力を傾注することが必要である。計画達成のため最大限の自己努力を行なったと認められない場合には、政府の助成措置が打ち切られることもあることを銘記すべきである。
- 二、再建整備計画における今後五年間の損益については、その後半において不安定な面もみられるが、それは期間の前半における黒字により補填され、期間全体を通してみると損益収支はおおむね均衡し、資金ぐりも概して順当に推移するものと想定されることおよび情勢の推移によっては需要者の協力により炭価についての検討も期待し得ることを考慮し、当審査会は、これを了承することとした。なお、今後の情勢変化によって操業の継続が困難となる炭鉱については、経営責任者は早期に適確な決断のもとに適切な措置を講じ、もって企業の再建整備に支障なきを期することが必要である。
- 三、炭鉱の保安については、経営者自らこれを確保する自主保安体制を確立すべきである。特に坑内骨格構造の展開を先行させ、採掘に先立って切羽状況の把握、ガス抜きの実施等不安全要素の除去に万全を期するため所要の投資および人員の確保を図る必要がある。
- 四、労働力不足は、今後ともますます激しくなるものと想定されるが、労働集約的産業としての石炭鉱業にとって労働力の確保いかんが企業の存廃を決するものであるので経営責任者は創意工夫をこらし十分の努力を行なうべきである。
- 五、再建整備計画の提出企業の中には、石炭部門を別会社として分離することを前提としているものがあるが、当審査会は、その分離が少なくとも石炭部門に不利とならないよう十分考慮が払われているかどうかにつき特に次の点に留意して慎重に審議した結果これを認めることとしたので、この趣旨に沿った計画の実施と運営が行なわれるべきである。
 - (1) 石炭部門と非石炭部門間の資産、負債の分割が公平なものであること。
 - (2) 石炭部門の損益状況が会社を分割しない場合と比較して悪化するものでなく、石炭鉱業の自立操業が可能であること。
 - (3) 非石炭部門の会社から石炭部門の会社に対し、十分な援助がなされる態勢になっていること。
- 六、各石炭企業の所要資金が確保されるかどうか、計画の正否に大きな影響を及ぼすことになるので、当審査会は、関係金融機関に対し、できる限りの強力を強く要請するものである。

二、会社長期計画に対する受けとめとその後の生産状況

第四次石炭対策に基づく石炭関係予算が国会で通過したあと、社内では労使協議会が開かれ四十六年度迄の長期計画について協議が行なわれた。会社の提案に対し、職員組合としては、

- ① 第四次石炭対策は大巾縮小生産を企図しているにもかかわらず拡大生産の方向にある。
 - ② 損益の面では、対策後の収支尻に於いて殆んどの鉱が黒字転換の可能性があり、社内全体で利益をみることができる。
 - ③ 清水沢地域の新坑開発が四十五年度より実施に移される見通しにある。
- などから会社提案を歓迎し、諒承したところである。

その後、上期労使協議会がもたれ山元では長期実施の基本方針に基づいて、山を守る運動をはじめ計画達成のための諸対策を推進したが、清水沢炭鉱を除いては各鉱共減産が著るしく、日産予定一四、三七〇屯に対し上期中三ヶ月は一三、〇〇〇屯を割るという実情であった。

三、会社緊急対策に関する基本的態度

前述した石炭対策の背景と上期出炭の不調などの経過を経て今次緊急対策が提案されたのであるが我々として、

- ① 会社の資金繰り逼迫の現状について会社説明を率直に受けとめる。
- ② 会社提案を原則的に諒承するが、緊急事態を理由として労働条件の切り下げなど一方的な措置についてはこれを排除する。
- ③ 安定出炭の確保は飽迄保安を前提とするものであることを再確認する。

以上を基本として具体的に取り組んでいくこととする。

四、会社提案の具体的内容についての態度

(一) 安定出炭の確保について

安定出炭の確保は、企業安定の基盤であることはいふ迄もない。今次提案の日産一三、三五〇屯の予定、出炭は現状に於いて出し得る最低のものであって、これが一〇〇％確保されたとしても収支が著しく好転するものでないことは会社の説明でも明らかである。しかし会社が当面求めているのは生産を阻止している不安定要素を取り除き、安定出炭確保のための基盤作りにあるのであるから、この点を理解し、我々としては更に問題点の把握をして基盤作りに協力する。

(二) 機構改革について

今次機構改革は道支社と鉱を直結し、鉱の責任体制を強化したのがその基本である。

鉱の責任体制の強化については、職員組合として従来からの主張であり、従って今次提案については異議はない。しかしその結果、職員については全社的に相当数の余剰人員が出るとの説明が行なわれており、この点では重要な問題である。従ってこの措置については一方的に生活権が奪われることのない様に会社、組合間でその都度協議し、会社の責任で措置する様取り組んでいく。

又、今次機構改革は抜本的であるだけに今後運営の過程で問題点が派生することも予想されるので、たえず実態把握につとめ、その処理に当る。

(三) 作業管理について

提案では「係員は適正な判断と責任をもって率先して業務遂行に当る」とあるが、係員と鉱員との間では番割作業指示などに於いて従来の慣行が根強くあって係員の態度だけでは決しきれず事前に会社がこれを排除しない限り実施出来ない面が多い

現在会社はこれらについての作業を進めている段階にあるが職組としても会社は勿論、労働組合とも話し合い、係員本来の業務が遂行し得る体制作りに努力する。

尚、係員、主任などの職務基準を明らかにすることによって夫々の任務を体形づけ、自らの職務と権限をはっきりさせるのも必要と思われるので、他企業の実施状況を参考にして専門委員会を検討し、会社に対して申し入れをすることとする。

以上をもって今次会社提案に対する態度とするが、下期の業績如何によっては重大な様相を招くことが予想されるので当面は安定出炭確保に重点を注ぎ今後の過程を通じて派生する問題については適確にこれらをとらえ、その取り組みに万全を期す様努力する。

以上」

「確認書

昭和44年10月8日開催の緊急労使協議会に於ける会社提案事項につき下記の通り確認する。

記

保安確保を前提とした安定出炭13,350屯の確保並に組合に対する協力要請事項については、労使相互にその意見を充分尊重し会社組合双方誠意を以て実施する。

昭和44年10月29日

北海道炭鉱汽船株式会社

取締役副社長 佐野 岩 雄
北海道支社長

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 佐々木 仁三郎」

2 会社資金繰りに協力

45年3月、会社からは出炭不振による資金不足と年度末資金繰のため3月分社員給料支払見合額を労働金庫から借入し資金繰に協力してほしい旨要請があった。これに対し執行委員会は、この儘賃金支払が遅欠配になれば組合員の生活に支障を来すことになるので、協力するのは吝かではないが、当然山元機関に諮り組合員にも報告しなければならない。

しかし、石炭の将来に不安をもって自己都合退職者がふえている状況の中で会社の資金難を公表することは一層離山ムード煽ることになりかねない。したがって今回の要請については執行委員会の責任で措置し、今後情勢をみて機関に諮ることとした。

このあと労働金庫側と接渉の上 借入金の担保として①定期預金 ②北寮の土地建物を差入れ尚北炭社長を保証人とし、借入期間は3ヶ月として借入れ給料支払いに充当した。

借入金は6月末に返済されたが、会社の資金事情が好転せず7月分給料支払の際も同様の協力をせざるを得なかったが、その後も資金繰は好転せず11月分給料支払分についても同様の要請があった。そのため労働金庫との接渉に入ったところ、労働金庫側より見返りとして個人預金の協力方について要請があった。執行委員会としては、現状の儘自らの責任だけで更に継続するには問題があり又、個人預金の要請を入れるには当然山元機関に諮り組合員の同意を得る必要があるとの結論を得、これ迄の経過を含め職場討議に附した結果、会社の資金繰に協力するとの同意を得たほか、預金協力については次によることに決まった。

- 1 46年1月以降毎月1人当1,000円（女子500円）を積立てる。
- 2 この預金は月額定期預金とし期限は1ヶ年とする。
- 3 預金は組合が毎月差継し各人の通帳は組合で保管する。
- 4 預金は借入金の担保にせず1年経過後の措置は改めて諮る。
- 5 今後労働金庫から借入れときはその都度機関の承認を受ける。

会社の資金繰はその後も一向に好転せず、3ヶ月毎に借入返済が恒常化した、一回の借入額は約6500万円であった。

又、更に期末手当支払時にも組合名義で借入れし、組合の資金協力は会社の資金事情が好転のきざしがみられぬまま繰返し継続したため、労働金庫から預金協力に対し強い要請があり組合員の月掛預金は継続すると共に期末手当の支払時にも応分の預金を実施せざるを得なかった。

3 社内に炭鉱実態調査団を設置（45.4）

44年下期出炭は前半は徐々に回復したものの年明けから千歳坑、清水沢鉱で重大災害が発生するなどの影響もあって後半は出炭不振に終わった。

この様な状況のもとで45年4月に入ってから萩原吉太郎社長の提案で 石炭鉱業合理化事業団 近藤剛、開発銀行 兵庫信一郎の両氏を顧問とし会社北炭職組、北炭労連、各山元組合代表者で構成する炭鉱実態調査委員会が設置された。調査委員会の任務は各炭鉱の実態を適格に把握するため 適正生産規模、投資計画及び保安の調査が目的であった。調査委員会は4月中旬から約1ヶ月間、2班に分れて各炭鉱を巡回し入坑調査を行った。

この調査結果は顧問が取纏めて社長に報告されたが、組合側に対しては両顧問より大綱次の

説明があった。

- ① 北炭は 44/上は政府補助金をもらってもなお 11 億円の赤字である。原料炭といえども赤字では経営は行きづまるのみで、能率アップなどでこれを克服する必要がある。
- ② 北炭は行きづまっているとみられているが炭量はあるし炭鉱長は意欲をもやしているから炭鉱長を中心に全山一致の体制をとれば体制挽回の展望をつかむことはできる。
- ③ 他社ではここ数年来技術は急速に進んだが北炭は進歩がなく著るしく立遅れている。しかし、この立遅れは技術関係者が積極的姿勢をもって努力すれば今後 2 年位で取戻せると考える。

そのためには他鉱をみるなどして他のよいところを取入れるべきだ。

- ④ 坑内骨格整備が全般に遅れている。坑内骨格整備は深部移行に伴って保安は勿論安定生産を維持する上にも欠くべからざるものであるから、ブロック式採炭法をとるなどして改善すべきだ。
- ⑤ 職場規律を確立するべきである。これがしっかりしていなくては投資も無駄になる。
- ⑥ 待時間が多いとみられるが、これは働く者の責めばかりでなく、働ける作業環境作りに欠けるところにも要因があるので、対策を強化すべきだ。
- ⑦ 合理化は首を切るのではなく、楽に安全に生産をするのが主眼だから組合も全面的に協力してほしい。

尚、会社に対して両顧問の報告は全社的问题と炭鉱側の問題点について種々指摘があった模様であるが 会社はこの経過を経て 45 年 5 月 26 日特別労使協議会で長期計画の大巾修正を提案してきた。

4 特別労使協議会で重大提案 (45.5)

45 年 5 月 26 日に札幌で特別労使協議会がもたれたが、席上 会社側から職労組に対し大綱次の提案があった。

本提案は社外から委嘱した近藤剛、兵庫信一郎両先生を含む会社、職労組による社内調査団の意見を基礎とし、48 年度をもって終る石炭特別会計の期限に合わせ、更に 新区域採炭着手にタイミングを合せ大巾な出炭減を避けることを根拠とした。

- (1) 夕張炭鉱は北上区域の登川層探炭ボーリングを 9 月末に終らせ 46 年度中に採炭に着手したい。夕張第二鉱は 47 年度初めに買上げ申請する。人員は新区域を中心に夕張第一鉱、平和、清水沢、真谷地に配転することにしたい
- (2) 平和炭鉱は 48 年上期に買上げ申請して全員夕張新炭鉱に移すことにしたい
- (3) 清水沢炭鉱は 48 年下期に買上げ申請して全員新炭鉱に移すことにしたい
- (4) 幌内炭鉱は排気立坑を 49 年末完成を目途に地点の決定をしたい
- (5) これによって 50 年度の出炭規模を生産次のようにしたい
夕張炭鉱 120 万トン 夕張新炭鉱 150 万トン 真谷地炭鉱 45 万トン 幌内炭鉱 140 万トン
- (6) 尚 傍系の空知炭鉱は赤間を除いて年産 100 万トンとし可能ならば北炭に復帰してもらいたい。赤間、万字は買上げ申請をしなければならないと考える。
- (7) 技術改善について

- ① 新人材が充分力を発揮出来るよう旧来の経験にこだわらず新人材の研究，創造力を阻害しないようにする
 - ② 外部より学識経験者を顧問に迎え協力を求める
 - ③ 毎月交替で他社の見学を積極的に実施する
- 次に夕張新炭鉱のガス対策，登川層の防水対策の研究班を設け積極的に進める。

会社提案に対する北炭職組の取組み

会社の提案は夕張新炭鉱を中心にしての大綱的なもので具体的な内容は明らかでないので，当面は，

- (1) 完全雇用の確保，労働条件の維持向上，保安の確立を指標として具体的問題と取組む
- (2) 具体的計画の提示と説明を求める
- (3) 当面特別労使協議会の延長として協議を進めるが対立点については団体交渉で解決をはかる。
- (4) 北炭労連並びに山元労組とは充分連携をとって進める。

北炭職組は北炭労連とは別個に7回に亘って分科会で協議を進めた結果，全般に亘って問題を煮詰め各炭鉱毎の炭層賦存状況 炭量等については継続協議とした。北炭労連も併行して協議を進めていたので，このあと職労会議で協議した結果，次のように申し合せた

- (1) 今次会社提案は職労双方全体問題としてとらえる
- (2) 北炭労連は会社から鉱員の定着対策，体質改善対策を提案されているので下部討議の上団体交渉で解決をはかる
各山元に長計対策委員会を設置して山元交渉を再開する
- (3) 北炭職組は労組の山元対策委員会の取組みにタイミングを合せ双方連携をとって取組む

このあとの交渉で会社は清水沢炭鉱の買上申請の提案を撤回した。

5 新二岐炭鉱（角田鉱）の閉山（45.8）

角田炭鉱は昭和2年8月北炭が小野貞蔵に採掘を委任し開坑操業をはじめ8年8月迄稼働させてきたが 同年9月から北炭直営に切替えて角田坑として夕張鉱所所属となった その後13年6月夕張第三鉱の所管となり15年9月角田鉱として独立し，16年10月平和鉱業所の創設により同鉱業所の所管となった。

28年8月の企業整備によって 29年3月従業員全員が平和鉱に移行し一時中止となったがその後新二岐炭鉱として組鉱権を設定し操業していたが，45年8月5日整理促進により閉山した。

6 夕張新炭鉱の開発に着手（45.10）

夕張新鉱の開発については 43年12月支社に新鉱開発部を設け，又，地質調査所に開発計画を設け具体的な計画を立案中であった。

当初計画は、予定実収炭量 8,100 万トン、年産 60 万トン、月当り能率 100 トン、必要資金 72 億円という構想であったが、これが年産 150 万トン、人員 1,200 人、月当り能率 80 トン、必要資金 160 億円で修正された。45 年 7 月 29 日末開発炭田開発の地域指定を受け、45 年 10 月 8 日、国鉄沼の沢駅裏の材料斜坑、ベルト斜坑々口予定地前で関係者が多数参列して起工式が行われた。

起工式には萩原吉太郎社長はじめ労使代表 来賓には宮沢喜一通産大臣代理、石炭鉱業合理化事業団、石炭鉱業審議会各代表、町村知事、橋内夕張市長、国會議員等関係者が多数出席し、夫々挨拶があり、佐藤総理、福田大蔵大臣等多数の祝電が寄せられ盛会りに終了した。

このあと ベルト斜坑、材料斜坑、立坑、通洞の 4 ヶ所の工事が開始された。

7 夕張炭鉱第二炭鉱の終堀 (46.8)

昭和 45 年 5 月 26 日開催された特別労使協議会で、夕張第 2 炭鉱は 昭和 47 年上期に買上申請を行い下層区域に移行する旨提案を受けた。この提案に対し北炭職組は 労使協議会のほか山元労使間で具体的解明に当ると共に会社に対して、この実施に当って、①組合員の完全雇用 ②労使条件の維持 ③保安第一の出炭体制の確立を確約させ、今次提案に協力するとの態度を以下のように表明した。

1. 夕張支部対策委員会の設置とその結論について夕張支部は対策委員会を設置し会社提案にもとづいて ①炭層賦存状況と経済炭量、②坑内骨格構造の整備、③人員問題、④投資効果の問題、⑤収支上の問題、等について検討した結果、操業継続は難しいものと判断し下層地区に新職場を求め組合員の生活安定をはかることが得策であると結論づけ、45 年 9 月 25 日開催した支部委員会でこの経過を確認し買上げ申請に同意することを諒承した。
2. 夕張支部 2 鉱終堀対策委員会の設置と経過

2 鉱終堀問題に対処するため夕張支部は委員会を設置し 2 鉱終堀に伴う夕張炭鉱の将来計画に対する問題点を提起すると共に、2 鉱終堀に関連する問題を取りあげ要求案を作成し、下部討議にかけて要求書をまとめ 7 月 19 日夕張炭鉱長に提出した。引き続き 8 月 12 日迄団体交渉を重ねた結果、保安生産体制、職制機構、人員配置、配転者酒肴料、記念行事の開催等全般に亘り諒解点に達し確認書を取交した。

深部採掘と炭量の枯渇は夕張地区及び幌内地区に集中的に現われ、これら地区の炭鉱のスクラップ&ビルドを加速させるが、特に、夕張炭鉱及び清水沢と平和炭鉱において深刻化する。とりわけ、夕張第二坑と清水沢炭鉱は夕張新鉱の開発に統廃合され、ここに北炭の閉山ラッシュを連鎖させることとなる^{注(3)}。

注(3) 夕張第二炭鉱の閉山は北炭の自立基盤の崩壊を連綿的に展開させる契機となるが、その閉山は、①要求書、②確認書、③別紙 1, 2, 3, 4, ④覚、⑤提案に次のように示される。

「夕張炭鉱第 2 炭鉱終堀に伴う要求書

I 保安確保、生産体制について

1. 1 鉱関係

1) 保安問題について

通気対策、自然発火対策及び落磐防止対策に万全を期すこと

-
- 2) 生産体制について
機械化計画と出炭計画について明示すること
 - 3) 職制機構と人員配置について明示すること
 2. 第2炭鉱関係
 - 1) 保安問題について
終堀迄の保安確保について万全を期すること
 - 2) 生産体制について
終堀迄の出産計画を明示すること
 - 3) 撤収作業について
坑口閉塞後に於ける施設の撤収作業を明示すること。
 3. 下層関係
 - 1) 保安問題について
通気対策 水抜対策及び誘導対策について明示すること
 - 2) 生産体制について
工事計画と進捗状況について明示すること
 - 3) 職制機構と人員配置について明示すること
- II 坑外施設関係について
1. 1 鉱関係
 - 1) 更衣室
大型ロッカーの取付けを行うこと 従って更衣室を拡張すること。尚組関係係員更衣室は別に設けること
 - 2) 浴室
洗濯槽及びシャワーを設備すること
 - 3) 乾燥室
拡張すること
 - 4) 職員組合駐在室を設けること。
 2. 下層関係
 - 1) 更衣室 一鉱同様
 - 2) 浴室 一鉱同様
 - 3) 乾燥室 設置すること
 - 4) 職員組合駐在室を設けること。
- III 酒肴料その他について
1. 第2炭鉱終堀に伴う慰労金、酒肴料及び記念品を第2炭鉱在籍者に支給すること。支給時期は配転終了直後とする。
 2. 下層開発、1 鉱増強計画に伴う祝賀行事を行うこと。対象者は夕張炭鉱及び外局関係を含む全職員とする。
 3. 長期計画に基づき他炭鉱に詰替になった職員に対しても上記の取扱いを適用させること以上」

「②確認書

夕張炭鉱と北海道炭鉱汽船職員組合夕張支部とは今次夕張第二炭鉱終堀に伴う配転に関し下記の通り確認する

記

1. 保安確保 生産体制について
当面別紙1の通り実施する。
尚 計画変更の際は都度提示することとする。
2. 職制機構と人員配置について
原則として別紙2及び3の通り実施したい。
3. 坑外施設関係について

- 一鉱繰込所は新設し、下層繰込所は現炭鉱事務所一階を改築する
尚 繰込所及び附帯施設の細部については別紙4の通り実施する。
4. 配転者酒肴料について
本協定締結日以降二鉱終堀迄の間に二鉱より他鉱へ転勤する者に対し、酒肴料として1人当たり2,500円を支給する。
5. 記念行事の開催について
1) 1人当たり1,000円程度の記念品を贈呈する。
尚 贈呈する適用範囲は職員組合夕張支部組合員(除く清水沢炭鉱勤務者)とする。
2) 労働組合との交渉で決定した記念行事を開催する場合は社員も参加することとする。
昭和46年8月12日
北海道炭鉱汽船株式会社
夕張炭鉱長 石井茂治
北海道炭鉱汽船職員組合
夕張支部
委員長 吉井政典」

「(③別紙1)

保安生産体制について

1. 一鉱関係
(1) 保安問題について
① 右一片地並に於ける炭層傾斜並びに断層賦存状態より判断して、右二片地並では自走枠等重装備切羽の設定はむずかしい。その結果3切羽体制となることを想定し、風道の整備並びに右排気風道の計画を検討している。
尚 将来深部移行による通気改善策として排気立坑の検討を進めており、必要な時期までに実現するよう努力する。
② 自然発火防止対策としては水圧鉄柱を使用 立柱時の締付け圧を強力にし枠間 矢木かけ 天井 当りつけ等支柱規格を厳守せしめる他、逆断層等天磐に炭を残さざるを得ないような場合は原則として天磐付きに採掘し、落盤防止に努める。
- (2) 生産体制
右一片六尺ロングはR.D.C、右一片十尺ロングはライスハーケン、ホーベルを使用採炭中であるが、8月中旬右一片六尺ロングには最新機械のD.R.D.C及びセンターチエンコンベヤーを導入して能率化を図る。
尚 上記①の如く右二片以深に於ける自走枠使用不能の場合を考慮し、配転計画の見直しを行ない、一鉱採炭人員の増加を図る。
2. 第二炭鉱関係
(1) 保安問題について
11月中旬第二炭鉱終堀迄の配転人員は9月~239名、10月~105名、11月~110名であるが、その都度第二炭鉱の保坑、保安人員の残留は充分考慮し配転計画を作成した。
尚 採掘予定位置に対する磐下坑道の展開も計画しており、ガス抜ボーリングを精力的に実施し、保安の万全を期す
- (2) 生産体制

種別 \ 月別	7月	8月	9月	10月	11月
夕張 第二炭鉱	(2,274) 61,400	(2,000) 48,000	(1,423) 37,000	(1,534) 39,900	(783) 18,800
記事			9月4日 南部終堀		11月13日 北部終堀

南部側五片上層切替ロング予定断層好転により稼行期間を延長し、南部終堀を8月中旬より9月上

句に変更する。

(3) 撤収作業について

① 坑口密閉迄の撤収作業

9月4日南部終堀後、直ちに南部区域の撤収作業を行なう。引続き11月13日北部終堀後、北部区域及びその他区域の資材撤収を12月中旬迄実施する。

撤収資材は貸与機械、社内各炭鉱使用予定機材を優先する。

② 坑口密閉後の撤収作業

12月中旬撤収作業を終了し、引続き坑口の密閉作業に入り12月末日密閉を完了する。

その後搬出資材を整理し、融雪後施設の撤収を行なう予定である。

3. 下層関係

① 通気対策

主要扇風機は負圧 ~ 102 m/m, 排気量 ~ 4245 m³/minのプロペラ扇風機を設置する。

下層の単純構造と現計画最低深度

+160 mの主扇設備としては充分である。ダブルユニットの2切羽への通気配分については排気側の適切な調量により支障なく配分出来る。

② 水抜対策

採炭開始後の総湧水量は約10 m³/minと推定し 揚水設備は50 m³/minの揚水能力としており充分である。

尚 採炭切羽上下には集水坑道を設け場内坑道と併せて水抜ボーリングを実施し、採掘開始前水抜きを充分に行なう。

又採炭物の湧水を防止するため 切羽を昇り向きに設定する。

③ ガス誘導対策

ガス湧水量としては微々たるものであるが 湧水の中に多少のメタンガスが溶存されているので、ガス誘導ブローア (30 m³) 並びにガス誘導管を設備する。

現在、水とガスの効果的セパレート方法を検討している。

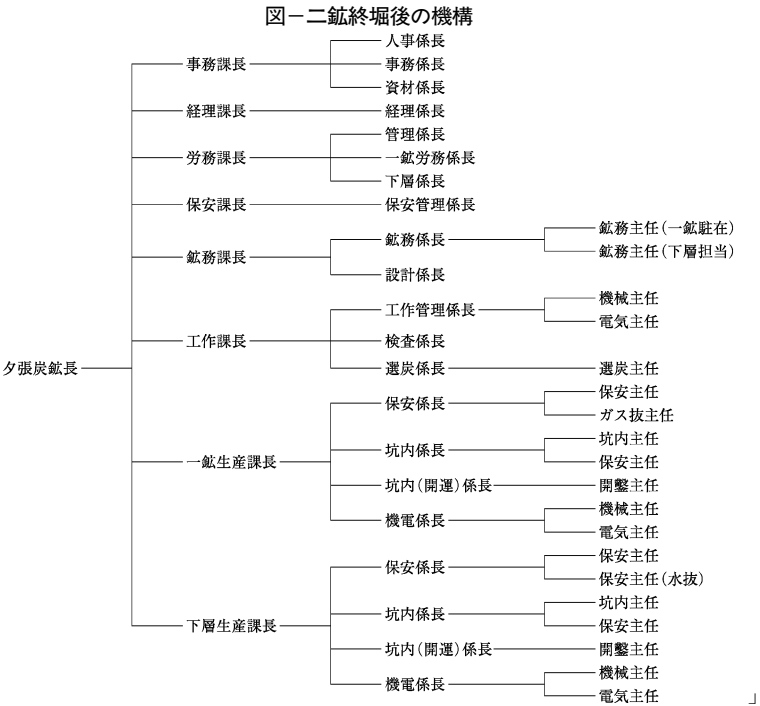
④ 生産体制について

◎ 工事の進捗状況

7月25日現在入気斜坑 ~ 611 m 第一排気斜坑 ~ 609.5 m 堀進中であり、7月20日第一排気斜坑は登川2番層に着炭し目的の3番層に7月26日着炭予定である。

着炭後沿層切廻しを急ぎ、予定通り1月上旬より出炭を開始する。」

「(別紙2)



「(別紙3) 社員人員推移並びに所要人員比較表(略)」

「(別紙4)

坑外施設関係

一鉱, 下層共通事項

1) ロッカーについて

巾 300 mm, 高さ 890 mm, 奥行 515 mm 容積 0.13 m³ のスチール製を設置する。

2) 更衣室について

- (1) 組係員の更衣室は別に設ける。
- (2) 換気扇は適当な容量のものを設置する
- (3) ユニット, ヒーターを設ける。

3) 浴室について

- (1) 洗濯槽を設置する
- (2) 鏡を取り付ける

4) 繰込所について

- (1) 個人毎の椅子を用意する。
- (2) 繰込所の出入口に手洗設備を設ける
- (3) 誘導無線室より事務所に通ずる非常ブザーを設置する。

下層関係

更衣室と浴室間に専用道路を新設する。」

「覚

夕張炭鉱と北海道炭鉱汽船職員組合夕張支部とは昭和 46 年 8 月 12 日付夕張第二炭鉱終堀に伴う配転の確認書記 2 に関し下記の通り覚を取り交わす。

記

- 1) 職制機構については実施は変更することもあり得るが、変更の際は事前に協議する。
- 2) 下層で採炭開始時に於ける各課の人員配置については当面の目途であり実施時変更の際は事前に協議する。
- 3) 主任の取扱については主任の任命替を行なうこととし、特別の事情（私傷病等）のない限り主任を昇格するようなことのないよう配慮する。
- 4) 配転先については新鉱を主とし一部清水沢炭鉱も予定している。

昭和46年8月12日

両者調印

「覚

夕張炭鉱と北海道炭鉱汽船職員組合夕張支部とは昭和46年8月12日付夕張第二炭鉱終堀に伴う配転の確認書記4に関し下記の通り覚を取り交わす。

記

酒肴料その他の適用対象者については原則として本協定日在籍にして本協定締結日以降配転された者及び夕張第二炭鉱終堀時在籍する者とし、細部取扱いについては別途協議とする。

昭和46年8月12日

両者調印

「覚

夕張炭鉱と北海道炭鉱汽船職員組合夕張支部に対し夕張第二炭鉱終堀に伴う配転に関し諸般の事情を考慮し事態取拾一時金として金60万円を一括組合に支給する。

尚、これが使途については会社 組合間で協議決定する

昭和46年8月12日

両者調印

議事確認

一鉱及び下層繰込所内の会議室使用に関し下記の通り議事確認を取り交わす。

記

職員組合の機関運営上会議室使用申込みがあった場合は優先的に使用することを配慮する。

昭和46年8月12日

両者調印

「夕張新第二炭鉱の閉山を提案

札幌で団体交渉 4月11日日生ビルで

夕張新第二炭鉱問題に関しては昨五十一年十月十九日付協定（北炭再建計画に関する協定）に基づき、学識経験者、会社、組合の三者編成による炭量調査団を現地に派遣し、同年十二月十六日より同十八日までの間現地調査、更に、本五十二年一月十七日、二十八・二十九日、三十一日会議を開き慎重に検討を行ない、調査団としての結論を得ました。

その結論を踏まえ、二月八日～十二日、十六日、三月十日、十六～十八日、二十九日と、東京・札幌・現地（夕張新第二炭鉱）に於いて労使間で精力的に団体交渉を開催し、種々論議してまいりましたが、意見の一致を見ず、四月十一日に札幌（日本生命ビル）で開催された団体交渉席上、会社側より別掲の提案がありました。

この日の会議には、会社側より萩原会長、大津技術部長、吉井社長付、高橋労務部長、山本夕張新第二炭鉱長、組合側より里谷炭労委員長、森田道炭労委員長、橋本労連会長、桐生夕張労組委員長などが出席して開催されました。

会議は萩原会長より「夕張新第二炭鉱の閉山提案に当って」（別掲）の所信表明があった後、高橋労務部長より「提案」及び「夕張新第二炭鉱閉山諸条件」（各二面に掲載）の提案、説明がありました。

この後、会社提案に対する質疑応答が交わされ交渉は終了しました。」

「夕張新第二炭鉱閉山提案に当って——取締役会長 萩原吉太郎

一、三月二十九日の団体交渉で申しあげましたが、本日の団体交渉に於いて、夕張新第二炭鉱閉山問題に対する会社の態度を表明したいと存じます。

去る一月三十一日の夕張新第二炭鉱の炭量調査報告に基づいて、労使間で技術面について協議を重ねて参りましたが、遂に意見一致せず、対立のままで今日に至りました。同報告は、その結びに於いて、炭量百二十五万トと推定いたしました。資金収支の経済面は調査団の問題外として考えていないと断っております。そこで私は対立は対立として、組合の主張どおり鉱命延長して六十五万トを採掘することとしたら、北炭にどのような結果をもたらすかを考えました。

二、およそ私企業に於いて初めから経済性を考えない経営は、経営者の背任行為といえます。いわんや、昭和五十一年九月末現在、自己返済負債七百五十三億円に達し、しかも、政府の特別処置により、多額の政府の援助を仰ぐこととなり、また、民間借入金元利棚上げした上に昨年十月乃至本年三月の間に九十四億円の借入金をした北炭が、経済性を考えない経営を行えばこれら官民のご協力に対する背信行為であります。

三、夕張新第二炭鉱の鉱命を延長すれば、実に二百八十六億円という膨大な資金不足を招来いたしますのであります。今日急迫した北炭経営に於いて、この膨大な資金の不足は、北炭の破産を意味するのであります。詳言すれば夕張新第二炭鉱の五十二年乃至五十四年赤字百一十一億円ばかりでなく、北炭更正の鍵というべき夕張新炭鉱は、現在ここに稼働する鉱員の幌内引揚げにより一挙に減産を来し、その赤字は実に百七十五億円に達するものと推定されます。これを出来るだけ削除して見ても大勢判断に変わりなく、その資金調達、当面の金繰りにさえ苦心している北炭の体力では、到底負担に堪えません。

しかも現在北炭を取巻く情勢は夕張新炭鉱の出炭不振を見て、政府も、金融機関も一般世論もようやく北炭に不信感を持ち、その将来に危険感さえも抱き始める向きもあり、四月乃至六月の夕張新炭鉱出炭の如何によっては、再建案は、再検討を招く危険をはらんでいます。

四、因より、閉山はここに働く従業員、地域経済に及ぼす影響、またここに住む夕張市民の感情を考えれば、しのびがたきことでありますが、過日申し上げたとおり、北炭に課せられた最大の課題は、なんとしても、北炭を存続することです。

率直に申し上げまして、北炭をつぶす危険を冒して、夕張新第二炭鉱の鉱命延長は誠に遺憾ながら出来ないことであります。

ここに会社は涙をのんで夕張新第二炭鉱の閉山を決意いたしました。実情をご賢察の上、別紙提案を十分に検討の上、ご諒承賜り、速やかに退職条件のご審議に入られんことを切望いたします。

五、なお、化成工業所の問題については、三月二十九日の団体交渉に於いて申し上げましたとおり、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスに於いてすら、一般コークス工場を閉鎖していることから見ても、今日の北炭が経営して行くことは至難なことはわかりますが、先ず存続に最後の努力をいたしたいと存じます。コークスの需要確保が出来るか、道庁、夕張市が協力してくれれば、経営改善により赤字負担に耐えられる程度まで縮小出来るか、を努力した上で決定すべきで、これには時間を要すると思います。

また、病院問題は、事人命に関する問題であり、従業員及び家族の心情を考えますと、先ず道または市に移管するか、または何等かの協力を得られるかの運動をした上で考えるべきであると思います。

いわんや、夕張新炭鉱の新診療所は出来ていないのであります。この問題は、存否何れにせよ地元の意向を尊重することを第一として軽々に結論を下そうと考えておりません。

この考え方に基づいて、私は四月九日、樺原副知事に面会して、協力方を要請いたしました。また、先月夕張市陳情団と面接の際、夕張市長に道庁並びに政府に陳情し、夕張本院を含めて夕張市に移管するよう申し入れました。

組合のご協力をお願いいたします。」

「提案 昭和52年4月11日

夕張新第二炭鉱につきましては昭和五十一年十月十九日付再建計画に関する協定に基づき、労使・学識経験者による炭量調査団を編成の上調査を実施した結果、昭和五十二年一月三十一日その結論を得ました。

そこで、会社としては炭量調査の結論を踏まえて、あらゆる角度から検討を加えその見解を述べ、昭和五十二年二月以降数次に亘る団体交渉を行なうまいりましたが、意見相対立したまま今日まで推移して来たことは、誠に残念であります。

しかしながら、たとえ貴方の意見に基づいて夕張新第二炭鉱の右三片及び右二片を採掘するとしても、技術上極めて至難な問題があり、自然条件の悪化により、劣悪な作業環境が予測されます。

更に、調査団の報告書に於いて考慮外とされている夕張新第二炭鉱の鉱命延長に係わる経済性の問題は、当社債権に当って無視することのできない重要な問題であります。

経理面から検討しますと、右三片（三十万ト）の採掘のみでも八十六億円（トン当り三万九百円）の損失が予想され、これに採掘準備期間中の出炭減による損失二十五億円を加えると、損失は百一十一億円に達する見込みであります。加えて、移行の延期は夕張新炭鉱の減産を招き、これによる損失は百七十五億円となり、実に合計二百八十六億円という膨大な損失を負うことになります。

いわば全身衰弱の危殆に瀕している当社の現状に於いて、このような膨大な不足資金を調達することは不可能であり、現在取組んでおります当社再建計画は文字どおり画餅に帰すことになります。

今後共資源尊重という基本精神に変わりはありませんが、当炭鉱に関しては残存埋蔵炭量について確認したものの、経済的可採炭量は枯渇したものといわざるを得ません。

本問題の帰趨が、従業員各位及びその家族並びに地域住民の生活に重大な影響を及ぼすことを念頭におき、現在に至るまで慎重な検討を進めてまいりましたが、今ここで鉱命延長を図ることは、当社全体の崩壊を招くことは必至でありますので、ここで英断をもって解決を図るべき時期であると判断いたします。

会社としては、何よりも北炭の存続を図るために、永年にわたり当社発展の原動力となり、多大の寄与をいただいた従業員各位に対し、心情として誠に忍び難いものがありますが、現在稼行中の区域がほぼ終掘する昭和五十二年八月末を以って閉山いたしたく提案する次第であります。

閉山後の従業員の雇用問題につきましては、万全の措置を講ずるよう努力いたす所存であります。

即ち、坑内員については、全員坑内の状況に応じ逐次夕張新炭鉱へ移行していただき、以って夕張新炭鉱を増強し年産百五十万ト体制の維持を図ると共に、幌内炭鉱の復旧再開を促進し、清水沢・真谷地炭鉱の将来展望を切り開きたいと思います。

また、坑外人員については、関連企業を始めとし、政府・道庁・夕張市など関係各方面に働きかけて、就職斡旋に最大限の努力を払います。

尚、閉山に伴う諸条件については、従来の慣行並びに北炭の現状、特に夕張新炭鉱の人員確保に重点を置いて勘案し、別途提示いたします。

貴方におかれましても、当社の置かれている現状を十分ご理解戴き、平和裡に解決を図られますよう切望いたします。

以上」

「夕張新第二炭鉱閉山諸条件

1. 移行計画

坑内員全員を坑内の状況に応じて逐次夕張新炭鉱に移行し、昭和52年9月末迄に移行を完了する。

移行計画の細部については、その都度協議する。

2. 雇用計画

(1) 坑内員全員を夕張新炭鉱に採用する。

(2) 坑外員並びに準備員については、関連企業を始めとし、政府、道庁、夕張市等関係各方面に働きかけて、就職斡旋に最大限の努力を払う。

3. 閉山時期

現在稼行中の区域がほぼ終掘となる昭和52年8月末を以って閉山する。

4. 退職時期

閉山の時期を以って従業員全員を解雇する。

5. 移行者の取扱い

夕張新炭鉱に移行する坑内員の取扱いは別紙(1)のとおりとする。

6. 移行しない者の取扱い

夕張新炭鉱に移行しない坑内員の取扱いは、別紙(2)のとおりとする。

退職する坑外員の取扱いは、別紙(3)のとおりとする。

7. 準備員の取扱い

退職する準備員の取扱いは、別紙(4)のとおりとする。

別紙(1)

夕張新炭鉱に移行する坑内員の取扱い

1. 退職手当

鉱員退職手当規程第3条第4号により計算された手当額(税込)を支給する。

2. 特別加給金

- (1) 次の区分により計算した額(税込)に一律50,000円(税込)を加算支給する。

勤続満1年未満の者	本人平均賃金の90日分
〃 満1年以上満5年未満の者	〃 120日分
〃 満5年 〃 満10年 〃	〃 150日分
〃 満10年 〃 満20年 〃	〃 180日分
〃 満20年 〃 満25年 〃	〃 210日分
〃 満25年以上の者	〃 240日分

- (2) 旧夕張一鉱から引続き夕張新第二炭鉱に移行した者並びに停年再採用者は、再雇用後の勤続年数により支給する。
- (3) 上記金額には労働基準法第20条の解雇予告手当(平均賃金の30日分)を含むものとする。
- (4) 但し、移行後1年以内に自己都合により退職した場合は、政令により支給された金額と解雇予告手当を除いた額を一括返済のこととする。

3. 移行支度金

移行支度金として次のとおり支給する。

有 扶 230,000円(税込)
単 身 160,000円(〃)

但し、諸般の事情を勘案して増額の用意あるも、その額は協議の上訂正する。
尚、1年以内に自己都合により退職した場合は、一括返済のこととする。

4. 年次有給休暇残日数の取扱い

夕張新第二炭鉱在籍中の年次有給休暇残日数は、そのまま引継ぐこととする。

5. 閉山餞別金

閉山餞別金として一律50,000円(税込)を支給する。

6. 閉山酒肴料

閉山酒肴料として一律10,000円(税込)を支給する。

7. 勤続年数の通算

夕張新炭鉱移行後退職する者の退職手当算定については、夕張新第二炭鉱の在籍期間を通算する。
但し、夕張新炭鉱移行後勤続満5年未満の自己都合退職者については通算しない。
退職手当の算定にあたっては、既支給の対応部分を控除する。

8. 労働協約並びに諸協定

会社・炭労間、会社・労連間協定は、これを適用する。
山元における具体的取扱い並びに運営については、移行後可及的速かに協議決定する。

9. 賃金の取扱い

夕張新炭鉱に移行する者の本人給設定にあたっては、同一職種者が同一作業に就く場合、従前の本人給を下廻らないことを前提として、夕張新炭鉱の賃金形態に基づき新本人給を決定する。
請負給与者が定額給与者に転換した場合は、1回に限り3カ月間は従前の本人給を補償する。

10. 結婚資金の残額返済免除について

結婚資金貸与残額については、返済を免除する。

11. その他

- (1) 退職手当の基礎額について

退職時の建保等級により退手基礎額を算定する。

- (2) 平均賃金の算定について

① 労働基準法の定めるところにより、退職日前3カ月の賃金により各人毎に算定する。
但し、スト日については分母、分子から除外する。

② 業務上の負傷及び私傷病並びに公務、公職、組合要務により平均賃金が、本人同職種の平均を下廻る者については平均とする。

別紙(2)

夕張新炭鉱に移行しない坑内員の取扱い

1. 退職手当

鉱員退職手当規程第3条第4号により計算された手当額（税込）を支給する。

2. 特別加給金

(1) 次の区分により計算した額（税込）を支給する。

勤続満5年未満の者	政令による基礎日学の23日分
〃 満5年以上満10年未満の者	〃 37日分
〃 満10年 〃 満15年 〃	〃 56日分
〃 満15年 〃 満20年 〃	〃 74日分
〃 満20年以上の者	〃 109日分

(2) 旧夕張一鉱から引続き夕張新第二炭鉱に移行した者並びに停年再採用者は、再雇用後の勤続年数により支給する。

3. 解雇予告手当

解雇予告手当として本人平均賃金の30日分（税込）を支給する。

4. 期末手当見合分

昭和52年下期々末手当見合分として前年同期々末手当相当額（税込）を支給する。

5. 年次有給休暇残日数の取扱い

各人年次有給休暇残日数1日につき平均賃金（税込）を支給する。

6. 閉山餞別金

閉山餞別金として一律50,000円（税込）を支給する。

7. 閉山酒肴料

閉山酒肴料として一律10,000円（税込）を支給する。

8. 閉山見舞金

(1) 身体障害者

イ、公傷による身体障害者3級以上	一律100,000円（税込）
〃 4級以下 〃	80,000円（ 〃 ）
ロ、その他の身体障害者	一律 60,000円（税込）

9. 福利厚生施設の取扱い

退職日より6カ月間は従来どおりの取扱いとする。

具体的には山元協議とする。

10. 帰郷旅費並びに荷造料について

退職日より6カ月以内に帰郷する場合は、旅費規程により帰郷旅費を支給し、荷造運搬費については山元協議とする。

但し、他から帰郷旅費または移転旅費及び荷造運搬費が支給された場合は併給しない。

11. 炭鉱離職者臨時措置法の適用について

炭鉱離職者臨時措置法の適用については、関係官庁に申請する。

12. 結婚資金の残額返済免除について

結婚資金貸与残額については、返済を免除する。

13. その他

退職手当の基礎額並びに平均賃金の算定については別紙(1)と同じ。

別紙(3)

退職する坑外員の取扱い

1. 退職手当

鉱員退職手当規程第3条第4号により計算された手当額（税込）を支給する。

2. 特別加給金

(1) 次の区分により計算した額（税込）に一律成人男子50,000円（税込）、保護鉱員25,000円（税込）を加算支給する。

勤続満1年未満の者	本人平均賃金の90日分
〃 満1年以上満5年未満の者 〃	120日分
〃 満5年 〃 満10年 〃	150日分

-
- | | | | | |
|------------|--------|---|---|--------|
| 〃 満10年 | 〃 満20年 | 〃 | 〃 | 180 日分 |
| 〃 満20年 | 〃 満25年 | 〃 | 〃 | 210 日分 |
| 〃 満25年以上の者 | | 〃 | 〃 | 240 日分 |
- (2) 旧夕張一鉱から引続き夕張新第二炭鉱に移行した者並びに停年再採用者は、再雇用後の勤続年数により支給する。
- (3) 上記金額には労働基準法第 20 条の解雇予告手当（平均賃金の 30 日分）を含むものとする。
3. 期末手当見合分
昭和 52 年下期々末手当見合分として、前年同期々末手当相当額（税込）を支給する。
4. 年次有給休暇残日数の取扱い
各人年次有給休暇残日数 1 日につき平均賃金（税込）を支給する。
5. 閉山餞別金
閉山餞別金として一律 50,000 円（税込）を支給する。
6. 閉山酒肴料
閉山酒肴料として一律 10,000 円（税込）を支給する。
7. 閉山見舞金
- (1) 身体障害者
- | | |
|--------------------|------------------|
| イ、公傷による身体障害者 3 級以上 | 一律 100,000 円（税込） |
| 〃 4 級以下 | 〃 80,000 円（ 〃 ） |
| ロ、その他の身体障害者 | 〃 60,000 円（ 〃 ） |
- (2) 殉職未亡人 〃 50,000 円（ 〃 ）
8. 退山餞別金
殉職未亡人が退職日より 6 カ月以内に退山したときは、退山餞別金として 50,000 円（税込）を支給する。
9. 福利厚生施設の取扱い
退職日より 6 カ月間は従来どおりの取扱いとする。
具体的には山元協議とする。
10. 帰郷旅費並びに荷造料について
退職日より 6 カ月以内に帰郷する場合は、旅費規程により帰郷旅費を支給し、荷造運搬費については山元協議とする。
但し、他より帰郷旅費または移転旅費及び荷造運搬費が支給された場合は併給しない。
11. 炭鉱離職者臨時措置法の適用について
炭鉱離職者臨時措置法の適用については、関係官庁に申請する。
12. 結婚資金の残額返済免除について
結婚資金貸与残額については、返済を免除する。
13. その他
退職手当の基礎額並びに平均賃金の算定については、別紙(1)と同じ。
- 別紙(4)
退職する準備員の取扱い
1. 退職慰労金
準備員退職慰労金規程により計算された手当額を支給する。
2. 閉山特別加給金
- (1) 閉山特別加給金として、次の区分により計算した金額（税込）に一律男子 35,000 円（税込）、女子 17,500 円（税込）を加算支給する。
- | | | |
|--------------------|---------|--------|
| 勤続満 1 年未満の者 | 本人平均賃金の | 63 日分 |
| 〃 満 1 年以上満 5 年未満の者 | 〃 | 85 日分 |
| 〃 満 5 年 〃 満 10 年 | 〃 | 105 日分 |
| 〃 満 10 年以上の者 | 〃 | 126 日分 |
- 但し、昭和 40 年 4 月 1 日以降の勤続年数による。
- (2) 上記金額には、労働基準法第 20 条の解雇予告手当（平均賃金 30 日分）を含むものとする。

8 夕張炭鉱第二鉱終掘後の経過（45.9）

1. 終掘及び撤収作業

第2炭鉱は南部区域、北部区域、奥部堅坑区域の3区域で採掘を行っていたが南部区域は45年9月4日、北部区域は11月14日、奥部堅坑区域は11月17日に終掘し全面的に終了した。撤収作業は終掘区域から順次進められ12月5日完了した。

2. 密閉作業

密閉坑口は次の17坑口で作業は12月6日より開始され同月25日完了した。中央立坑及奥部堅坑の密閉には主任、係員19名が残留し、中央立坑関係者はマイクロバスで通勤し、奥部立坑は通勤不可能のため現地で泊り込み作業となった。

○密閉坑口

- 1) 2鉱ベルト斜坑々口
- 2) " " 運搬坑口
- 3) " 運搬坑道坑口
- 4) " 通洞坑口
- 5) 2鉱添坑道坑口
- 6) 4区堅入坑道坑口
- 7) " 人車卸坑口
- 8) " 深部風道坑口

3. 年次有給休暇残日数の取扱い

各人年次有給休暇残日数1日につき平均賃金（税込）を支給する。

4. 閉山酒肴料

閉山酒肴料として一律7,000円（税込）を支給する。

5. 閉山見舞金

① 身体障害者

公傷による身体障害者 一律56,000円（税込）

その他の身体障害者 " 42,000円（ " ）

② 殉職未亡人

" 35,000円（ " ）

6. 期末手当の取扱い

夕張新第二炭鉱の退職者に対しては、それぞれの区分により次の金額（税込）を支給する。

特A 夕張新第二炭鉱女子鉱員1人当り実績平均額100%（税込）を1人当り平均支給額とする。

A 1人当り平均支給額 直轄鉱員支給額の55%相当額（税込）

7. 福利厚生施設の取扱い

退職日より6カ月間は従来どおりの取扱いとする。

具体的には山元協議とする。

8. 帰郷旅費並びに荷造料

退職日より6カ月以内に帰郷する場合は、旅費規程により旅費を支給し、荷造運搬費については山元協議とする。

但し、他から帰郷旅費または移転旅費及び荷造運搬費が支給された場合は併給しない。

9. 結婚資金貸与残額の取扱い

結婚資金貸与残額については、返済を免除する。

10. その他

退職手当の基礎額並びに平均賃金の算定については、別紙(1)と同じ。」（「炭光」1977.4.20）

- 9) 〃 深部風道扇風機坑口
- 10) 〃 排気立坑々口
- 11) 入気立坑々口
- 12) 排気立坑々口
- 13) 中央立坑々口
- 14) 深部通洞坑口
- 15) 日吉風道坑口
- 16) 〃 風道扇風機坑口
- 17) 〃 添風道坑口

3. 人員配転関係

人員配転は、鉱員は8月21日から、職員は、9月6日から逐次行われ12月27日で職員114名、鉱員1,254名全員の移行が終った。

4. 買上申請と鉱業権の消滅

会社の買上申請に対し北炭職組、夕張炭鉱労組は46年9月15日同意書に調印した。この結果、夕張炭鉱内はもとより北炭の主力炭鉱の地位にあった第2鉱はその歴史の幕を閉じた。

その後鉱業権は47年1月20日消滅し明治23年6月夕張採炭所を設置して開坑以来豊富な埋蔵炭量と良好な自然条件をもって北炭の主力炭鉱として永く栄光の座にあった夕張第二炭鉱は開坑以来82年の生命を閉じた。

5. 第2坑(下層)の採掘開始

採掘計画を47年1月4日を目途としていたが、坑口から斜坑掘進時に旧坑逢着、不時の出水等の影響で予定より20日遅れ1月22日施業案が認可され1月24日より試験採炭が行われた。試験採炭当初は順調に推移(最高8カット、1,498トン)していたが、ロング面(100m)上部より約30m位置にあった断層落差30cmが次第に大きくなり2月5日には約1mの落差になった。そのため自走枠(日鋼製R. M. I. B. 66型)の前進が阻害され計画出炭の達成迄には若干の日時を要し3月中旬に漸く回復に向った。

6. その他

① 新2鉱の保安委員

45年保安委員改選時に会社側から、1鉱、2鉱の兼務か非常駐制を申入れられたが、これは会社が予てより主張していた。この問題については第2鉱終掘時に協議することを申合せていた。組合側としては

イ) 新2鉱は湧水、ガス状況からみて坑内の範囲が狭いという理由だけで、1鉱、新2鉱の兼務は認められない。

ロ) 必ずしも常駐でなくてもよい。しかし保安委員の職務が充分果せる部署に配置すること。

ハ) 今後深部に移行した場合、湧水、ガス湧出等保安上憂慮されるので保安委員の体制は確保すること。

以上の考え方で会社側と協議した結果非常駐制とし、覚書に「将来新2鉱の深部化等の事情により保安上、会社、組合何れから保安委員の常駐を必要と認めた場合は改めて協議する」という1項目を挿入し47年1月より実施した。

② 第2鉱終掘1時金（60万円）の配分

小委員会を設け検討した結果、次の通り決定し12月20日該当者に支給した。

	酒 肴 料	一 時 金
1 鉱	1,500 円	1,500 円
2 鉱	2,500 "	6,500 "
新2 鉱	1,500 "	1,500 "

9 会社機構改革北海道支社を廃止（46.4）

44年10月緊急労使協議会が開催され危機突破対策の一環として機構改革を実施し北海道支社を旧平和鉱業所跡に設置、各炭鉱との緊密化を目的に現地に進出した。その後46年4月会社は1年半を経て本店と炭鉱直結の機運が醸成されたとして、会社機構の最も望ましい方向に前進させるため北海道支社を廃止し炭鉱長に大巾権限委譲を含め炭鉱の充実強化をはかり、本店管理部門は本店と札幌に跨った形で一元化を図り管理機能を一層発展し得る体制を布くとして次の提案をしてきた。

1. 北海道支社を廃止し各炭鉱を本店に直結せしめる。
2. 各炭鉱に課制を布き、分掌事項を明確にし炭鉱の充実強化を図る。
3. 札幌事務所を廃止するが、本店各部に属する各課を必要に応じて札幌並びに現地に置く。
4. 夕張新炭鉱開発工事を強力に推進し、計画の遂行に万全を期するため、現在の事務部、開発部の他に企画部を新設する。
5. 本店機構として東京に現在の3部（総務、経理、営業）の他に、勤労、技術の2部を置き、又現地に保安、工作の両部並びに夕張下層開発部を置く。
6. 本店技術関係各部（含新炭鉱開発本部）並びに夕張下層開発部を統轄する最高責任者として技監を置く。
7. 営業部北海道営業所は存続するが、その他の営業所（仙台、名古屋、大阪）は廃止し必要に応じ駐在員を置く。

以上の提案に対し北炭職組は、組合員の雇用並びに労働条件、保安の確立に対し支障をきたすものではないとの判断から各支部一斉に職場集会に報告諒承を得て会社提案の受諾を回答した。

第7節 円高と輸入炭増大期 北炭の地滑りの閉山

昭和46年から50年にかけて日本経済、特に国内炭を巡る環境は内外で大きく変わった。エネルギー革命は石炭から、石油、さらに原子力発電へと移行した。このため、政府は5,000万トンから昭和47年に2,000万トン体制へ縮少し、石炭鉱業の合理化とスクラップ&ビルドを第5次石炭政策の柱とした。さらに対外的には外国為替相場が固定制から変動制へ移行し、昭和46年の347円から昭和50年の296円へ円高にシフトした。この円高は輸入炭を昭和46年の4,700万トンから50年の6,200万トンへ急増させるのである。この間の国内炭は昭和46年の3,300万トンから50年の1,899万トンへ急減した。昭和50年での国内炭は輸入炭の30%のレベルに落ち込むのである。こうした円高、輸入炭の急増及び深部採炭が重なり高コストの

結果、北炭の閉山を地滑りのように生じさせるのである。

1 北炭安定に関する意見を提言 (46.12)

46 年下期労使協議会に先がけて、北炭職組は 46 年 12 月 4 日会社に対し「北炭安定に関する意見」を次のように提言した。

1. 石炭産業の安定は一つに国の石炭政策にかかっていることはいうまでもなく、われわれが第 5 次政策の検討に際し、具体的要求を掲げて現在諸行動をすすめているのもこのためである。
2. しかし、体制委員会でのこれ迄の審議経過をみても情勢は極めてきびしく、今後とも政府助成の枠内で生き抜く体制こそが存続を克ちとる唯一の手段であることには違いないと考える。従ってそのためには尠くとも各炭鉱が夫々能率やコストに於いて全国或いは同業各社の水準に到達することが必要であり、その目標とそれに挑戦する手段を明らかにすること。
3. 各炭鉱の自立のため、炭鉱毎の責任体制を一層明らかにし、そのための手段、方法については各炭鉱の自由性に任せること。
4. 坑内骨格造りの遅れを取戻すため、坑内夫をはじめ労働力確保の至難性が緩和しつつあるので、この時期をとらえて重点的にこれを実行すること。
5. 職場規律の確立、適正な作業管理はこれを文字や言葉で終らせず一層着実に実行すること。
6. 現行標準作業方式について内外からきびしい批判があるが、高能率、高賃金制度を早急に持てるよう取組むこと。
7. 職制機構についてはラインを簡素化し、その余力を企画、調査或いはコミュニケーション部門などスタッフ部門の強化に向けること。
8. 災害率は減少傾向にあるが、グループ会議の見直しなど、対策を緩めることなく進めること。
9. 実行に移した運動や事項については、アフターケアをおこたらず実行ある迄存続させること

以上の諸点については、これ迄もとりあげられ又実施に移されている事項もあるが、北炭の現状をみつめる場合にこの仮推移するならば、会社が長期計画の達成を前提として約束した①雇傭の確保、②労働条件の向上、③保安の確保、も画餅に期すことが憂慮されるので提起するものである。北炭にはこの現状を乗切れるエネルギーは充分保有されている筈であり、再建に挑戦するには今を逃してはならないと考えるからである。

この提言に対し 47 年 2 月 12 日会社側は小池技監はじめ各担当部長、組合側は本部、支部の常任役員が出席して、会社側の回答をきくと共に具体的問題について協議した結果、会社側は組合側の指摘を略々認めた。

最後に組合側から「今迄もいろいろな問題を申入れてきたが、会社は何ら反能を示さなかったことが多い。『職員組合は話せば何とかなる』という甘い判断があったのではないか、最近になって漸く是正されてきている様にみられるが、更に充分配慮してほしい旨申入れたのに対

し会社側より今後は一層期待に沿う様にやって行きたいとの回答があり協議を終了した。

2 赤間炭鉱閉山に伴う空知炭鉱への集約（47.12－48.2）

空知職組は、47年12月23日開催した労使協議会で、空知、赤間労組と同時に、会社側より次の要旨の提案を受けた。

空知炭鉱は、良質な原料炭を豊富に埋蔵しているが、①切羽準備がたえず遅れているために出炭の確保が安定していない。②今後桜沢、興津両区域の開発を早急に進めるために人員充足が必要である。③一方、赤間炭鉱は昨年自然発火で西部区域を放棄した。④当部区域は断層褶曲により擾乱の甚だしい地帯で保安上問題の多い区域である。④従って赤間炭鉱の可採炭量は枯渇してしまったと考える。

この状況から赤間炭鉱より空知炭鉱が必要とする最大限の人員を空知炭鉱に配転し、空知炭鉱の原料炭増産の体制を布くことが緊急の課題であるとの結論になった。依って

1. 48年1月鉱員のうち先ず50名を赤間炭鉱より空知炭鉱に配転する。
2. 48年3月末に予定される東部終掘までに逐次鉱員中適格者全員を空知炭鉱に配転する。
3. 職員は都度配置替をする。

この提案に対し、空知職組、空知、赤間労組は三者共闘を組織し、会社提案の撤回を指標として闘いをすすめることを決めた。

又、空知職組は独自で対策委員会を設け、北炭職組の佐々木委員長を対策委員長に選任した。

空知職組の渡部委員長はじめ三役は12月28日、北炭職組本部にきて、この経過を報告し指導を要請してきた。

これを受けて北炭職組は、道炭労に対し現地三者共闘の意向もあり、闘争推進にあたっては連携をとりながらすすめることを申入れ北炭労連に対しても同様の措置をとった。

これに対し、道炭労から対策委員会には北炭職組、空知職組も参加してほしい旨の要請があった。

このあと現地交渉、札幌、東京で関係先に対し要請行動、北炭に対しては抗議行動を繰返した。この様な経過をたどり、炭労は、北大磯部俊郎教授を顧問にして調査団を現地に派遣し、48年2月5日から8日迄空知炭鉱、赤間炭鉱の実態調査を行った。その結論は「現行の石炭政策の下では経済炭量が枯渇しているものと判断せざるを得ない」というもので、従って終掘に伴う組合員家族の生活安定を具体的にかちとる必要性が強調された。

この結果、対策委員会は、会社提案の白紙撤回の方針を変更し条件闘争に移行することを決めた。

空知職組は、この様な動向を踏まえ、赤間炭鉱の組合員全員を空知炭鉱に配転させるとの方針で会社側の同意を取付けると共に移行に伴う諸条件の要求をとりまとめ交渉を進めた結果、2月26日午後諒解点に達し妥結した。

一方、赤間労組は対置要求をもって交渉を行ったが、2月23日交渉決裂、翌24日24時間ストに突入、その後、北炭労連参加の26日24時間ストの実力行使を背景に団交を進めた結果、26日午前7時スト突入直前に妥結した。

以上の経過によって赤間炭鉱は48年2月27日をもって操業を中止し石炭合理化事業団に対

し閉山の申請を行った。

○妥結内容

1. 空知炭鉱の長期計画

52年迄の長期計画を3月中に明確にする

2. 今次の配転は赤間炭鉱の閉山によるもので通常配転と異なるので1括職組に対し35万円を支給する。

3. 昭和50年4月1日附の停年退職者及び、病弱者又は家庭の事情により止むなく退職する者で会社組合協議の上認めた者は社務都合退職の取扱いとする。

4. 酒肴料として組合に一括25万円支給する。

5. 退職者に対しては黒手帖の交付が受けられる様会社は努力する。

3 夕張炭鉱第一坑及び平和炭鉱の夕張新炭鉱への移行

(一) 統廃合過程

48年7月5、6日の両日開催した48年度労使協議会で会社側から「夕張炭鉱第1坑及び平和炭鉱の従業員を本年8月以降逐次夕張新炭鉱に移行したい」との提示があった。北炭職組は分科会で人員問題を重点として会社の説明を求めたところ、新炭鉱への移行計画、一部平和炭鉱への受入計画について資料にもとづき説明があり、なお、次の考えが示された。

(1) 職員は、所要人員を確保するため極力退職を防止したい。

(2) 職階者のうち組合員の主任については、降職者が出ない様につとめる。

(3) 移行に伴う諸条件及び福利厚生などについては別途協議する。

これに対し組合側は計画は実体にそぐわない点があることを指摘し再検討を求めたところ会社は再提示することを諒承した。

一. 取組みの方針

労使協議会終了後、北炭職組は執行委員会を開催し雇用の安定確保、労働条件維持向上、保安の確保を目標として、会社提案に対し次の方針を決めた。

(1) 夕張新炭鉱を中核として北炭の再建をはかるという長期計画の路線を確認しこの推進のため積極的に取組む。

(2) 夕張第一坑の生産及び保安状況について将来展望を把握するため調査委員会を設ける。

(3) 夕張新炭鉱への具体的対策については、会社と協議して明らかにしその経過にもとづき前項の結果と併せ別途機関に提案する。

(4) 北炭労連並びに労働組合とは緊密に連携をとって進める。

その後この方針は各支部委員会に諮りその確認を得た。

二. 夕張炭鉱第一坑の調査委員会の経過

1. 調査の日程

7月12、13日の2日間

第1日目 夕張第一坑の事情聴取

炭鉱側から和田炭鉱長、次長、担当課長が出席、事情説明を受け質疑を行う

第2日目 夕張第一坑入坑調査，出坑後調査結果をまとめる

2. 調査委員会構成

本 部 佐々木委員長 斉藤事務局長

夕張支部 佐藤委員長 本間書記長

福村一坑地区委員長

白崎新二坑地区委員長

佐々木一坑地区委員

平和支部 松野書記長

幌内支部 木下委員長

3. 調査の概要と結論

調査は①地質構造と炭層状況 ②保安状況 ③生産状況 ④生産能率等全般に亘って調査検討した結果，次の結論を得た。

- 1) 右部内の二片以深の区域は，断層の介在，炭層傾斜の急立など一層条件が悪化していくものとみられる。又，昨年発生したガス突出現象からみて一層頻度を増すものと考えるが，現状これを防止する確信ある対策は期待できない。
- 2) 右一片坑道の延先は最北断層に逢着しているが，その先は安定しているとは考えられず，又，一片部内の坑道の状況からしてもその先の採掘は難しいものと思われる。
- 3) このほか，第一坑全域を通じ右一片部内以外に安定している採掘区域は見当たらない。
- 4) 現在の切羽状況，作業環境はともに悪く，これが深部移行に伴って一層悪化するものと考えられるので，保安上問題がある。

以上自然条件，作業環境はともに悪く，現状からみて，生産能率の向上，収支改善は望めず，現状の石炭政策の下では操業の継続は難しいものとする。したがって，今後は保安確保に一層万全の対策を講ずることが重要である。

調査委員会は更に平和炭鉱の受入体制について，平和炭鉱と協議し入坑調査を行った結果，受入れは可能との認識を得た。

二. 具体的方針

8月1日執行委員会は，これ迄の会社との協議，調査委員会の結論，労働組合の動向等を踏まえ次の方針を決め，各支部委員会に提案し確認を得た。

- (1) 夕張新炭鉱完成のための必要人員は既存炭鉱から移行するしかない。
- (2) そのためには，既に移行が決まっている平和炭鉱と既存炭鉱中で最も条件の悪い夕張第一坑を対象にすることは妥当と思われる。又，新炭鉱の現状の受入体制からして，一部平和炭鉱への移行は止むを得ないと考える。
- (3) 職員について会社は必要人員確保のため積極的に退職を防止すると言明しているが，これは組合の方針と一致するものである。
- (4) 具体的条件（人員配置，移動の時期，住宅及び通勤対策，終掘に伴う条件）については，組合員の意見を集約しその実現に努力する。

三. 配転条件の取組み

9月4日執行委員会は，配転条件の要求案をまとめ，職場集会，支部委員会の討議を経て次

の通り要求書をまとめ会社に提出した。

要求書

一. 夕張一坑から移行する者の取扱い

1. 退職金

①個人毎の交付金の範囲内で支給すること。但し支給を希望しない場合は本人の意志によること。

②支給を受けた退職金は、退職時にその額を差引くものとする。

2. 特別加算金

個人毎の交付金の範囲内で支給すること。但し 268,000 円を最高額とすること。

3. 解雇予告手当

平均賃金の 30 日分を支給すること。

4. 閉山慰労金

一律 20 万円を支給すること。

5. 酒肴料

一律 2 万円を支給すること。

二. 配転に応じない者の取扱い

1. 停年間近の者、病弱者及び身障者、停年後再採用者は、前記 2, 3, 4, 5 項及び次の取扱いとすること。

① 停年間近の者

停年前 2 年以内とし、退職手当、給与期末手当、旅費、長期達成協力金、有給休暇残日数慰労等一切停年退職者と同様の取扱いとすること。

② 病弱者及び身障者

退職手当、給与、旅費は社務都合退職の取扱いとし、期末手当、長計達成協力金も支給すること。

③ 停年後再採用者

契約期間中であっても期間満了と同様とすること。

2. 前項の場合、炭鉱離職者臨時措置法の適用を配慮すること。

3. その他の事由によって配転を希望しない場合は、昭和 47 年 11 月日付「自己都合による退職者の特別措置に関する協定」を適用しないこと及び前記一の 4, 5 項の取扱いとすること。

三. 平和炭鉱から移行する者の取扱い

前記各項に準ずるが具体的には別途協議する。

四. 交渉経過

9 月 8 日会社に対し要求書を提出してから団体交渉を進めたが、主な対立点は、①交付金による退職金の退職時の控除方法 ②特別加算金の支給 ③退職者の取扱いであったが、なかでも真向うから対立したのは①であった。会社は交付金を受けた場合は支給率に換算して差継ぐというもので交付金受領時と退職時の本給の差が大きくなればなる程不利益になることは明らかで組合側は強く反対した。その結果会社は組合側の全額カットに同調したが、交付金は退職金の先払いであり、金利見合等をみると他の社員との利害のバランスが破れるので、年 6.5%の複利計算で退職時に差引くという考えを提示してきた。これに

対し組合側は交付金を受領することによる不利益は飽迄避けるという考えにたつて会社案を拒否したが、組合員の中には受領を希望する者もあるので選択制にするという考えにたつた。

しかし、その後交付金は、労務債の軽減が目的であり全員受領が立前であつて、受領しないなら交付しないということが明らかとなった。したがって組合側は会社主張の控除率の引下げと配転条件の引上げに重点をおき、鋭意交渉を進めた結果、諒解点に達し注(4)の通り確認書を取交した^{註(4)}。

注(4) 両者間の交渉は①確認書と②諒解事項を次のように締結した。

「①確認書

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは夕張一鉱及び平和炭鉱在籍者の取扱いに関し下記の通り確認する。

記

一、退職手当

現行「社員退職手当に関する協定」により取扱う。

二、採用後移行者の取扱い

1. 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給する。

2. 移行慰労金

移行慰労金として次の通り支給する。

① 夕張一鉱から新二鉱に移行する者

有扶 60,000 円

② 夕張一鉱から新二鉱以外に移行する者

有扶 100,000 円

③ 平和炭鉱から他に移行する者

有扶 100,000 円

単身 70,000 円

④ 夕張一鉱から平和炭鉱を継由して他に移行する者については平和炭鉱から移行の時点で30,000円（税込）を支給する。

3. 酒肴料

酒肴料として1律10,000円（税込）を支給する。

4. 移行一時金

① 会社は今次夕張一鉱の終掘に関し、移行者を対象に720万円を一括組合に贈る。

② 平和炭鉱の終掘に関しては上記に準じ別途協議する。

5. 労働条件

資格その他の労働諸条件については解雇時の事情を勘案し、継続勤務したものと同様の取扱いとする。

三、取扱事情者の取扱い

1. 停年間近かの者の取扱い

採炭終了後1年以内に停年に到達する者にして本人が、退職を希望する場合は次の取扱いとする。

① 退職手当

停年退職の取扱いに準ずる。

② 酒肴料

記二の3による酒肴料を支給する

③ 期末手当、旅費、年次有給休暇残日数慰労

停年退職の取扱いに準ずる。

④ 長期計画達成協力金

昭和46年3月29日付「社員長期計画達成協力金制度に関する確認書」の第一次協力金を支給する。

-
2. 病弱者、身障者の取扱い
病弱者又は身障者について会社は組合と協議のうえ次の取扱いとする。
- ① 退職手当
社務都合退職の取扱いとする。
 - ② 解雇予告手当
記二の1による解雇予告手当を支給する。
 - ③ 酒肴料
記二の3による酒肴料を支給する。
 - ④ 期末賞与、旅費、年次有給休暇残日数慰労
社務都合退職の取扱いとする。
 - ⑤ 長期計画達成協力金
昭和46年3月29日付「社員長期計画達成協力金制度に関する確認書」の第一次協力金を支給する。
3. 停年後再採用社員(含嘱託)の取扱い
雇傭契約期間中であっても、本人が退職を希望する場合は次の取扱いとする。
- ① 退職慰労金
勤続の年・月により期間満了者の取扱いとする。
 - ② 解雇予告手当
記二の1による解雇予告手当を支給する。
 - ③ 酒肴料
記二の3による酒肴料を支給する。
 - ④ 期末賞与、旅費、年次有給休暇残日数慰労金(協定に基く持込日数)
雇用期間満了者の取扱いに準ずる。
4. 上記特殊事情者の炭鉱離職者臨時措置法の適用は法の定めるところによる。
- 四. 平和炭鉱在籍者について採用及び運転者の取扱いは上記によるが、予想されない状態が生じた場合は別途協議とする。
- 昭和48年9月27日
北海道炭鉱汽船株式会社
勤労部長 荒木謙二郎
北海道炭鉱汽船職員組合
執行委員長 佐々木仁三郎

「②諒解事項

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは昭和48年9月27日付「夕張一鉱及び平和炭鉱在籍者の取扱いに関する確認書」に関し、下記の通り諒解する。

記

一. 移行者の取扱い

- 1. 解雇時の退職手当は会社資金事情のため当面は石炭業合理化臨時措置法施行令第1条の3、1のイによる退職金を限度として支給する。
- 2. 将来退職する場合は勤続期間を通算して退職手当を算出し既支給の退職金額を年4.2%の複利で計算し控除する。
尚複利の計算は年、月数によることとし日数は切捨てる。

二. 自己都合により退職する者の取扱い

- 1. 退職手当は昭和48年4月20日付「社員退職手当に関する協定」による自己都合退職の取扱いとする。
- 2. 昭和47年11月2日付「自己都合退職者の特別措置」を適用する。但し帰郷旅費については旅費規程の定めるところによる。
- 3. 確認書記二の3による酒肴料を支給する。

三. 支払期日

確認書、記一の退職手当、記二の解雇予告手当、移行慰労金、酒肴料、移行一時金及び記三の解雇予

（二）夕張新鉱の深部開発と北炭の再建計画見直し

昭和45年10月8日に夕張新鉱の起工式が行なわれるが、この新鉱は中央堅坑と排気立坑が2本平行して深部海面下-700mに卸されて深部採炭を行うことを特長とする。

本来の計画ではこの深部地区が断層の多さのため、また8,800カロリーの原料炭によるガス含有量の多さのため、ガス抜きを大量に行なう必要から(1)清水沢東部開発から延伸して新鉱に達するか、或いは(2)登川炭鉱の奥部延長で新鉱採炭地区に着炭するかを選ぶことでより安全な開発方式と考えられるが、諸般の事情で中断され、一挙に-700mへの垂直掘伸を行なう開発方式を採用する。このことで短期間での採炭が計画され、ガス突出の多い処女地区への堅坑開発はガス抜き直轄鉱夫の専従作業を不可避にするが、計画の遅延に伴ない、下請け作業の拡大の下で進められる。そして採炭が開始され、採炭地区が拡大されるに伴ない、ガス抜き作業は直轄から下請けへ移行され、昭和56年のガス突出爆発災害の遠因となる。

幌内層及び若鍋層下部の含水地帯では多量の湧水に連続してぶつかり、その都度止水工事が繰り返された。湧水圧は深部に比例して上昇して高くなり、大水量となる、さらに、深部化に伴ない盤圧力も比例して大きく高くなり、断層破裂や水平坑道の凹凸（おうとつ）を大きくしてガス突出力が高める。こうした処女地の未開発地区の堅坑開発は世界にも例のない最先端技術力と機械設備の高レベルを要求するものである。

以上述べたように夕張新鉱は清水沢東部と真谷地・登川との間にまたがる三鉱区2,412haの地下に埋蔵されている原料炭8,100万トンで採炭する開発計画であり、北炭に残された最後の鉱区で、有終の美を飾るものであった。この夕張新鉱の光に対し影の部分が開発段階から問題視され、石炭審査員の伊木正二の指摘している「炭質がいいことからガスも多い。なのに開坑前の炭層ボーリングが不足していた」のに要約される。

かくて、夕張新鉱は昭和45年から48年の3ヶ年計画で160億円を投資して立案されるが、実績は予想を越える300億円前後に膨らみ、さらに1年遅れの49年の開坑となった。また、営業出炭は昭和50年6月から開始され、北炭の予想を上廻る高コストになった。その後も目標出炭1日当り5,000トンをはるかに下廻る傾向が続き、北炭の経営をますますじり貧に追い込んだ。すなわち、50年上期平均は日産1,107トン、下期1,751トン、51年上期2,598トン、下期3,004トン、52年上期3,963トン、下期3,966トン、53年上期4,018トン、下期3,744トン、54年上期3,625トン、下期4,017トン、55年上期3,404トン、下期2,830トン、そして56年上期2,297トンと推移し、出炭は53年上期4,018トンをピークに56年上期2,297トンと低下し、37%の低水準となった。

こうした夕張新鉱が予想を下廻る採炭の低下傾向は(1)幌内炭鉱災害の復興を遅らせ、(2)夕張新鉱の西部から北部への採炭現場への移行を早めて短期間の開発を強行すると同時に、直轄から下請けへガス抜き作業を中心に転換することとなった。この結果、保安を超える出炭計画が夕張新鉱の、さらに北炭の修正見直し再建計画の骨格となるのであるが、三菱鉱業の南大夕張鉱の開坑に対し、北炭は夕張新鉱の開発に遅れと高コスト構造を余儀なくされるのである。

告手当、酒肴料の支払いは石炭合理化事業団より交付金を受けた時とする。

昭和48年9月27日

両者調印」

4 夕張炭鉱第一鉱の終掘とその後の経過(48.10)

1. 終掘及び撤収作業

稼行中の切替 6 尺ロング, 切替 10 尺ロング, 中切り 6 尺ロングの 3 切羽は, 9 月 1 日, 同 15 日までと段階的に減少し 9 月末日をもって全面的に採掘を終了し, 撤収作業は終掘区域から順次進められた。

2. 密閉作業

坑口閉そく工事については 10 月 30 日付, 48 札鉱保石第 410 号をもって認可され, 坑内撤収作業終了後, 直ちに各坑口の密閉作業に着手し, 第一風道 11 月 16 日, 第二風道 12 月 5 日, 最上豎入 12 月 8 日の順に密閉を終了した。又, 坑口神社の遷座祭を 12 月 11 日に行ない坑口閉鎖業務の一切を完了した。

3. 人員関係

(1) 職員

10 月 2 日から移行はじめられ 12 月 20 日をもって 80 名全員(配転 77 名退職 3 名)について完了した。

(2) 鉱員

10 月 8 日迄に移行希望, 退職希望の受付が行われ 12 月 24 日をもって 669 名全員(配転者 420 名, 退職者 249 名)の移行が完了した。

4. 買上申請と鉱業権の消滅

48 年 9 月末日に組合側は石炭鉱業合理化事業団が現地調査をすることに同意する文書に調印し, 鉱業権は 49 年 2 月 9 日消滅し, ここに明治 23 年 6 月夕張採炭所を設置して開坑以来 85 年の歴史の幕が閉じられた。

第 8 節 石油危機と国内炭の回復

昭和 50 年代は 3 回の石油危機で日本経済を高度成長から安定成長へ, さらに低成長へ移行させ, エネルギー源の確保として石炭の復権を石炭政策の柱にするのである。追い風を受けた石炭鉱業は再建を加速し, 国家の補助金の投入で経営の安定化を図ろうとする。しかし, 北炭は逆に縮少を拡大させ, 経営破綻へ突き進むのである。その原因は(1)炭鉱標準出炭量の減少傾向, (2)借金の急増(不足金 32 億から 300 億円(約 10 倍の増大)及び(3)スクラップ&ビルドによる人件費, 経費の急増, (4)夕張新鉱の開発資金急増等である。これらに加えて, 50 年代に幌内炭鉱の災害が加わり, 北炭の破綻を早めることとなる。他方, この時期の閉山は夕張第二鉱, 平和炭鉱及び万字炭鉱と続くのである。

1 経営危機突破のための緊急措置

50 年 1 月 28, 29 日の両日札幌で本店の特別労使協議会が開催され劈頭金谷社長より会社危機の実態とその対応について次の要旨が述べられた。

1. 当社は 49 年度末には累積赤字が 296 億円に及ぶ見込みで資金不足は膨大で更に 50 年に入ってもこの状態が続いており破局に直面している。

2. この様に到った要因は、第一には夕張新炭鉱の開発に 300 億円以上の資金を要することと営業出炭の開始が計画より非常に遅れたこと、第二は既存炭鉱の出炭が計画を大巾に下廻ったことにある。
3. この危機を乗切るには外部資金を導入するしかないので、49 年度は三井物産、三井銀行など三井グループ各社と財政資金及びユーザー各社からの融資で何とか切抜けるため努力中である。更に 50 年度の資金調達は今後の交渉にかかっている。
4. しかし、当社の度重なる計画と実績の齟齬に対し誠に不名誉なことだが、49 年 12 月末に通産省、石炭合理化事業団、学識経験者及び同業各社の人々による特別委員会を設け、当社各炭鉱の計画の吟味と監査が行われることになり、当社は対外信用を著るしく失墜している。
5. したがって対外信用を回復し資金援助を得られる体制を早急につくらねばならないが、それには先ず出炭を確保して北炭再建の姿勢と決意を世間に示すしかない。
6. 経営の安定なくして従業員の生活安定はあり得ないので、先ず出炭確保のため次の対策を講じていきたい。
 - ①保安に於ては従来以上に点検の密度をあげ、ガス事故、自然発火、落盤防止に重点をおき未然防止を徹底する。
 - ②生産の面では、骨格整備と採炭準備の促進、重要工事の促進及び生産確保のため各炭鉱間の人材の融通、現有機械の活用、新規購入の縮小などの対策をすすめ、計画と実行過程の検討について一層強化する。49 年度、50 年度の出炭計画は 15%の安全率を見込んでいるが、達成は可能と考える。
7. 危機の現状から今回役員をはじめ幹部社員報酬並びに給料を 1 年間一部カットするとともに管理職の人員合理化をはかりたい。

以上の説明のあと職労組側に対し、次の提案をした。

1. 昭和 50 年度については、一切の争議行為を回避し計画出炭達成のための協定を結びたい。
2. 労使間の紛争処理のため労使安定委員会（仮称）を設け速やかに円満解決をはかりたい。
3. 今後更に若年労働者の確保に努力するが、坑内外職種の老令化を防ぐため職種の適正配置を実施したい。
4. 坑内員の出稼向上をはかり、特に出稼不良者に対する措置の強化、土、月曜日の出稼並びに連休前後の出稼向上対策を重点に実施したい。

以上の提案のあと各担当部長より、生産、経理関係等について資料により説明が行われたが、このあと組合側から社長提案に対し職組は従来から労使間の協議は誠意をもって解決してきたが、今後も極力紛争を避け安定生産に努力する考えには変りはないという主旨を述べた。又、労組側からは会社の主旨は分るが、一切の争議行為を回避するという提案には諒承しかねるという態度表明があり、本日の会社提案については早急に交渉をもって協議することで本労使協議会を終了した。

2 会社提案に対する北炭職組の態度

1. 今次会社の経営危機は、会社が自ら述べている様にその根本は見通しの甘さによる計画

の誤りによるものである。

2. 会社提案の1. は組合活動の基本にふれる問題であり受入れることは出来ない。
3. しかし、経営危機打開のために対外的に労使紛争を回避し安定生産を果すという姿勢を示す必要性は理解出来る。

以上の考え方に沿って具体的には各支部委員会の確認を得て、次のように対処することを決めた。

1. 炭職協闘争について
賃金及び期末手当闘争の際先行グループから第二陣グループに移行する様炭職協に申請する。
2. 北炭職組独自の闘争について
団体交渉で対立点を極力煮詰めその都度機関に諮って問題解決に対処する。
3. 労使安定委員会の設置について
会社経営安定化を目的とし、労使間の恒常的意志疎通の場としてこれを受けとめ会社との協議をすすめる。

以上の方針で2月27日団体交渉を開始し交渉をすすめた結果、3月13日双方諒解点に達し、協定書並びに諒解事項に調印した^{注(5)}。

注(5) ①協定書と②諒解事項は次の内容となる。

「①協定書

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは労使相協力して、昭和50年度の計画出炭を確保するため下記の通り緊急措置を協定する。

記

1. 昭和50年度生産計画の確認
昭和50年1月28日の特別労使協議会提示の別紙生産計画を確認する。
2. 労使経営安定委員会の設置
労使は経営に関する重要事項を協議し、併せて諸情勢の認識を深め相互の意志疎通をはかるため、労使経営安定委員会を設置する。
具体的方法、構成等については別途協議する。
昭和50年3月13日
北海道炭鉱汽船株式会社
 勤労部長 荒木謙二郎
北海道炭鉱汽船職員組合
 執行委員長 佐々木仁三郎

「②諒解事項

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは昭和50年3月13日付協定書の取扱に関し、下記の通り諒解する。

記

1. 協定書記1. 関係
別紙生産計画とは、昭和50年1月28日の労使協議会において提示の
 - (1) 50年度生産計画表
 - (2) " 起業工事総括表
 - (3) " 社員在籍人員増減表
 - (4) " 鉱員 " "

3 平和炭鉱閉山と夕張新炭鉱への移行（50.7）

夕張新炭鉱の営業出炭を昭和50年3月10日から開始すると計画のもとに平和炭鉱からの移行を49年8月から開始し50年2月末迄に終る予定であった。しかし、夕張新炭鉱の出炭開始が6月1日に延期されたことにより平和炭鉱の移行閉山も変更されることになった。

このことから7月22日会社と交渉し平和炭鉱から移行する者について、次のことを確認した。

- ① 移行については計画にもとづいて都度協議する。
- ② 移行する者の条件は、48年9月27日付、会社、組合間の「協定書」「確認書」並びに「諒解事項」によるほか、「確認書」二. 4の移行一時金は、1人平均11万円（税込）を一括組合に支給する。
- ③ 組合事務所の移転等を考慮し福利厚生一時金として100万円を一括北炭職組平和支部に贈る。

その後夕張新炭鉱への移行人員は計画に一部変更があったが、都度山元で会社組合間で協議し実施したが、8月以降の移行状況は次の通りである。

第1次	第2次	第3次	第4次	計
(8月2日)	(10月1日)	(11月1日)	(12月1日)	
11名	7名	4名	14名	36名

ついで平和炭鉱の終掘が50年3月23日に決まったので、3月13日会社と協議し移行先人員並びに撤収人員に下記の通り確認し尚撤収後の移行先を早期に明示することも会社は併せて諒承した。以上で3月23日付で全員解雇となり夫々発令が行われた。

在籍人員	移 行 撤 収 人 員 内 訳							
(3.31)	夕張新炭	夕張新第二炭	清水沢炭	真谷地炭	幌内炭	営業	地質	平和撤収
91	19	2	3	3	1	1	1	61

撤収及び密閉作業

3月23日採掘終了後、撤収人員によって残炭採掘を行ないながら深部より撤収作業をすす

- (5) 〃 社炭需給表
- (6) 〃 当社コークス需給表
- (7) 〃 経理状況の推移
- (8) 〃 資金対策の内訳
- (9) 〃 自産炭損益の内訳
- (10) 〃 新炭開発収支内訳

である。

2. 協定書記2. 関係

- (1) 労使経営安定委員会は原則として毎月1回開催する。但し労使何れか一方より開催の申入れがあった場合は、上記に拘らず速かに開催する。
- (2) 構成は本店、職組、労連並びに各炭鉱の労使代表とする。
但し協議事項の性格により特定の委員をもって構成することがある。
- (3) 経営に関する重要事項とは、保安、生産、金融、政府、ユーザーの動向等をいう。

昭和50年3月13日

両者調印」

め、7月16日より各坑口の密閉に着手、二区人道坑口を最後に7月18日一切の作業を完了し昭和50年8月13日に閉山した。

旧平和一鉱は12年1月開坑し、14年5月出炭開始、旧平和二鉱は23年8月開坑し29年8月出炭を開始した。32年10月両鉱を併合し一鉱を一区、二鉱を二区と改称した。一区は39年11月開坑以来27年を経て終掘し平和二区に併合されたが、その後13年にして旧平和一鉱開坑以来38年の歴史に終焉を告げた。

職員組合員の撤収要員61名は、6月以降逐次他鉱等に移行し8月1日付をもって全員移行が完了した。その移籍先は次の表に示される。

表一 夕張第一坑閉山による職員の移籍先

	採 鉱	機 械	電 気	技 術 その他	事 務	計
新 炭 鉱	(1) 10	8	(1) 6	(1) 3	6	(3) 33
夕張新第二	(3) 4	(1) 1				(4) 5
清水沢	1	(2) 3	1		2	(2) 6
真 谷 地	1			2	1	5
幌 内	(1) 2					(1) 2
夕張駐在	1					1
地 質						
営 業						
札 幌				(1) 1		(1) 1
退 職 者	4		1	2	1	8
合 計	(5) 23	(3) 12	(1) 8	(2) 8	10	(11) 61

() 内は主任で内数

4 万字炭鉱閉山反対闘争

夕張第二坑と平和炭鉱の閉山の前に万字炭鉱が閉山される。この万字炭鉱は三山分離で新会社へ移された中規模の炭鉱である。岩見沢と夕張との中間に位置し、そのため独自の気風を文化にする炭鉱であるが、石炭の枯渇と水害が原因となり、閉山が北炭から提案されることとなる。

(一) 万字炭鉱への友情応援 (49.1)

48年暮に発生した石油ショックは日本経済に経済的混乱をまき起し、石炭見直し論が台頭し石炭増産が期待されるに至った。

しかし、万字炭鉱では、主力の左9片ロングが相ついで断層に当り出炭は予定量の1/3に低下するという状況で、次の稼行予定の左8片ロング、右10片ロングの移行準備も人手不足で遅々として進まず、資金繰りも逼迫し窮地に迫られた。

この窮地打開のため、万字炭鉱石井社長は北炭に対し鉱員30名、職員3名の派遣を依頼した。北炭はたまたま夕張一鉱より夕張新炭鉱への配転をすすめていた時期であったため、夕張労組に対しこの派遣を申入れると同時に北炭職組に対しても同様の申入れをしてきた。

これを受けて北炭職組は、執行委員会及び支部委員会で、検討した結果

①万字炭鉱は左部内は断層が多く介在していて不安定要素が多い、②将来的に右10片の採掘は必要であり、右8片採掘中に右10片の骨格作りを急がなければ益々窮地に迫られるので異例のことではあるが、応援に協力することを決め、会社との協議を進めた。その結果応援に

派遣する者の条件を次の通り決めた。

1. 人事の取扱い

派遣者は罷役出向とし期間は原則として3ヶ月とする。

2. 賃金

北炭の賃金取扱いによる。但し2番方より1番方に替る者の休日の坑内給は万字炭鉱に於て善処する。

3. 別居手当

賃金規則の別居手当の取扱いによらず指定出張の取扱いとする。

尚、日当が400円を下廻る場合は、その差額を万字炭鉱で善処する。但し帰宅当日の日当は支給しない。

4. 休日帰宅当日は休日出張手当は支給しない。但し休日出勤したときは休日出勤手当を支給し休日出張手当は支給しない。

5. 出張奨励給は出向前在籍していた炭鉱の取扱いによる。

以上のあと人事協議の結果、夕張新第二炭鉱より主任1名、職員1名、夕張新鉱開発本部より職員2名、計4名が49年1月4日から応援に出向した。又、鉱員は夕張炭鉱労組の組合員37名が、同様出向したが、当初の3ヶ月を1ヶ月延長し4月末に引揚げた。

この出向期間中の2月1日南部第二連斜坑で人車捲上中脱線事故が発生し、死亡2名、重傷5名、軽傷11名、微傷3名という人車事故としてははじめての重大事故であった。

この事故で派遣者の内5名が重軽傷を負うという事態が発生したが、このほか出向期間が冬期であったために、寮生活、終末の帰宅には苦労が多かったばかりでなく、留守を守った家族も大変であった。

しかし、万字炭鉱にとってはこの応援で再生の途が開かれ將に救いの神とも云うべき温い友情の応援であった。

(二) 本層採掘に着手

49年2月人車事故により大惨事を引き起し更に炭山祭りの12日坑口より約60mの地点で電車のトローリー線の漏電による坑内火災が発生し、ヤマは暗いムードに包まれ、又主力の上層炭ロングは夕張からの応援により一応整備はされたが10片、11片と深部移行に伴い、ガス、磐圧が増し断層が介在するという保安上悪条件が加わった。この様な状態の中で6月開催した労使協議会で、再生のため、浅部の本層採炭計画が発表された。本層は戦前に採掘されたことがあり多少湧水が懸念されたがガスが少なく坑道維持も容易であるといわれていただけに9月着工、50年8月採炭開始の計画はヤマの暗いムードに明るさを取戻した。49年9月本層開発に着手し、工事は順調に進み12月に着炭、50年8月採炭開始の予定が早まり2月2日よりドラムカッターにより採炭を開始、第2週目から採炭は軌道に乗りはじめた。しかし、懸念されていた湧水も採炭開始時には毎分0.5m³程度であったのが、2月14日、ロング始発部より進行した時点で初圧による天磐の大バレがきてから、上添坑道、ロング面、払跡、ゲート坑道の下磐から湧水が増加し、一片坑道のくぼみに微粉炭がたまり、水中ポンプが揚水不能となり、一時一片坑道が水封され、早くも採炭を中止せざるを得なくなった。そのため一片坑道を切替、旧一片坑道を集水バックにして急場をしのいだが、この時点での湧水量は毎分6m³と急増し

た。その後、ボーリングによる調査と過去の採掘時の最大毎分 4.25 m³ であったので、毎分 5 m³ のポンプを 2 台に増設したが、増水により屢々採炭の中止を繰返したが、湧水量は 6 月から 7 月にかけて 10 m³ を上廻る程に増水した。この様な状況の中で、労働環境は高温多湿が著るしく、水温が 30℃～34℃のため坑内温度が上昇、湿度も 90%に上昇したため坑内員の疲労度は激しく、全身ずつぶれとなり、風邪、湿疹による休業者が急増した。

そのため北炭地質所が、湧水状態を調査したところ、ロング面が 10 m 進行すると、0.4 m³ 増水し、又、断層破碎帯では更に 6～7 m³ 増水することが判明したので、現行の揚水能力ではロング方式採炭が困難であることから、当面残柱式採炭法によることとし、二片の採炭迄に揚水能力を毎分 20 m³ にするためポンプを増設することとした。

(三) 台風 6 号による影響で水没

50 年 8 月 23 日、当地方を襲った台風 6 号は激しい風を伴ない総降雨量は 199 mm を記録した。このため河川が氾濫、洗炭機引込線に流水がつまりあふれた水は万字駅ホームを完全に浸水し、一方上流でも坑口と火薬庫の橋が流され、安全灯室の床下が濁流にえぐりとられた。又、居住区も道路が冠水し一部が避難するというすまじさであった。

この状態の中で、同 23 日午後 9 時 20 分同鉱変電所から主要扇風機間の配線の故障のため翌日午前 8 時 45 分復旧まで主扇が 35 時間に亘って停止した。しかし坑内ポンプは自然通気の中で保安係員立会いのもとで運転を続けた。

このため主扇停止の中でポンプを運転したので温度と湿度が上昇したためモーターの絶縁が低下し、26 日以降電気機器の故障が続出した。一方坑内の湧水も台風の影響で地表水が流入し毎分 17～20 m³ 迄増加し、必死の排水作業にもかかわらず 8 月 28 日午前 7 時 25 分、排水量 5 m³ のポンプ 2 台も最後に浸水し 5 片のポンプは全部水没の止むなきに至った。

(四) 復旧対策

現地職労組は炭労と共に現地対策委員会を設置して会社と復旧について団体交渉をもちその結果、会社は次の方針を提示した。

- ① 会社の排水に全力を集中するという考えは現地労使の一致した考えである。
- ② 排水計画の具体案(資金、技術)については不十分な点もあるので、今後更に具体案をもって協議するが、学識経験者による調査団の派遣を政府に要請する。
- ③ 今後の就労体制は排水が長期間になるので他山への出向就労を原則とするが、具体的には政府調査団の結論を得て展望が明らかになった時期に協議する。
- ④ 政府、北炭本社、道及び通産局に対し災害復旧の要請を行う。

これに対し組合側は原則的に諒承し災害復旧のため夫々全力をつくすことを確認し、夫々関係先に対し要請行動を開始した。

通産省は政府調査団を派遣することを決め、次のメンバーにより 10 月 4 日 5 日の両日現地調査を行った。

団長 伊木正二(東大名誉教授)

団員 磯部俊郎(北大教授)

〃 岡部元治(常盤炭鉱(株)西部工業所長)

〃 東島 大(三井三池炭鉱施設部長)

この調査結果は10月28日通産省に於て労使に報告されたが、その骨子としては「排水 復旧計画 A, B, C案を示し

- ① A案は、万字5号断層附近に坑道を掘さくするので保安上大きな問題がある
- ② B案はポンプ移設の頻度が高く水位の低下に連れて工事量が増加し実現性が乏しい
- ③ C案（新堀坑道，新斜坑掘さく1,800 m，南部斜坑取明，5片地並取明，工期3年7ヶ月等）が具体的検討になり得る」旨説明すると共に調査内容は排水，復旧に関する保安技術上の面のみについて検討したものであって，排水，復旧に要する設備投資が相当額になるものと考えられるので，これに見合う稼行炭量とあわせて総合的に判断する必要がある旨強調された。この席上組合側は通産省側に対し政府の考えを求めたところ，政府は労使で話し合うことが前提であるとの態度を示した。

政府技術調査団がC案が具体的検討の対象になり得るとの判断を示したので，会社側は11月14日団体交渉で次のように提示してきた。

政府調査技術団のC案について親会社の北炭と検討を重ねた結果，保安的，技術的にも問題が多く，工期も長期間に及び，更に膨大な費用を要するので，これらの問題を解決するには相当長期の検討を要する。一方出炭皆無の状態の中で資金繰りは逼迫し，このままでは賃金支払いも不可能になる。従って坑内員全員を夕張新炭鉱に出向してもらいたい旨強調した。

この提案に対して，下部討議の結果今後とも再建の具体化をもとめていくことを前提として，出向に応ずるための諸条件を11月28日団体交渉で会社の諒解をとりつけ，年末が迫った12月19日第一陣が夕張新炭鉱に出発し，鉱員164名と職員は夕張新炭鉱20名，夕張新二鉱3，清水沢，幌内，真谷地各2名が出向した。

閉 山

翌51年2月17日会社は組合側に対し「調査団の結論を受けて種々検討したが，再開は困難である」として3月20日付で閉山すると提案してきた。その理由を要約すると

- ① C案による水抜ボーリングは地質上からみて技術的に有効な水抜きは不可能である
- ② ポンプによる排水は，湧水量20 m³/minに打勝って毎分30 m³/minのポンプを坑道に設置しなければならず，崩落取明と併行しての揚水は実技上不可能である
- ③ これが仮に可としても43ヶ月の工期と32億円の資金を必要とする反面，保安炭柱を除くと，可採炭量は264千トンしか見込めず，生産コストは43,000円/トンになる

として，閉山に伴う退職条件を提示してきた。

この提案を受けた万字職組は北炭職組，炭職協と協議し現地労組，炭労と共に中央段階では，伊木技術調査団長，通産省，立地公害局，エネルギー庁，石炭鉱業合理化事業団，衆参両院関係議員，道段階では通産局，保安監督局，道庁等に対し再開の要請行動を展開した。しかし，技術調査団，通産省はじめ関係先では異口同音に，保安及び技術対策，可採炭量，生産コスト，資金対策に厳しい見通しが示された。このため炭職協，北炭職組，万字職組で協議した結果，存続の見込みは極めて薄く，閉山の撤回は困難であると判断した。

この状況を踏え万字職組は3月14日臨時大会を開催し，今後の進め方について討議した結果，閉山撤回の方針を転換し今後は組合員，家族の生活安定確保を重点として，①完全雇用の確保 ②退職諸条件の獲得 ③地域振興の促進を指標とし対置要求をまとめ，3月中の解決を目途に執行部に権限を一任した。

万字職組は大会後直ちに会社に要求書を提出し団交交渉をすすめ3月24日北炭職組佐々木

委員長が交渉に参加し次の内容で諒解点に達し妥結した。一方労組側も妥結し事実上閉山が決まり、51年6月10日閉山が確定、明治38年開坑以来70年の歴史を閉じ従業員は夫々住み馴れたヤマに別れをつげた^{注(6)}。

第9節 幌内炭鉱災害と生産三社体制

昭和50年代は前半での幌内炭鉱災害と後半での夕張新鉱ガス爆発との二度にわたる不運な

注(6) 閉山の妥結条件は次の内容である。

「妥結条件

1. 退職条件

(1) 退職手当

社員退職手当規程による社務都合扱いとする。

(2) 解雇予告手当

各人平均賃金の30日分を支給する。

(3) 年功特別加算金(鉱員期間を通算)

勤続2年未満	1	140,000円
〃 2年以上5年未満	〃	230,000円
〃 5年 〃 7年 〃	〃	280,000円
〃 7年 〃 10年 〃	〃	370,000円
〃 10年 〃 12年 〃	〃	440,000円
〃 12年 〃 15年 〃	〃	520,000円
〃 15年 〃	〃	550,000円

(4) 期末手当見合

1 100,000円を支給する。

(5) 有給休暇残日数処理

40日を限度とし1日当り退職前3ヶ月間の各人基準内給の25分の1を支給する。

(6) 餞別金、酒肴料、閉山慰労金

1 20,000円を支給する。

(7) 帰郷旅費

退職後6ヶ月以内の転出者に限り支給する。但し、北炭以外の転出者について規程を適用し、北炭採用者は出向時協定による。

(8) 支払方法

- ① 1週間以内に内払金として150,000円～200,000円支給のメドを決める。
- ② 事業団交付金見合額は入金次第支給する(51年7月目途)。
- ③ 残金は9月末支払いを目途とする。

(9) 福利厚生施設の利用

住宅、電灯、水道、病院、浴場、山焚炭等福利厚生施設の利用は6ヶ月間従来通りとする。

2. 就職対策

(1) 北炭出向者

原則的に北炭で採用する。

(2) 北炭就職希望者

50才以下の坑内係員適格者は採用する。

その他についても極力努力する。

(3) その他

就職斡旋に極力努力する。

以上」

炭鉱事故に会い、この結果、北炭は昭和60年代にその姿を消すこととなる。

昭和50年11月27日に生じた幌内炭鉱の災害は深部採炭の結果、海面下-1,000mの中央七方操坑道奥部の掘進作業現場での発破後ガス爆発を起こし、七方から六片、さらに五片へ火災の広がりを見るのであり、罹災者（13名）を残したまま坑内水没で三片からの注水による消火を余儀なくされるのである。

この火災及び水没による幌内炭鉱の災害はその復旧に約3年を要し、復旧と北部開発費用を加え、昭和52年の赤字63億円、53年36億円の赤字の結果、借入金総額を1,352億円に膨らまし、債務超加に陥る。さらに、幌内炭鉱の再建は海面下-1,000mから-1,200mへの世界に類を見ない北部地区の深部開発へ移行し、高温と超高盤圧の下での再出発となる。このため、幌内炭鉱はピークの143万トン（昭和49年）より低い110万トン代へ移行し、赤字の累積を重ねていくのである。

北炭は幌内炭鉱の災害から生産三社体制の発足を余儀なくされ、これら生産石炭会社の販売・人事の統轄組織（一種の持株会社）として出発する。この生産三社とは(1)北炭夕張炭鉱、(2)北炭真谷地炭鉱、(3)北炭幌内炭鉱とである。と同時に、北炭はドル箱と信用保証のグループ企業を分離、独立させ、石炭会社との運命共同体の絆を強めて、販売会社として生まれ変わろうとする。

1 幌内炭鉱復旧並びに北炭再建問題（51.9）

1. 労使協議会の会社提案

51年9月16日労使協議会が開催され、会社側から再建提案があった。この提案に当り会社側は9月の必要資金25億円調達の目途がたたず、早急に確保をはからねばならないが、そのためにこの裏付となる組合の合意が是非必要である。この緊急性を考慮されて提案中1,2項には即刻、3項については9月25日頃迄に同意を得たいと組合側に表明した。

これに北炭職組としては、会社提案を検討した結果、1項で幌内炭鉱について積極的姿勢が明らかにされたこと。2項の夕張炭鉱の5,000トン体制確立は北炭再建のためには必然であるとの判断から原則的に諒承し具体的には別途協議する。3項以下については機関に諮り別途協議するとの態度を決め会社側に回答した。しかし、会社提案は各項目とも具体的内容が明らかでないのでこの解明を求めたが、会社側は即答出来ず、9月27日の団体交渉に持ち越された。

（一）石炭鉱業審議会経営部会の経過（51.9）

9月17日経営部会が開催され北炭問題専門委員会より北炭問題について、今後の進め方として、次の要旨の提案がありこれを確認した。

- ① 北炭再建のためには労使合意に基づく再建計画の策定が不可欠であり、北炭に対し提出を求めていく。
- ② 北炭再建は企業の経営責任の下に労使協力して熱意と努力を示すと共に、それを基盤として政府、大口債権者、需要家等各方面がこれに協力することが必要である。
- ③ したがって、再建計画は、次の諸点を踏^{ひま}えたものでなければならない。
 - ④ 北炭の自立体制を踏えたものであること。

- ㊟ 大口債権者，需要家等民間の協力が得られる着実な内容であること。
- ㊠ 政府に対しては，上記原則を前提として国民一般の納得と支持が得られるものであること。
- ㊡ 今後の専門委員会の進め方は，北炭から提出される再建計画の内容について審議する。

(二) 会社提案に対する組合側の対応

北炭職組は会社提案については，資金調達の可能性，計画達成の見込，関係筋の諒承の取付けなど今後の対応に持越されている。更に石炭鉱業審議会経営部会の中間報告でも労使双方に対して厳しい条件を求めているので，当面全力をあげて労使協力して再建計画をまとめるために努力する以外にはないとの考え方になって対置要求を別紙の通りまとめ，10月8日会社に対し要求書を提出した。

一方北炭労連並びに傘下労働組合は，炭労指導の下に10月7日会社と政府に対し対置要求を提出し，中央動員及び夕張，三笠では座り込みを実施したが，この行動には北炭職連参加の各支部が参加した。

北炭職組は，9月13日より会社と団体交渉を開始し18日まで連日協議を重ね問題点の討議を行った。一方，北炭労連も団体交渉を進めていたが，炭労は本問題解決のため10月19日24時間ストを設定し18日午後から団体交渉を再開し19日未明諒解点に達し解決した。

北炭職組は炭労交渉妥結後直ちに独自に交渉を再開し会社側の最終回答を求め検討した結果，全般に亘って会社側の積極的姿勢を確認したのでこれを注(7)の如く諒承し妥結した^{注(7)}。

注(7) 会社計画に対する同意書並びに協定書は以下の通りである。

① 会社再建計画の提案に対する組合対置案 51.10.1

9.16 緊急労使協議会の提案事項	9.27 団体交渉の提案事項	組合対置要求事項
1. 幌内炭鉱 51年10月以降斜坑の取明による遺体取容をはかると共に，復旧を目標とし早急に7片迄の作業を促進する。 尚，復旧期間中の余剰人員については，夕張新炭鉱等へ出向されたい。	(1)遺体取容並びに7片迄の復旧工程及び取明作業の必要人員は， ① 7片迄の取明作業すすめ罹災者の取容は52年6月。 ② 51年2月以降5～6片の準備をすすめ52年10月から生産再開1,000トン～53年4月4,000トン。 ③ 必要人員213人～217人（生産再開まで）詳細は別紙(1)，(2)の通りである。 (2)上記取明作業必要人員以外は夕張新炭鉱等へ出向となるが，出向時期並びに人員については， ① 10月から新たに新炭鉱へ23名を出向させる。 ② 清水沢炭鉱出向者5名は当初予定より3ヶ月延長，12月末に幌内に帰山。 ③ 52年9月末を以って全員幌内に帰山。詳細は別紙(2)の通りである。 (3)夕張新炭鉱の職種別受入人員等については別途山元にて協議する。	(1)完全復旧を確約すること。 (2)復旧計画の達成については会社の責任に於て完遂されたい。 (3)復旧資金の完全確保をはかられたい。 (4)復旧作業中の保安確保について万全を期すこと。 (5)再建後の保安生産計画の策定に当っては，3月5日提示（労使経営安定委）の「保安対策緊急措置」を折込むこと。 (6)深部開発の保安対策のため，社内専門機関を設置して検討を行うこと。 (7)夕張新炭鉱への派遣者の取扱いについて。 (4)家族同伴の希望あるものについての受入体制に万全を期せられたい。尚具体的には別途協議する。 (5)福利厚生関係の改善をはかること。尚具体的には別途協議する。

9.16 緊急労使協議会の提案事項	9.27 団体交渉の提案事項	組合対置要求事項
2. 夕張新炭鉱 日産5,000 吨体制の早期確立が北炭再建の急務であることを確認し、労使協力してその実現を期す。 これに要する人員等、その具体的方法については早急に別途協議する。	幌内炭鉱出向者の増強により保安の万全を期し、早急に日産5,000 吨体制を確立する。尚、5,000 吨体制確立迄の間の計画については、 ①人員計画は10 月坑内1,780 名（内幌内520 名）、坑外92 名、計1,872 名。11 月以降坑内50 名増員（幌内出向者） ②出炭計画は10～12 月3,000 吨、1 月3,500 吨、2 月以降5,000 吨。 詳細は別紙(3)、(4)の通りである。	(1)坑道掘進並びに坑道拡大計画について提示すること。 (2)保安の管理体制を含む強化対策について提示すること。 (3)派遣者の受入れに対応する坑内諸施設の改善計画を提示すること。 (4)職員の坑内外人員配置計画を提示すること。
3. 夕張新第二炭鉱 (1)薄層化が顕著となったので早急に炭量調査を実施する。 (2)其の結果操業継続が困難と認められた時は別途協議する。	(1)炭量調査は今迄の基礎データに基づき最近の薄層地帯の採炭、掘進の実績を勘案し、可採炭量を検討し早急に終堀の時期を決定する。 (2)終堀の場合職員については、社内配転を行うほか全社的に調整し就職斡旋を行う。 (3)上記の具体的方法については別途協議する。	(1)現鉱区内は勿論、隣接鉱区を含む、採堀の可能性について再検討を行うこと。 (2)操業継続が困難とみられた場合は、完全雇用を原則として社内配転を行うこと。
4. 清水沢炭鉱 現採炭区域は54 年度末終堀となるため53 年度から東部区域の本格着工を行い、55 年度に新区域へ全員移行する。	清水沢東部開発は昭和53 年度より本格着工する。 現区域の炭量は昭和54 年度末で枯渇する見込であるが、昭和55 年度には東部第1 斜坑区域の採炭を実施し、昭和56 年度より東部第2 斜坑区域の採炭を開始する。	現行区域並びに東部第1 斜坑区域の終堀迄に東部開発の完成を実現するために着工の時を極力早められたい。
5. 真谷地炭鉱 (1)労使協力のもとに早急に自立体制の確立をはかる。 (2)上記自立体制確立のため具体的対策については、山元に於て別途協議する。	自立体制確立のために早急に日産1,610 吨を確保することとし、その具体策については別途山元に於て協議する。	(1)機構の見直しについて結論が出次第組合に提示すること。 (2)9 片以深の炭量を把握するための探炭計画を早期に明示すること。
6. 附帯部門の合理化 化成工業所、炭鉱病院並びに管理部門については、合理化を実施せざるを得ない状況にある。具体的内容については目下検討中なので、成案を得次第別途協議する。	(1)化成工業所については、コークス市況その他を勘案し合理化案を検討中であるが、昭和52 年10 月に提案する。 (2)炭鉱病院の診療体制については、 ①清水沢宮前町地区に新たに診療所を設置し、平和、清水沢、真谷地、登川の各診療所を廃止し新診療所に統合する。新診療所は昭和52 年度中に完成し昭和53 年度より統合する。 ②昭和52 年9 月末を以て幌内病院並びに新幌内病院を廃止し、三笠市立病院ほか社外診療機関を利用する。 詳細は別紙(5)の通りである。	(1)化成工業所の将来計画については極力早期に提示すること。 (2)管理部門のあり方について検討出来次第、早期に提示すること。 (3)炭鉱病院の診療体制については ①病院の統廃合に伴う人員配置については、完全雇用を原則とし社内配転を行うこと。 ②幌内炭鉱病院の全面廃止を撤回し、幌内病院に統合し存置すること。
7. 組合協力要請事項 幌内炭鉱が復旧する迄の間は、大手4 社並の賃上げ並びに期末手当の支給は、不可能な実情を御認証の上御協力願いたい。	昭和52 年度末迄の間、賃上げ並びに期末手当については大手4 社の決定額並みの支給は、不可能なので格差を設けたい。尚、その格差については都度協議する。	賃上げ並びに期末手当については都度協議する。しかし、労働条件問題は、われわれにとって重要な問題なので将来にむけての改善の考え方を明らかにされたい。

「② 同意書

北海道炭鉱汽船株式会社の再建計画に同意し、実現に協力する。

昭和 51 年 10 月 19 日

日本炭鉱労働組合

中央執行委員長 里谷和夫

北海道炭鉱汽船株式会社

労働組合連合会 会長 橋本俊隆

北海道炭鉱汽船株式会社

執行委員長 佐々木仁三郎」

「③ 協定書

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは当社再建計画に関し、下記の通り協定する。

記

1. 幌内炭鉱

(1) 復旧作業

遺体収容を最優先とし、早急に 7 片迄の作業を促進する。

復旧工事に対し、技術上保安上の蹉跌が生じない限り全面復旧を目標として作業を促進する。

(2) 保安確保

復旧作業中の保安確保については、労使協力して万全を期す。

又生産再開後の操業に当っては先に提案した「保安対策緊急措置」を実施する。

(3) 人員計画

取明復旧作業所要人員は山元で協議する。上記以外の人員は夕張新炭鉱等に派遣する。その職種別人員、労働条件、福利厚生関係については別途協議する。

2. 夕張新炭鉱

(1) 保安確保

保安管理体制、坑内骨格構造の整備等保安対策については、その万全を期す。

(2) 生産計画

日産 5 千トン（年産 150 万トン）体制を確立する。

このため社員人員、坑道堀進、坑道維持拡大等の計画については山元で協議する。

(3) 派遣者の受入

幌内炭鉱より派遣者の受入に当り、諸施設の改善については山元で協議する。

3. 夕張新第二炭鉱

労使調査団による現炭鉱区の炭量調査を実施し、炭量枯渇が判明した場合は、事後対策について別途協議する。

4. 清水沢炭鉱

現稼行区域の炭量は昭和 54 年度末をもって枯渇するため、出来る限り早期に隣接する東部区域の開発を行い、昭和 56 年度より新区域に移行する。

5. 真谷地炭鉱

自立体制確立のため、日産 1,610 トンを確保することとし、人員計画、生産計画、保安対策、炭量状況調査及び対策等具体策については別途山元で協議する。

6. 化成工業所

自立のための対策を樹て改善に努力するも収支つぐわない時は改めて協議する。

7. 病院関係

病院の統廃合に関し、地域の意向を配慮して別途協議する。

8. 再建計画に関する資金対策

幌内炭鉱の復旧資金を含め再建に要する資金は関係先の援助と相俟って会社が責任をもって確保する。

9. 賃金及び賞与のあり方について

昭和 52 年度末までの賃上げ、期末手当のあり方については、経営の厳しい事情を認識し、都度協議する。

昭和 51 年 10 月 19 日

（三）再建計画合意後の経過

労使で合意した再建計画は、10月19日通産省（石鉱審北炭問題専門委員会）に提出し、本件は政府に委ねられることになった。

（1）北炭問題専門委員会の態度

再建計画の提出を受けた専門委員会は、直ちに検討に入りその結果、11月4日開催された石鉱審経理部会に中間報告を提出した。この中間報告は次の様な厳しい所見と計画の見直しを指摘したものであった。

- ① 幌内炭鉱復旧には、人員配置、作業方法の改善等を中心として極力経費の抑制を行い、今後生ずるであろう多くの変動要因に充分対処し得る着実な計画とすること。
- ② 生産体制については、保安の確保に充分配慮して早急に生産体制の強化を図るための計画を付加すること。
- ③ 管理部門等の経費の節減の計画を明示すること。
- ④ 付帯部門等について措置を出来るだけ早期に行う様計画すること。
- ⑤ 人員計画については、新規採用の計画となっているが、現下の同社のおかれている厳しい経営環境を勘案すれば所要人員については極力配転などにより対処すべきと考えられ適切な人員計画を策定する様検討すること。
- ⑥ 設備投資計画は、この際徹底的に洗い直し投資の優先順位を検討して、資金調達能力と十分に調和のとれた投資計画とすること。
- ⑦ 資金計画については、外部資金への依存を極力減少させると共に、資金の調達の内容を具体的に明らかにすること。

以上の報告を経理部会は諒承しこれに基づいて北炭に対し計画の見直しを求めた。

北海道炭鉱汽船株式会社

取締役社長 齊藤 公

北海道炭鉱汽船株式会社

執行委員長 佐々木仁三郎」

「④ 了解事項

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは、当社再建計画に関し、下記の通り了解する。
記

1. 深部対策

「深部開発特別研究班」の実効ある運営強化をはかる。

2. 管理部門のあり方

管理部門のあり方については、成案出来次第提案する。

3. 夕張新第二炭鉱

隣接鉱区の開発構想については、地域社会問題として受けとめ検討する。

4. 幌内炭鉱より派遣者の取扱

家族同伴を希望する者については別途協議する。

昭和51年10月19日

北海道炭鉱汽船株式会社

取締役人事部長 荒木謙二郎

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 佐々木仁三郎」

(四) 北炭の対応

石鉱審経理部会から再建計画の見直しを指示された会社は、組合側に対し「労使で合意した基本路線は変えないが、指摘を受けた7項目については具体的に再検討を行う。細部で変更ある場合は組合に説明する」ことを表明した。会社は指摘事項の見直しについて通産省とのヒヤリングで問題を詰め11月29日にこれを提出した。

(五) 石鉱審経理部会の答申

再提出した再建計画に対し、1月12日開催された石鉱審経理部会は「修正された再建計画は当初計画に比べ着実性が増した」と評価し、なお残る問題については今後実施段階で、労使が協力して適格に対処することを条件に、又、政府に対しては、災害復旧に対する合理的な助成のための方策を速かに検討し、幌内炭鉱復旧につき適切な助成措置を講ぜよ。という主旨の答申をまとめ田中通産大臣に提出した。

(六) 北炭職組の対応

再建計画合意後、各支部の機関を開催して経過を確認すると共に具体的問題の取組みをすすめた。

① 幌内炭鉱から新炭鉱への派遣

再建計画で新たに新炭鉱に26名を出向させることに合意しているので、幌内支部は、派遣に伴う諸条件について既派遣者との懇談などを経て要求事項をまとめ現地会社側と団体交渉を行った結果、11月9日から派遣を実施した。更に再建計画の見直しで新たに事務部門を含め19名を年末の差迫った12月28日から派遣した。

② 夕張新第二炭鉱炭量調査

別掲の通り12月13日から3日間調査団を編成して調査をすすめたが、この調査団には佐々木仁三郎本部委員長以下3名が参加した。(夕張支部 本間勝委員長、北野潔副委員長)

③ 51年10月19日付再建協定で、賃金及び賞与のあり方について、昭和52年度までについては経営の厳しい事情を認識し、都度協議することとした。

しかし、同日付で会社対炭労、北炭労連間に於て、52年度賃金並びに51年度上期同下期々末手当に次の様に具体的に協定した。それによれば、

① 賃上げについては大手4社の妥結額の70%とする。その他については大手4社の決定通りとする。

② 期末手当については、大手4社妥結額の55%とする。但し、格差分については、経営状況が好転した場合に考慮する。

この様に具体的に協定済みのため、北炭職組としてもその後の会社との協議でこれに準じて実施することとした。但し期末手当格差分45%については、その後経営状況は一向に好転せず加えて夕張炭鉱(株)の倒産の影響により未払いの儘続いた。

(七) 幌内再建問題で労使が国会に招かれる

51年10月8日開催の衆議院石炭対策委員会と同月19日開催された参議院商工委資源エネルギー小委員会に労使代表が参考人として招かれた。衆議院には、会社側代表として萩原北炭

会長、組合側代表は、里谷炭労委員長、佐々木北炭職組委員長の3名で、参議院には、以上の3名の外に、会社代表として斉藤北炭社長が出席した。夫々開会の冒頭に各代表より15分～20分の意見を述べたが、各代表の意見は主として会社側は、当初の幌内縮少案から、全面復旧に転換した理由と釈明及び資金援助、災害特別融資制度の新設等を重点として意見を述べた。組合側は、幌内炭鉱の従業員の半数近くが他炭鉱に出向して不自由な生活に耐え、又、組合は賃金、期末手当の不払を避けるため独自で融資を確保するなどして再建に期待をかけ努力している等の実態を述べ夫々の立場で再建への協力を要請した。この中で佐々木北炭職組委員長は特に北炭の経営悪化の主な要因は35年の夕張第二炭鉱の爆発事故にはじまって夕張第一鉱、平和炭鉱、幌内炭鉱の大災害によることを指摘し今後の再建は保安管理体制の強化が重要な課題であることを強調した。このあと参考人への質問が行われたが、両院とも主として萩原会長に向けられた。

会社側に対する質問の主なものは、幌内縮少案を短期間に全面復旧に変更したのは何故か、北炭には社長が2人いるといわれる程経営姿勢が乱れている。経営悪化の後始末を政府に任せるという安易さが大幅赤字を生んできたのではないか、再建計画では従業員の賃金は他社との格差がつけられているが、労働者の犠牲による再建にならないか等厳しい指摘があった。

2 夕張新第二炭鉱閉山（51.12）

51年10月19日付再建協定の中で「夕張新第二鉱については労使調査団による現鉱区の炭量調査を実施し、炭量枯渇が判明した場合は、事後対策について別途協議する」ととりきめていた。このため同年12月16日から3日間調査団（学識経験者3、会社4、職組3、労組9）を編成団長には木下重教北大教授就任、北炭職組は、本部佐々木委員長、本間夕張支部委員長、北野同副委員長が参加した。調査団は会社から事情聴取、入坑調査のあと会議をもって可採炭量、経済性などについて討議した結果、木下団長と学識経験者にとりまとめを一任し、52年1月31日経済性にはふれず次のようにまとめられた。

「現有の可採炭量に鉱命延長を考慮し、右二片深部、右三片を採掘するとして、約60万トン月産5～6万トンとして10～12月間の延長が可能と思われる。しかし、これは飽迄未採掘区域の炭量状況に対する推定であって「右二片深部、右三片の採掘については、労使間で充分検討されることを要望する」と報告された。

（一）会社の閉山方針

会社はこの報告にもとづき、52年2月17日あらゆる面から検討した結果として、右二片深部、右三片の採掘は技術的に困難であると表明、その後4月11日経済性からしても鉱命延長等による損失は110億円、夕張新炭鉱の移行遅れて175億円、計286億円の資金不足になり、この膨大な資金調達是不可能で北炭全体の崩壊を招くことになるので現行採掘区域が終掘する昭和52年8月末をもって閉山し従業員は坑内適格者は各炭鉱に移行、坑外、事務関係の必要人員は社内に移行その他人員については、関連企業はじめ就職斡旋に最大限に努力するとの提案をしてきた。

(二) 北炭職組の態度

1. 調査団の報告にあるように鉱命延長をはかったとしても最大2年以内と推定される。
2. 鉱命延長をはかるとすれば坑道堀進の期間、人員不足のため出炭を落し対策するしかない。
3. 経済的には設備投資を必要とし、又、減産による赤字は必至である。
4. 夕張新炭鉱の計画出炭は人員不足のため確保されず、又、幌内からの出向者の帰山後の補充は新規採用は期待出来ず社内配転によるしかない。
5. 再建計画が石炭審理部会で承認された経緯からして夕張新炭鉱の計画出炭をせずに更に鉱命延長によって膨大な赤字を発生させることは客観的にみて許されない。

以上のことから、経済性、幌内炭鉱の復旧、夕張新炭鉱の人員不足等から鉱命延長は至難であるとの判断を決めた。

(三) 夕張労組の閉山反対

夕張労組は調査団の報告は諒承したが、会社提案に対しては閉山を意味するものであるとして資源尊重を前提にして、閉山を阻止し飽迄鉱命延長をはかるという方針を決め、化成工業所の再建、病院の統廃合の問題と併せて交渉をすすめた。一方で中央、道の関係先に対し閉山阻止の要請行動を展開した。更に夕張労組は4月27日24時間ストを決行、当日は道炭労と共に対道交渉を実施、4月29日には第二波の24時間ストを実施、夕張地区労は抗議集会を開催した。このあと5月2日3日団交をもったが交渉は進展せず翌4日第三波の24時間ストを決行した。双方対立の儘、夕張労組、北炭労連傘下組合員、夕張市民会議と炭労、道炭労による対政府、道の要請行動を5月16、17日実施した。その結果5月17日通産省より労使双方に対し次の政府見解を示された。

(四) 政府見解

夕張新第二炭鉱問題については、本来、労使間の交渉により自主的に解決されるべきものである。しかし、その後、労使交渉の進展がみられず、長期に亘り、この儘推移するならば、北炭(株)全体の経営に重大な支障を生ずるという事情もあり、極めて重要な問題となっている。さらに、北海道知事、夕張市長など関係者から、早期解決の要望もあったので、労使双方から交渉の事情を聴取した。

この結果、労使双方とも早期解決をはかるべきとの意向が十分汲みとれた。したがって、労使双方は、このような現状を十分認識し、従来の交渉の経緯にこだわることなく、速やかに交渉を再開し、本問題を早急に解決することを期待する。

この政府見解にもとづいて5月23日交渉が再開され、会社側から「閉山の時期は原則として10月末日とする」との修正提案がなされた。

労組側は、政府見解並びに会社修正提案を検討した結果、条件交渉に方針を変更することを決めた。

北炭職組は、先に閉山止むなしの態度を決めており、会社の修正提案の背景、労組の動向の推移から、他炭鉱への移行並びに諸条件に取組むことにし各支部委員会に諮り要求をとりまとめた。6月16日要求書を提出、7月2日から交渉に入った。その結果7月4日諒解点に達し妥結した。

(五) 妥結内容

○移行する者の取扱い

1. 退職手当

交付金の範囲内とし控除利率は年3.8%の単利とする。(交付金支給後に夕張一鉱、平和鉱の既対象者も同率とする。)

2. 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給する。

3. 移行支度金

有扶養者 28万円、単身者 23万円

但し一年以内の自己退職者は一括返済する。

4. 酒肴料

1人当1万円を支給する。

5. 労働条件

継続勤務した者と同様に取扱う。

表-移行しない者の取扱い

	停年間近の者	再採用者（含嘱託）
1. 退職手当	停年扱いに準ずる	期間満了者の扱い
2. 解雇予告手当	平均賃金の30日分	平均賃金の30日分
3. 酒肴料	1万円	1万円
4. 期末賞与、帰郷旅費、 年次有給休暇残日数慰労 }	停年扱いに準ずる	期間満了者の取扱い

○上記以外の者の取扱い

1. 退職手当

社務都合退職の取扱いとする。

2. 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給する。

3. 酒肴料

1人1万円を支給する。

4. 期末賞与、帰郷旅費、年次有給休暇残日数慰労

社務都合退職の取扱いとする。

5. 支払時期

別途協議する。

6. 炭鉱離職者臨時措置法の適用

関係官庁に申請する。 以上

(六) 夕張新第二炭鉱閉山妥結後の経過

1. 終堀及び撤収作業

52年8月11日、右零片第3ロングの採炭が終了してから8月31日をもって採炭作業

は全面的に終了し、9月1日より撤収作業を開始、10月末日をもって一切の作業を完了し直ちに密閉作業に入った。

2. 密閉作業及び遷座式

坑口閉鎖工事は52年11月1日札通炭業第260号をもって認可されたので同日直ちに作業に着手し、入気斜坑、第一排気斜坑とともに11月14日、扇風機風道は11月20日夫々作業を終え密閉は完了した。

坑口神社の遷座式は、11月22日午後3時より関係者が集まっておごそかに執行され、47年1月出炭開始以来6年間の歴史を閉じた。

3. 買上申請と鉱業権の消滅

北炭職組夕張支部並びに夕張労組は買上申請に対し昭和52年9月末日石炭合理化事業団が夕張新第二炭鉱を現地調査することに同意する「交付金申請評価に関する同意書に調印し鉱業権は昭和53年6月29日消滅した。」^{註(8)}、と同意した。

注(8) 閉山後の再就職及び移動は(A)職員と(B)鉱員の場合、いずれもほとんどが表に示されるように夕張新鉱へふり分けられた。

表－A. 職員組合員、職種別、移行先人員 () 内主任内数

区 分	夕張新鉱	清水沢	真谷地	幌 内	電力所	経 理	人 事	健 保	退 職	計
採 鉱	(7) 47	2	(1) 2						(1) 8	(9) 51
機 械	(1) 9	5	1	(1) 3	1				2	(2) 21
電 気	(1) 6	3	1	(1) 3	(1) 2					(3) 15
その他技術	1		1	1						3
事 務	7	1	3	1		1	1	2	3	19
計	(9) 67	11	(1) 8	(2) 8	(1) 3	1	1	2	(1) 13	(14) 114

註(1) 退職者13名の内訳 再採用者5名 臨時嘱託1名 現役7名(内1名停年1年以内)

(2) 退職の再採用者5名の中2名は夕張新炭鉱に嘱託として採用

表－B. 鉱員再採用先別、職種別、退職者人員

区 分	坑 内	坑内外	坑 外	坑外準備員	準備員	準備員謝礼	謝 礼	謝礼準	合 計
夕張新鉱	525	4	25	19	45	1	8		627
清水沢			9	6		1			16
真谷地			4	2				1	7
幌 内			16						16
電力所			11	1					12
化 成			1		2				3
分 室			14	1	14		1		30
計	525	4	80	29	61	2	9	1	711
%	84.5		85.6		55.8		45.5		80.1
退職者	96		19		50		12		177
%	15.5		14.4		44.2		54.5		19.9
合 計	621		132		113		22		888

註(1) 坑内外とあるは、坑外夫より坑内夫への職変

(2) 鉱員の退職は7月23日、移行は7月30日より開始され11月14日をもって完了した。

3 見直し再建計画と生産三社体制

北炭の再建問題については、51年10月19日付労使間で合意した再建計画が、石炭審議会部会で承認され、幌内炭鉱の災害復旧に対する特別融資制度が適用され再建路線が布かれ計画が実施に移された。しかし、この再建計画は夕張新炭鉱の日産5,000トン確保が前提であるため、夕張新炭鉱の出炭の落ち込みは企業収支を著しく悪化させ、資金繰りに大きく齟齬をきたす結果となった。

この様な状況から、会社は52年12月5日開催した特別労使協議会で「現状、当社は莫大な借入金をかかえて自立更生の途は閉ざされ、絶体絶命の境地に直面している。このため、石炭生産部門を分離独立させて、夫々の自立更生の途を拓くこととした。」として、夕張新炭鉱の生産計画、清水沢東部開発の中止、化成工業所の閉鎖、管理部門の縮小等の見直しの上に立って、石炭生産部門を分離し三社を独立させて再建をはかるという計画が提示された。

このあと、職労組合夫々が労使協議会分科会、団体交渉で会社側との協議を進めた結果、53年1月18日その大綱について、夫々合意した。この計画では、経理面で56年度末迄に約300億円の資金不足が見込まれ、この対策として、夕張新炭鉱開発資金の財政肩代り、幌内炭鉱災害復旧費の援助増額と借入金の返済猶予など、政府、金融機関、ユーザーの援助協力に全面的に依存しているものであり、会社側も「自らなすべきことをなして、その上で政府と金融機関の支援を懇請する以外に途はない」とし見直し再建計画を再提出した。しかし、通産当局は、「現行法の枠内における助成は行うが、財政肩代りや財政資金全額補助並びに財政投融資などは絶対出来ない」との態度を明らかにしており非常に困難な状況の下で自立再建をめざし生産部門分離と分社を主軸にして再生の途を注(9)の如く求めたのである^{註(9)}。

注(9) 北炭と生産三社体制の区分と役割分担は、持株会社の形態を取ることになるが、この再建案は(1)同意書、(2)協定書a、b、(3)新会社の自立計画を中心に次のように決まった。

「(1) 同意書

北海道炭鉱汽船株式会社の再建計画見直しに大綱的に理解し、実現に協力する。

昭和52年12月16日

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 齊藤伝一

北海道炭鉱汽船株式会社

社員組合都市連合会

委員長 今 健司」

「(2) a 協定書

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合及び北海道炭鉱汽船株式会社社員組合都市連合会とは北海道炭鉱汽船株式会社再建計画見直しに関し、下記の通り協定する。

記

一、石炭生産部門の分離について

1. 北海道炭鉱汽船株式会社（以下北炭という）は、石炭生産部門を分離し、北炭夕張炭鉱株式会社、北炭真谷地炭鉱株式会社、北炭幌内炭鉱株式会社の三社（以下、石炭新会社という）を発足させる。

但し、北炭夕張炭鉱株式会社には現夕張新炭鉱並びに清水沢電力所、夕張炭鉱病院を含む。

なお、石炭生産分離後の北炭社は、石炭新会社からの委託により石炭販売、輸送及び資材購入を主体とした業務を行う。

借入金債務の分割負担については、石炭新会社の収益力並びに債務償還責務に応じ衡平な分割を行

うこととする。

石炭新会社設立の時期は昭和53年10月2日を日途とし、その資本金の全額を北炭社が出資する。

2. 石炭新会社に不測の事態が発生した場合は、北炭グループ全体の資金融通により対処する。

3. 石炭新会社の事業計画については、保安確保を基盤とした……以下1行不明

(第30回定期大会資料)

(1) 北炭夕張炭鉱株式会社

(イ) 夕張新炭鉱

坑道の維持並びに準備坑道の掘進を計画通り実施し、年130万トン(日産4,500トン)の安定を当面の目標とする。必要且充分な採掘区域を造成し、昭和56年度中に日産5,500トンの出炭体制とし、昭和57年度以降年産160万トン体制を確立する。

(ロ) 清水沢炭鉱

(I) 清水沢東部開発は中止する。

(II) 現区域の可採炭量は150万トンと見込まれるが、それ以外の炭量については、今後技術上、経済上の観点から十分検討の上、採掘の可否を山元に於て協議決定する。

(III) 終掘時点に於ける社員の雇用及び諸条件については別途協議する。

(2) 北炭真谷地炭鉱株式会社

昭和52年1月末山元労使協議に基づく当鉱自立安定出炭年産47万トン(日産1,610トン)を確保する。

(3) 北炭幌内炭鉱株式会社

採炭切羽の増加をはかり、昭和53年8月以降日産4,000トン、引続き昭和56年4月以降年産130万トン(日産4,500トン)体制を確立する。

年産130万トン体制確立後に於て、現域の深部化抑制と当炭鉱の鉱命延長をはかるため、北部区域に展開する。

4. 細部事項については別途協議する。

二. 労働条件並びに交渉方式について

1. 労働条件

(1) 北炭社及び石炭新会社の労働条件は現行通り維持する。

(2) 石炭新会社へ移籍した者は勤続年数を通算する。

(3) 会社、組合間の諸協定は石炭新会社に於てこれを適用する。

2. 交渉方式

石炭生産分離後の交渉方式は、交渉方式として石炭新会社が従来の方式を踏襲する。対応措置については、検討の上別途協議する。

三. 化成工業所

1. 化成工業所は閉鎖する。

2. 就職対策は次の通りとする。

(1) 坑内勤務を希望する適格者は社内配転とする。

(2) その他の者については、本店に就職対策本部を設け、完全就職に万全を期す。

3. 退職条件については別途協議する。

昭和53年1月18日

北海道炭鉱汽船株式会社

取締役会長 萩原吉太郎

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 齊藤伝一

北海道炭鉱汽船株式会社

社員組合都市連合会

委員長 今 健司

「(2)b 協定書

会社と職組並びに都連とは、当面する危機打開と会社再建のため労使一体となり、下記の緊急対策を実

施することを協定する。

記

1. 緊急増産対策

昭和53年2月、3月の危機打開のため、休日出炭を実施する。

具体的には山元で協議する。

2. 計画出炭の確保

会社と組合とは、計画出炭の確保に責任をもち、その達成のための諸対策を相協力して実行し計画出炭の完全確保をはかる。

操業日に於ける計画出炭が未達成の場合は、あらゆる挽回策を講じ計画の達成を計ることとする。

(1) 操業日数の確保

生産計画達成の前提となる操業日数確保のため、会社と組合は相協力し、計画操業（昭和53年度の場合は297日）の確保を計る。

(2) 休日出炭体制の確立

生産計画達成のため、休日出炭体制を確立する。

3. 職責の遂行

作業管理及び職場規律の確立、負傷減少対策並びに出稼向上対策に関し、会社は社員教育を徹底して行い、社員はその職責を遂行する。

4. 厳正な人事管理

上記諸項目の遂行に当り、会社は信賞必罰等厳正な人事管理を実施する。

5. その他

実出勤確保等の取扱いは山元において具体的に協議する。

昭和53年2月7日

北海道炭鉱汽船株式会社

人事部長 後藤義美

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 斉藤伝一

北海道炭鉱汽船株式会社

社員組合都市連合会

委員長 今 健司

「(3) 新会社の自立計画

(1) 夕張炭鉱株式会社

① 資本金は10億円とし、全額を北炭社が出資する。

② 事業計画は、当初4切羽日産4,400トン体制であるが、北部区域の開発が完了する56年7月以降は5切羽日産5,500トン体制を確立する。この時の所要実働人員は2,173名、能率は62.2トン/人/月である。

③ 損益の見通しについては、53年10月から56年度間は赤字であるが、57年度以降は黒字基調に転じ、5,500トン体制確立後は安定した剰余金の発生により、その後8年間、即ち64年度末をもって債務の償還を完了しうの見込みである。

④ 清水沢炭鉱は、東部開発を中止する。従って現稼行区域の炭量が枯渇する54年度末（推定）をもって終堀とする。これに対処して夕張新炭鉱に移行することとし、移行計画は現地において組合と事前に協議する。

⑤ 電力所は、53年より3ヶ年間で北海道電力(株)よりの送電線増強工事を実施してもらい、夕張地区当社送電線に連けいし受電体制を完了する。現有火力については維持補修が限界と思われるので58年度より廃止する。

なお、坑内ガスの有効利用と保安電力確保を企図して57年度中に12,000kw程度のカスタービン発電所を新設する。

⑥ 夕張炭鉱病院は、赤字減少の対策として人工透析、雑役部門の請負切替などを実施したが、更に基準看護、検査部門の強化、医療単価のアップなどを実施する。

4 化成工業所の閉鎖

51年10月19日付再建計画協定で化成工業所については「自立のための対策を樹て改善に努力するも収支つぐなわない時には改めて協議する」ととりきめた。その後化成問題対策委員会を設けその検討をすすめる52年度に次の諸対策を実施した。

(2) 真谷地炭鉱株式会社

- ① 資本金は、3億円とし、全額を北炭社が出資する。
- ② 事業計画は、自立出炭日産1,610トンを持続するためには61年度より第四立坑を掘さくし、65年度以降13片以深の採掘に備えることが不可欠である。これに要する投資額は66億円である。
長期計画の所要実働人員は767名、能率は51.6トン/人/月である。
- ③ 損益の見通しについては、均衡ラインを基調とし、60年度以降累積損失を脱却する。しかし、第四立坑の完成稼働による減価償却費の負担増加により66年度以降は再び損失を余儀なくされるので、経過金融を考慮しなければならない。
- ④ 従って将来問題として、深部移行に伴い条件の悪化が予想され、殊に13片以深の採掘には大規模の投資が必要となるので、④真谷地炭鉱は13片レベル以深は操業せず、その以前に地質調査の完了している穂別炭田地区に新炭鉱を造成して移行するか。⑤真谷地炭鉱を引続き操業し、穂別炭鉱は別個に坑内員を確保して新炭鉱として操業するか。事前に組合と協議してその方向を決定する。

(3) 幌内炭鉱株式会社

- ① 資本金は、5億円とし、全額を北炭社が出資する。
- ② 事前計画は、5片ポケット上部坑道の発熱現象により西部区域の展開が大幅に遅れたため日産4,000トン体制は4ヶ月遅れの8月以降となる。8月以降の出炭体制は計画通りで、54年4月より日産4,500トン体制となり災害前の生産規模に復帰する。しかし、現中央区域のみでは深部移行が早まるため旧住友専断閉鎖区域の北部区域開発を56年度より着工し5年の工期をもって完成する。総工費は125億円である。61年度より現中央区域と併行稼働のこととし日産4,500トンを維持する。
長期計画の所要実働人員は1,532名、能率は72.2トン/人/月である。
- ③ 損益の見通しについては、分離後55年度迄は減価償却費の負担のため赤字で推移するが、56年度以降60年度迄は北部区域開発の補助金収支もあり、経常損益段階で年間平均約14億円、肩代り元本補給金を含むと約18億円の利益計上が期待され、これにより累積損益も57年度以降黒字に転ずる見込である。北部開発については、56年度より5ヶ年間に亘り125億円の支出を要するが、これはその全額を補助金並びに財政投融資で賄うため資金逼迫とならないが、61年度以降その約定返済を要するので資金収支の黒字は縮まることとなる。かかる資金繰りに基づき分離時に分割された市市民間借入金、57年度以降10ヶ年間、即ち66年度迄に完済の見通しである。

(4) 北海道炭鉱汽船株式会社(旧北炭社)

- ① 資本金は、現在の額そのままとする。
- ② 事業内容は、石炭生産部門各社に共通業務である石炭の販売と輸送及び資材の一括購入を主体とする。従って新しい視点に立って業務の再編成を断行し、その業務に対応した最小必要限度の所要人員により経営を継続する。
- ③ 債務の償還については、分離時の債務継承額は435億円となるが、このなかに下/52～上/53の不足資金85億円が含まれており、これを自己努力により解消を図る所存であるため実質上は350億円である。その後56年度末迄には不動産売却による被担保債務の償還等により、更に66年度末迄には市中金融機関等の借入金債務を償還する。その結果、66年度末の債務残高は139億円となる予想である。
この弁済については、石炭部門新会社が債務を完済後に再合併を行い、その収益によって約3年半で完済しうる予定である。
- ④ 地質調査所、機械計算業務は、分離に当たって各々関係会社に移管する。移管に伴う条件については別途協議する。」

- 1) ソ連炭の導入による原材費の低減
- 2) 銘柄炭の構成変更，縮少，廃止による採算性の向上
- 3) 人員の自然減耗による合理化と諸経費の節減
- 4) 販路拡大のため地方自治への要請と副産品の増産
- 5) 直売制による流通経費の節減

このほか検討事項として

- 1) 専用鉄道廃止
- 2) ガスの社外供給
- 3) 高反応コークスの製造

に取組んだが、1)については、トラックに切替えるための設備改善費が多額になる。2)は需要先が限定され設備投資が過大となる。3)は効果はあるが速効性はなく設備投資が多額になる等で実施は出来なかった。

以上の諸対策により年間約1億円の収支改善をみた。しかし、その後もコークスの市況は低迷を続け需要は減少し在庫はふえ、一方で価格の低落に加え輸入価格との値差は拡がり、更に原料炭価格の値上りによって、諸対策をもってしても好転は期待出来ない状態に立ち至った。

52年12月5日特別労使協議会で、会社はこの状態の儘操業を続ければ金融機関の支援は全く得られなくなるとして、53年3月末をもって閉鎖すると提案した。この提案について組合側も北炭の危機乗切りのため3炭鉱の分割自立という重大な時期にあって、今後収支好転の見込がないとすれば閉鎖も止むを得ない措置であるとして53年1月18日合意し条件交渉に移行することになった。北炭職組は夕張支部委員会で要求書をまとめ53年2月7日要求書を提出し団体交渉に入った。その結果2月17日閉鎖協力金、その他諸条件について諒解点に達し妥結した。

交渉妥結後2月19日からコークス炉の火を落しはじめ約10日間で終了した。

2月28日午後3時から、コークス炉前で従業員その他多数の関係者が集り閉鎖式が行われ昭和9年開所以来44年間の操業の歴史に終りをつげた。従業員、職員18名、鉱員83名、準備員18名は、夫々社内配転、就職斡旋先に向けて別れを告げた^{註(10)}。

注(10) 化成工業所は(1)閉鎖協力金、(2)協定書を中心にして以下のように決まる。

「① 閉鎖協力金

1. 退職者
本給×2.5ヶ月＋1律100,000円
2. 社内配転者
本給×1.0ヶ月＋1律100,000円
3. 福利行事費
108万円（対象18名）を一括組合に支給する。

「② 協定書

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは、化成工業所の閉鎖に関し、下記の通り協定する。

記

1. 閉鎖期日
昭和53年2月28日

5 修正見直し再建計画

53年2月7日労使が合意した見直し計画を政府に提出したが、しかし、この段階に至ってもなお夕張新炭鉱の出炭は回復しない儘に推移した。このため支援の継続を約束していた関係方面では、北炭労使の姿勢の甘さを指摘し強い不信の念をいだき、援助の打ち切りを表明するまでに立至り、見直し再建計画にもられた内容そのものが極めて甘いという声が大きく、三度修正をせざるを得なくなった。

このため、会社は夕張新炭鉱の出炭の下方修正、賃金の釘づけ、期末手当の半減、労務債の棚上げ並びに設備投資の削減等、自己努力を盛り込んだ「修正見直し計画」を組合側に提案してきた。

この提案は、直接労働条件の切下げにかかわる内容だけに、組合側内部で問題になったが、北炭の崩壊を回避するには、関係先の援助は不可欠の要素であり、その前提として、自己努力をもって再建する以外にないとの判断にたって53年5月25日同意しこれを政府に提出した。その後も、各炭鉱の出炭は一時低下するなど問題が出たが、最終的に7月20日石炭審は異例ともいべき厳しい指摘を付してこれを認め、次いで7月26日、正式に通産大臣はこれを認可した。

このような苦難の過程を経て、53年10月2日、当初予定した通り、北炭夕張炭鉱(株)、北炭真谷地炭鉱(株)、北炭幌内炭鉱(株)の生産部門三社と旧北炭社が夫々独立した^{注(11)}。

2. 雇用関係

- (1) 退職する者の日付は昭和53年2月22日以降とする。
- (2) 坑内勤務を希望する適格者については社内配転する。取扱いは転勤扱いとする。

3. 就職斡旋

再就職を希望する者に対しては、本人の意向を尊重し、関連会社をはじめとし、他に誠意を以って就職斡旋を行なう。

4. 退職者の取扱い

(1) 退職手当

社員退職手当協定の社務都合退職の取扱いとする。

但し閉鎖後1年以内に停年に到達する者については停年の取扱いとする。

(2) 解雇予告手当

平均賃金の30日分(税込)を支給する。

(3) 期末手当、年次有給休暇残日数慰労、帰郷旅費については社務都合退職の取扱いとする。

(4) 福利厚生施設の利用

退職の日より6ヶ月間は従来通りの取扱いとする。

(5) 炭鉱離職者臨時措置法の適用については関係官庁に申請する。

(6) 支払い期日

(イ) 退職手当並びに3条件経費の3分の1を昭和53年9月までに支払う。

(ロ) 残額は昭和54年3月末迄に精算する。

(ハ) 内払金として1人当たり100万円を限度として支払う。

昭和53年2月27日

北海道炭鉱汽船株式会社

人事部長 後藤義美

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 斉藤伝一

注(11) 修正再建計画案は幌内炭鉱災害と復興資金を夕張新炭鉱の出炭増加で賄う資金調達案を柱にしているが、

柱となる夕張新鉱の目標出炭1日当り5,000トンを達成したのは昭和52年の延17日間で、ほとんど計画を下廻る結果となった。この結果、夕張新鉱への設備投資の減額と賃金切下げが強行され、さらにガス抜きを中心にする下請けへの転換が大幅に進められ、昭和56年のガス突出事故の遠因となる。修正再建案は(1)同意書、(2)協定書、(3)確認書、(4)覚、(5)議事確認を経て次のように決まった。

「(1) 同意書

北海道炭鉱汽船株式会社の再建見直し計画に同意し、実現に協力する。

昭和53年5月25日

日本炭鉱労働組合

中央執行委員長 里谷和夫

北海道炭鉱汽船株式会社

労働組合連合会

会長 橋本俊隆

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 斉藤伝一」

「(2) 協定書

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合及び北海道炭鉱汽船株式会社社員組合都市連合会とは、北海道炭鉱汽船株式会社再建計画見直しに関する昭和53年1月18日付会社、職組、都連間協定書を下記の通り修正して協定する。

記

一、労使協力による再建達成について

当面する危機打開と再建達成のため、労使一致協力して、再建計画の達成を期す。

二、石炭生産部門の分離について

1. 北海道炭鉱汽船株式会社（以下北炭社）は、石炭生産部門を分離し、北炭夕張炭鉱株式会社、北炭真谷地炭鉱株式会社、北炭幌内炭鉱株式会社の三社（以下石炭新会社という）を発足させる。

但し、北炭夕張炭鉱株式会社には、現夕張新炭鉱と清水沢炭鉱並びに電力所、地質調査所、夕張病院、宮前診療所を含み、北炭真谷地炭鉱株式会社には現真谷地炭鉱並びに真谷地病院、登川診療所を含み、北炭幌内炭鉱株式会社には現幌内炭鉱並びに幌内病院を含む。

なお、石炭生産部門分離後の北炭社は、石炭新会社の石炭販売及び資材購入の委託業務を行う。

借入金債務等の分割負担については、石炭新会社の収益力並びに債務償還責務に応じ衡平な分割を行うこととする。

石炭新会社設立の時期は、昭和53年10月2日を目途とし、その資本金の全額を北炭社が出資する。

2. 石炭新会社に不測の事態が発生した場合は、北炭グループ全体の資金融通により対処する。
3. 石炭新会社の事業計画については、労使相協力して保安確保を基盤とした計画出炭の達成により自立経営を維持することを前提とする。

(1) 北炭夕張炭鉱株式会社

(イ) 夕張新炭鉱

坑道の維持並びに準備坑道の掘進を計画通り実施し、年産127万トンの安定出炭を当面の目標とする。

必要且十分な採掘区域を造成し、昭和55年度以降年産134万トン体制を確立する。

(ロ) 清水沢炭鉱

(a) 閉山時期は、計画上昭和55年上期とするが、現行区域以外の炭量については、今後技術上、経済上の観点から十分検討の上、採掘の可否を山元に於て協議決定する。

(b) 夕張新炭鉱への移行計画については、山元に於て協議の上、決定する。

(c) 終掘時点に於ける社員の雇用及び諸条件については別途協議する。

(2) 真谷地炭鉱株式会社

昭和52年1月末山元労使協議に基づく当炭鉱自立安定出炭年産47万トン体制を確保する。

(3) 北炭幌内炭鉱株式会社

採炭切羽の増加をはかり、昭和53年8月以降日産4,000トン、引続き昭和54年4月以降年産130万トン体制を確立する。

年産130万トン体制確立後に於て、現区域の深部化抑制と保安対策に十分な余裕を持つ考え方で、北部区域採掘を検討するため、炭鉱周辺開発試験を関係方面に要請の予定である。

4. 細部事項については、別途協議する。

三. 労働条件並びに交渉方式について

1. 労働条件

- (1) 北炭社及び石炭新会社の労働条件は現行通り維持する。
- (2) 昭和53年度は、ベースアップは行わない。
- (3)(イ) 昭和53年度期末賞与は、大手四社見合額の50%とする。
(ロ) 昭和54年度以降の期末賞与は、その都度協議する。
- (4) 石炭新会社へ移籍した者は勤続年数を通算する。
- (5) 会社、職組、都連間の諸協定については、石炭新会社はこれを適用する。

2. 交渉方式

- (1) 石炭生産部門分離前
職組、都連との交渉方式は従来通りとする。
- (2) 石炭生産部門分離後
職組、都連との交渉方式は、基本方針として石炭新会社が従来の方式を踏襲する。
対応措置については、検討の上、別途協議する。

昭和53年5月10日

北海道炭鉱汽船株式会社
取締役会長 萩原吉太郎
北海道炭鉱汽船職員組合
執行委員長 斉藤伝一
北海道炭鉱汽船株式会社
社員組合都市連合会
委員長 今 健司

「(3) 確認書

会社と職組、都連とは未払い問題について下記の通り協定する。

記

1. 退職手当

昭和51,52年度分は昭和53年度末迄に完済し、その後の発生分は昭和55年度末迄に未払い状態を解消する。

2. 第二次長計達成協力金

昭和57年度以降3カ年間の分払払とする。但し経営状況好転の場合は早めに支払うよう努力する。

昭和53年5月10日

三者調印」

「(4) 覚

会社と職組及び都連とは、昭和54年度以降昭和56年度迄の期末賞与に関し、下記の通り覚を取交す。

記

昭和54年度以降昭和56年度末迄の期末賞与については、大手四社見合額の50%とするが、支払い能力に応じて、その都度協議する。

昭和53年5月10日

三者調印」

「(5) 議事確認

会社と職組並びに都連とは、昭和53年5月10日付会社再建計画見直しに関する協定に関し、下記の通り議事確認する。

記

1. 賃金

6 分社に伴う社員の人員合理化（53.9）

53年5月10日付労使合意調印した修正見直し計画の骨子である生産部門の分離と分社による経営形態の改革によって発生する社員の人員合理化について、53年7月22日会社から北炭職組に対し提案された。提案の内容は、分社による機構、人員計画、就職斡旋、退職並びに移行者の条件であった。

組合側は重要な問題であり機関に諮り対置案をまとめ会社側との交渉に入ったが、双方対立の儘推移していたが、8月下旬頃から該当職場に不安が高まり動揺が起きはじめたため各支部機関で執行部一任をとりつけた。

その後の交渉で代表交渉、トップ交渉をもって問題点をつめた結果、組合側は雇用確保を原則的にとりつけ、又、諸条件についても同意し、9月14日妥結し調印した^{注(12)}。

(1) 昭和53年度のベースアップは行わないが、昭和56年度の再建計画見直し時点に於て再協議し昭和57年度以降格差是正を行う。なお、経営事情が好転すれば昭和57年度に拘らず早期に格差是正について協議する。

(2) 昭和54年度以降は従来の慣行を尊重する。

2. 未払い問題

(1) 昭和51年～52年の期末賞与格差分は昭和57年度以降支払うものとするが、該協定との関連から昭和51年前期期末賞与格差分

昭和54年9月

昭和51年後期期末賞与格差分

昭和55年1月

昭和52年前期期末賞与格差分

昭和55年9月

昭和52年後期期末賞与格差分

昭和56年1月

を起算として、銀行1年定期預金利子を付する。

昭和53年5月10日

三者調印」

注(12) 生産三社体制の発足に伴う人事配転と希望退職者の募集は次の協定書に基づいて決まった。

「協定書

会社と職組並びに都連とは、修正再建計画実施に伴う退職者の取扱いについて下記の通り協定する。
記

1. 就職斡旋

会社は退職者の希望を尊重し、誠意をもって就職斡旋を行う。

2. 退職諸条件

(イ) 退職手当

社務都合の取扱いとする。

但し、退職当日54歳以上の者については停年退職の取扱いとする。

(ロ) 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給する。

(ハ) 再就職促進手当

就職なきまま退職する者に対し本給1ヶ月分を支給する。

(ニ) 期末賞与、年次有給休暇残日数慰労、帰郷旅費については社務都合の取扱いとする。

(ホ) 福利厚生施設の利用

本人の希望に応じ、退職手当等の支払が終了するまで在籍者同様とする。

3. 炭鉱離職者臨時措置法の適用については関係官庁に申請する。

佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社職員組合の運動と組織力」(下の一)(大場)

昭和 53 年 9 月 14 日
北海道炭鉱汽船株式会社
人事部長 後藤義美
北海道炭鉱汽船職員組合
執行委員長 木本亮博
北海道炭鉱汽船株式会社
社員組合都市連合会
委員長 今 健司」